

第九節 昭和恐慌下の郷土

(一) 恐慌の深刻化と自治体の動き

大正十三・十四年と一時持ち直したかにみられた、農作物の価額も、同十五年よりふたたび下降し、農村の不況は慢性化して、昭和の大不況にと入っていった。

東城村の例にみられるように農作物価格の下落は農家収入の激減となり、農家の生活を圧迫した。

これに対して、農事の改良、耕地の整理拡張・副業の奨励等の施策が講じられたが、農耕地の絶対量は、そこで生活する農業人口の増加に対し限界を示すものであり、農産収入の減少が原因となり、離農して都市への流出が起るわけである。

こうした農村疲弊への対策として副業の奨励が行われたが、東庄地域において、どれ程の効果を上げたか資料上からは明らかにすることができない。昭和二年に始まる金融恐慌を前にして、農家の生活は困窮の度を加えてきた。

1 恐慌の進行と合理化への努力

農村恐慌に引き込まれていく様子を「東城村における水稻(粳米)の作況表」(第17表)により見よう。

第127表 昭和期 東城村における水稻(粳米)の作況表

年次	收穫高	反収	当り穫	価 格	石 当 り 額	全 国 平 均 額	気 象 災 害
	石	斗	斗	円	円	円	
昭和元	7,188	20.1	260,206	36.20	36.24		
2	7,497	21.0	243,278	32.45	32.61	(月)(日) 12・10降雹	
3	7,411	20.7	212,696	28.70	29.02	10・ ⁸ / ₉ 台風	
4	7,507	20.9	210,196	28.00	27.92	9・10台風	
5	8,314	23.1	147,158	17.70	17.59		
6	7,919	21.8	125,120	15.80	15.96	9・ ²⁵ / ₂₈ 台風・豪雨	
7	7,397	20.4	129,448	17.50	17.63	11・ ¹⁴ / ₁₅ 台風	
8	8,631	24.1	176,936	20.50	20.51	豊作	
9	7,805	21.7	225,174	28.85	28.81	7~8 旱害9・ ¹⁹ / ₂₁ 台風	
10	6,838	19.3	196,251	28.70	28.93	9・ ²⁰ / ₂₇ 台風・豪雨	
11	8,651	24.3	245,256	28.35	28.44	10・ ² / ₄ 台風・豊作	
12	8,287	23.2	269,328	32.50	32.52		
13	7,352	20.6	256,585	34.90	35.39	6・27, 7・5台風・豪風	
14	8,976	25.0	380,134	42.35		大豊作	

(東城村統計一覽表より)

大正十三・十四年に四一円(石当たり価額)に持ち直した米価も、昭和二年の金融恐慌に引続く昭和四年の世界恐慌に巻き込まれ、米価は下落の一端をたどった。最も低かったのは、昭和六年(一九三二)の一五円八〇銭(石当たり価額)で、これは実に大正九年二月の最高価格五五円の三分の一以下である。

さらにこれを、「生産総価額表」(第128表)で見ると、一戸当たりの収入は六〇一円(年収)である。昭和元年の同一二〇二円から、漸次減少して、昭和六年を最低に、農村生活は窮乏生活におこまれた。

昭和六年の一人当たりの収入が一〇〇円(平均)であるから、これを最低にして不況から脱け出していく状況が見られる。

なお神代村の統計では昭和五年の一戸平均収入は五八四円で、一人当たり九八円平均とさらに少なく、笹川町菰敷区では一戸当たり

第128表 生産総価額表（東城村）

単位 円

年次	農産額	畜産額	林産額	(養蚕)	工産額	計	一戸当	一人当	農産額の 総価額比
大正15	399,782	24,404	3,424	17,844	115,670	543,719	1,202	177.	73.5%
昭和2	374,611	24,693	5,258	14,005	99,212	503,774	1,112	168.	74.4%
3	356,642	33,924	5,258	14,205	113,786	509,819	1,057	180.	67.0%
4	343,119	33,743	6,984	13,219	104,539	488,591	977	168.	70.2%
5	234,603	21,390	1,462	3,950	82,754	340,249	680	114.	69.0%
6	203,078	17,118	7,249	3,950	71,671	299,116	601	100.	68.0%
7	257,013	15,790	7,001	2,695	69,028	348,832	696	114.	73.7%
8	314,556	17,406	7,491	5,182	79,379	418,832	834	136.	75.0%
9	340,038	15,248	6,574	1,904	76,906	338,765	673	111.	71.0%
10	354,695	15,266	7,443	3,127	75,424	452,878	900	149.	78.3%
11	431,283	17,551	8,083	2,402	130,458	587,375	1,165	193.	73.4%
12	440,142	14,907	7,574	2,379	145,260	607,883	1,206	198.	72.0%
13	485,634	15,229	9,955	2,457	117,387	630,662	1,253	203.	77.0%
14	781,927	22,594	35,090	3,481	140,908	984,000	1,964	332.	79.0%
※5	248,065	11,838	8,007	8,232	33,682	302,217	584	98	(神代村 統計)
	※養蚕産額は農産額に 含まれる。			大正15 0.045		昭和9 0.005			

(東城村統計一覧表より)

の収入が四〇〇円以下であったようである（孤敷区漁業組合役員談）。

重要な副業である養蚕業生産額をみると、昭和元年の農業総生産額に対する、養蚕産額の割合は四・五%であったが、昭和九年には〇・五%に減少している。繭価額の急落による減収は、昭和五年に始まり、昭和九年まで続いた。東城村における養蚕業は、衰退の一途をたどることとなった。

東城村での重要な収入源である工業生産（機織・澱粉）は、昭和元年には生産総価額の二一・五%を占めたものが、農村恐慌期の昭和六、七年には一九・八%に減額している。このことは、米価や繭価の暴落に止まらず、農村の家内工業としての機織・澱粉、そしてその他、県が副業として奨励した、製茶、藁工品などの価額も低落し、農家収入が極端に低下したことを示している。

笹川町の様子を金融面から見ることにする。

第129表 (昭和期笹川郵便局業務概要表)

(単位 円)

昭和	貯 金			為 替・振 替 (合計)		
	預 入	払 戻	差 引	受 入	払 出	差 引
元	85,823	93,110	- 7,287	72,665	55,909	- 16,756
2	104,118	92,087	+12,031	79,596	62,707	- 16,889
3	100,083	102,762	- 2,679	78,325	71,283	- 7,032
4	102,431	103,923	- 1,492	75,822	54,335	- 21,487
5	88,256	103,113	-14,357	70,376	54,027	- 16,349
6	100,334	96,749	- 3,585	70,403	51,108	- 14,295
7	80,929	101,872	-20,943	78,638	53,279	- 25,359
8	91,238	84,640	+ 6,597	73,248	47,708	- 25,540
9	86,120	86,299	- 129	79,928	57,895	- 22,033
10	87,834	108,572	-20,738	86,426	45,757	- 40,669
11	115,554	108,805	+ 6,749	94,082	49,453	- 44,629
12	110,600	93,817	+16,783	110,364	52,470	- 58,894
13	146,150	108,111	+38,039	108,230	71,840	- 36,390
14	201,802	146,857	+54,945	132,570	98,232	- 34,338

第九節 昭和恐慌下の郷土

笹川町はその産業構造では商工業の割合が多くなっているが、しかし農業生産を中心とした地域であることは、次の資料、笹川町の職業別構成(昭和十二、十四年)に見られるとおりであり、東庄地域の他の三村と変りはない。

笹川町の職業別構成(昭和十二、十四年度)

本業とするものの構成は、総戸数七七四戸に対して次のようである。

(昭和十二年)

(昭和十四年)

農業戸数四一〇戸 五三%

六〇%

商業戸数一六八戸 二二%

三四%

工業戸数 五五戸 七%

六%

これらで全体の八二%を占める構成である。

次に副業戸数からは、副業を行うもの、一七二戸(総戸数比二%八昭和十四年は三六%√)に対して、

(昭和十二年)

(昭和十四年)

農業戸数 三五戸 二〇%

三三%

漁業戸数 四五戸 二六%

一五%

商業戸数 三六戸 二一%

一〇%

四五九



地方振興鼓櫓（昭和8年ごろ）

工業戸数 二四戸 一四%
 養蚕戸数 一三戸 八%
 八%
 一七%

利根川沿いの部落(区)は、耕地を黒部川沿岸と対岸茨城県側に持つ地域で、漁業を副業としてきた。

「笹川郵便局業務概要表」(第129表)によれば、貯金額では、預け入れと払い戻しとの差、すなわち預金引出しとなった年は、昭和二年同六年を除き毎年であり、特に昭和五年同七年同十年には、今までの蓄積を引出している。為替、振替の計では毎年振込み超過となっている。

さて、こうした農村経済の極度の不況に対して、国や県、あるいは県・郡の農会は対策に苦慮した。大正十五年自作農創設維持資金補助法が立てられたり(千葉県では二年前に実施)、あるいは大正六年から国の施策となり、補助金のついた副業の奨励、さらには農村自衛の方策の一つとして、自給肥料増産を図るなどが行われた。

農村振興は、新しい農業組織による優良農産物の多量生産と、企業利潤の上る生産物の有利な販売をすることであり、そのためには生産コストをできるだけおさえた農業生産をすることにある。千葉県農会が農業共同経営共進会の開催を企画したのも不況対策の一つである。昭和四年には米麦中心の農家経営から、各種の副業を加えた多角経営農業が喧伝された。

昭和五年の米作は豊作であった。東城村の米作は前年度に比較し、一〇・七%の増収であったが、価額では前年度

の三〇%（六万円余）の減収であった。豊作であっても収入が減るのであるから農家は生きようがないことになる。このような農村の荒廃にもつながりかねない不況に対し、国では、米の買上げ、海外輸出の増進、関税操作による外米の輸入阻止などの対策を立てた。

千葉県農会でも先に述べたように農業経営の多角化により、生産手段を多面的にすることで、農家収入の減少をくい止めようとした。

この時に取られた策として、水田の二毛作の奨励があり、また産業組合をつくって農産品の貯蔵・販売の共同化により、利益が直接農家収入になるようにすることも行われた。

しかし農家の収入減が米価や繭価の暴落のみでなく、蔬菜、果実、さらには農産加工品の価額の低落、加えて地価の下落による金融の停滞など、農家経済上の悪条件が重なった。これが農村恐慌といわれた理由である。

『千葉県史』（大正・昭和編）によれば昭和五年に千葉県農会は不況打開策として次のような案を打ち出している。中小経営規模の農家は家族的労作経営の確立という自覚のもとに、勤労主義にもとづいて、多角経営を実現するため、家族労力の完全燃焼、肥料費・飼料費の自給支弁、粗収入増加のため多量生産に努め、農家消費は自家生産でまかなう。家畜飼育、農産加工を営んで副収入を高める経営組織にかえる。販売等現金出納に関する行為は共同施設（信用組合・実行組合）を利用する。日常生活の自給自足化を図り、衣類の節約、廃物利用、冠婚葬祭費の節約までに及んでいる。

これを物語る資料として、「公私経済緊縮東城村 区実行組合規定」（鎌形志郎家文書）がある。

不況の底をついた昭和六・七・八年の対策として、国では北海道への移住開墾を奨励したが、本町では応募者はなかった。

公私經濟警察給東城村 區實行組合規定

第一條 公私經濟警察給東城村 區實行組合ト稱シテ記事項

ヲ行フモトス

一、 公私經濟警察給東城村實行委員會於テ決定シテ記事項ヲ實行

ニ 其他區ニ於テ改善ヲ要スト認公ニ時弊ニテ組合ノ決定シテ記事項ノ履行

組合ハ區在住ノ戶主若シテ公世帯 主ヲ以テ組織ス

第三條 組合ノ組合長ハ名副組合長一名委員若干名ヲ置ク

第四條 組合長ハ區長副組合長ハ區長代理者ヲ當リ委員ハ組合又ハ小組

合ヲ選舉スルモトス

委員任期ハニヶ年トシ滿期再選ヲ妨ケズ

第五條 組合長ハ組合ヲ總理ス 組合長兼事務員トシテ副組合長代理ス

の設置を行い、町村農会を中心に農民の自力厚生をおし進めるようにした。東城村役場文書に、農村振興事業計画があるので次に掲げる。

起債事業計画書（起債決議書、村会の議決によつたことを示した）

- 一 起債金額、金七〇〇円
- 一 起債の目的、農村振興土木工事費に充てる為
- 一 借入金利率、年三分二厘以内

県や農会が力をいれたものには、農家経済の自給化の有効な手段としての自給肥料の増産、産業組合の設立奨励、農事・養蚕団体の活動促進があつた。

昭和七年には、知事を会長とする経済厚生委員会を組織し、県内町村に自力更生委員会を組織させるようにした。

千葉県は産業五か年計画を、そして県農会は農村振興五か年計画を立案して、実行組合の普及と、技術員

一 借入先、大蔵省預金部

(中略)

一 償還財源、一般歳入を以て之に充つ。

昭和八年七月二二日提出 原案議決(朱書)

香取郡東城村長

起債理由書

累年に亘る経済界の不況に、地方生産物の価格低落し金融今尚梗塞し、為に村民は生活上の安定を脅威せられ不安焦躁甚しく、(中略)これを救済せんが為、前年度に於て農村振興土木事業を興したるに良好なる成果を取めたるを以て、更に本年度に於ては、本村は県の補助を得て本土木事業を起し、以て村民に就労の機会を与へ、収入の増加を図り、自力厚生の資を得せしむると共に、産業の進展に資せんとす。(後略)

このように匡救事業として、農民の現金収入となる土木事業が起こされた。

昭和六年度千葉県農会月刊誌『愛土』に掲載の香取郡農会事業報告では、技術員設置、品評会および競技会の奨励、講習講話会の開催、町村農会その他の団体指導、畜耕の指導講習、採種奨励、病虫害の防除督励、園芸奨励など一三項目に亘る活動を報告している。

これらの実際の動きを、前掲の『愛土』より拾ってみると次のようである。

昭和六年(第二回)香取郡穀物改良協会主催、稲多収穫競技会の成績として、「県特」に橋村清水利一の名があり、同氏の「耕種梗概」が発表されている(後述)。さらに一等に神代村上代俊一朗、二等に東城村鈴木佐一の名があり、以下東庄地域農家五名の入選者が見られる。

昭和六年(第二回)「農会実行組合出品組合事績概要」(香取郡経営審査会による)には、良好の部に、橋村石出実行組

合がある。同年(第一回)香取郡穀物改良協会主催「堆肥競技会成績」には、「県農特」に東城村越川章、「郡特」に神代村多田建雄、一等に東城村白石進、橘村飯田徳次郎の名が見られ、ほかに三名の入選者がある。

前掲第八節「関東大震災」の項で、石毛惣左衛門氏(今郡区)の談話を載せたが、同氏が心配した米価の下落と、肥料の高騰に対する堆肥の自給について、石毛氏は次のように話している。

自給肥料の増産は父の始めたことである。豚を三頭と馬を飼っていたので、この敷藁と利根堤防の葦草を買い入れ、さらに毎朝、朝草刈を積み重ねて堆肥(厩肥)づくりをした。多田良平・多田朋夫の両氏と研究会をつくり、六坪あった肥料舎を一〇坪に広げて石造りとした。棟を高くし、一番に工夫した所は屋根で、萱葺として適当に雨漏りのするように葺いてもらった。こうして作った堆肥を一反歩の田に三〇〇貫(一一二五キロ)は入れた。ポデー箆八個(一箆に七貫目の堆肥を入れる)を馬につけ、六回ほど運び入れたものである。稲のつやはよく収穫は上った。「農道則愛土」の精神で百姓をしたものだった。当時の農会技術員より堆肥のことでは、こっちが先生であったと笑って居られた。農会で自給肥料の奨励をしていたころである。

この石毛氏は昭和七年に今郡実行組合を結成して、甘藷、菜種、小麦などの共同出荷と肥料、種子の共同購入を行っている。この組合は大正十二年五月に今郡増収組合として発足したものである。ここに同組合の概要を述べることとする。

今郡実行組合規約

目的、本組合ハ稲、麦、甘藷ノ増収ヲ図リ及堆肥改良ヲ目的トス

右ノ目的ヲ達成スル為左ノ法則ヲ設ク

一 稲、麦、甘藷ハ各一反歩以上ノ範圍トシテ競技会ヲ行フ

二 堆肥ハ一坪半以上トシ競技会ヲ行フ

機関、本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一名

二 副組合長一名

組合長ハ本組合ヲ統裁ス
(マコ)

組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代ル、本組合ヲ維持スル為メ會員一名ニ付、一ケ年金一円ヲ徴取ス
会費ハ毎年十一月末迄ニ組合長ニ払込ム事

昭和七年度會計

芋、七七七俵 歩合一六六円七〇銭

價格八三六九円二〇銭(一俵当一円十六錢六厘)

菜種子、八六呎 歩合八円八一錢

価額四三二円七五錢(一呎当五円三錢)

小麦、一三五俵 歩合一二円八五錢

価額五八八円三五錢(一俵当五円三六錢)

販売惣計九三九〇円三〇銭

歩合 一八七円三六錢

貸金利 二円一九錢

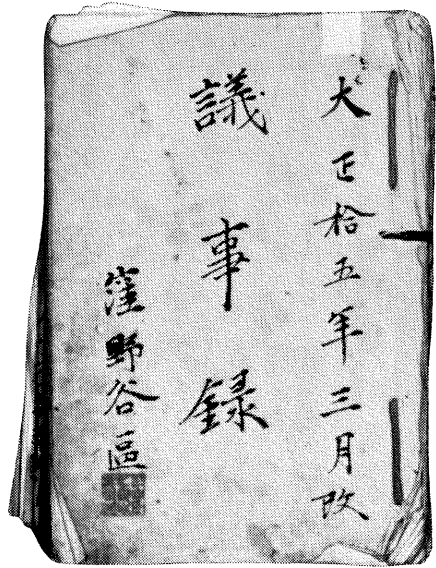
購買益 一円五二錢

利益總計 一九一円三七錢

損失總計 五円一九錢

差引純益 一三七円一八錢

剰余金処分法 販売額一円ニ付一錢二厘、但円未滿ハ切捨



議 事 録

配当残額ヲ以テ組合ノ準備金トス
右之通り承認候也

監事石毛保司
同 石毛惣左衛門

この組合は昭和十六年まで存続している。

前者と同類のものに橘村出荷組合規約法（羽計区有文書）がある。

この文書は昭和六年成立の穀物出荷組合規約である。

さきにふれた匡救土木事業については、昭和七年度に
六点、昭和八年度に四点の資料がある。

議事録（窪野谷区有文書）

昭和八年十一月十六日、臨時協議会開会、協議事項

一 臨時匡救耕地拡張改良費補助、小設備橋梁工事方法ニ関スル件、

第一項 臨時匡救事業に付ては、補助額の不足額分金五〇円也計上する、

其支出方法は、四分区費、六分は寄附と決定（中略）

昭和九年三月二五日 臨時協議会

協議事項

一 瓜坊新橋、蔵王橋梁建設費惣計金一三八円九二銭也 県補助不足額六一円九二銭、四分区費、六分寄附とする

とある、右の文面から推計すると県費補助金は七七円で、その不足額を区費と寄附金で処理したものとされる。こ

の年の役場予算には、歳出臨時費として農村振興土木費八〇〇円、耕地拡張改良事業費三二八円が計上されている。
つぎに昭和恐慌下の郷土の動きを、学校の窓から見ることにする。

「笹川小学校沿革誌」(抄録)

大正十五年(昭和元年)

- ・二月二一日午後一時ヨリ講堂ニ於テ笹川町外二ヶ村組合耕地整理ノ總會アリ、工事着手明治四四年三月一八日、工事完了大正六年一月二〇日、換地処分済大正八年一月二三日、登記済大正一〇年二月一九日、地区総面積三五六町六反余、内、田二九一町三反余、畑三一町四反余、工事予算四万四五三二円余、反当予算一三円七七銭余 委員長多田庄兵衛
- ・三月一日、香取聯合青年団東部々々總會並ニ講演会開催 講師日本青年館理事丸山鶴吉
- ・四月九日、青年団・教育会・戸主会連合ノ講演会 講師法学博士上杉慎吉
- ・四月一六日、耕地整理竣工式及新築記念講堂落成式挙行、来賓、元田県知事朝比奈部長外多数。
- ・六月一〇日、李王殿下国葬
- ・七月二〇日、笹川町青年訓練所入所式挙行
- ・一〇月二九日、笹川町養蚕組合總會へ学校長出席

昭和二年

- ・四月一八日、農会主催講演会ヲ開催、講師山崎延吉、桜井郡農会長、県伊藤技師
- ・五月七日、アメリカ人形歓迎会お伽会ヲ開ク幼児愛護デー、婦人会処女会
- ・五月一四日、県連合処女会発会式、千葉市、
- ・七月七日、片岡県図書館司書来校、図書館視察
- ・一〇月一三日、普選講演会
- ・一月二三日、陪審法講演会、講師富永千葉地方裁判所長、八日市場区裁判所検事

昭和三年

- ・二月四日、竹尾式候補ノ政党政見発表会
- ・三月二十九日、本町青年団十五周年記念式挙行羽計社会主事臨席
- ・九月二十五日、印紙税ニ関スル講演会

昭和四年

- ・十一月二〇日、鹿野戸区緊縮運動講演会ニ高木校長出張ス、(この年浜口内閣の緊縮財政、政府官吏の減俸のこと起る)、度量衡検査本校ヲ行フ

昭和五年

- ・二月一〇日、衆議院議員立候補者演説会
- ・六月三日〜八日、高木校長衛生講習会ニ佐原小学校ニ出張ス
- ・六月二十七日、家禽調査準備
- 同 二十九日、飼養者宅訪問
- 同 三〇日、小栗配布(家禽調査は、挿秧休業中害虫駆除と共に、県並に農会の農村振興対策の一環として、また農業教育振興策として行なわれた)
- ・七月二十六日、国産品奨励講演会(六月三日政府は国産品愛用運動開始を通牒する)講師後藤知事閣下、安田社会主事
- ・九月八日、菜種栽培法ニツキ講話、講師千葉県農会技師、(農村疲弊対策として副業の奨励による農業経営の多角化が提唱された)

昭和六年

- ・一〇月二十七日、佐倉聯隊長宮村大佐来校、青年訓練所査閲

・五月二十七日、海軍記念日、講演会講師館山航空隊山下少佐(九月一八日、満州事変起る)

- ・六月二十四日、笹川少年赤十字団発団式ヲ挙行鵜殿県視学、永塚日赤千葉支部員来校
- ・九月一・二日、産業組合講習会開催（農村経済対策として農業経営の多角化と、産業組合活動の促進がさげばれていた）
- ・九月二六日、郷土教育展覧会ノ件協議
- ・九月二二日、利根川陸軍特別架橋演習見学ノ為青訓生海上郡海上村ニ出向ス
- ・一月一〇日、成田鉄道佐原笹川間第一期工事完成本日開通、笹川町全町拳ゲテ奉祝ヲナス、小学校職員児童一同旗行列ヲ実施ス、開通式ハ小見川町ニ於テ執行セラル、青年団ハ香取全部各町村競走シテ、佐原笹川間駅伝競技実施、
- ・一月二五日、満州軍慰問金募集映画大会ニ関スル件ニツキ協議ス。

昭和八年

- ・三月二一日、鉄道開通式アリ（笹川―松岸間第二期工事完了、佐松線全通する）

- ・六月一日、関東防空演習実施準備協議会ニ出張ス 佐原小学校

昭和九年

- ・一月一五日、流行性感冒罹病児童八七名アリ

昭和一二年

- ・七月一六日、防護団結成ノ議起ル、防空演習実施

出征軍人ノ見送りヲ行ナウ、国旗掲揚開始コノ頃ヨリ児童ノ勤勞奉仕ガ行ナワル。

2 活路を求めて

昭和初年の日本は、関東大震災でいっそう深まった慢性的不況と、中国で新たな進展をみせはじめた国民党革命といふ二つの問題に当面した。そして昭和二年、震災手形の処理問題から金融恐慌が起こり、一方、中国では中国国民党

の北伐に対して日本は山東出兵を行った。この山東出兵は居留民保護の名目であったが、実は北伐が満洲に及ぶことを阻止しようとするものであった。

昭和三年六月四日には張作霖爆殺事件を起こし、日本は中国での立場をますます孤立化していった。昭和四年、浜口内閣は国民に節約や国産品愛用を訴えるとともに緊縮政策による財政のひきしめを行い、昭和五年一月には金解禁を断行した。一方産業の合理化によって国際競争力を強める政策を進めた。この結果は不景気と失業者の増加となり、就職難時代となった。東京帝国大学の卒業生も就職口がなくて小学校の教員となる者があったが、その小学校教員も、農村の不況から月給の遅延や、分割払いが起こっていた。

浜口内閣の金解禁は、昭和四年の世界大恐慌の波及と共に行われた形となり、そのあおりをまともに受け、日本経済の不況は深刻なものとなった。

こうした経済情勢下に軍部や右翼の台頭がみられた。軍縮や緊縮政策を強行した浜口内閣は首相の暗殺というテロ事件によって、昭和六年若槻、犬養内閣と変った。

わが国では、特に陸軍部内には、日露戦争以来、満蒙の権益を確保することが日本の発展の基であるという考えが一般化されていた。

一方いくつかの汚職事件の暴露は、国民に政党政治家や元老、重臣たちへの不信任感を抱かせた。一部軍人の間には、こうした国政の改革のためにはクーデターもやむを得ないと考える風潮が次第に高まってきた。

昭和六年、柳条溝事件を口火に満州事変が起こった。現地関東軍の独断で、日本軍はほぼ満州全域を制圧した。

昭和七年五月十五日には、海軍青年将校を中心にした陸軍士官候補生その他の者によるテロ事件（五・一五事件）が起こり犬養首相は暗殺された。護憲三派内閣以来の政党内閣は終りをつげることになった。

昭和八年三月、日本は満州国承認のことから国際連盟を脱退し、翌九年にはワシントン軍縮条約の廃棄を行い、米英との対立を深めた。一方、国内では共産主義者を排除したばかりか個人主義者や自由主義者へも弾圧を加えた。

岡田内閣は二度にわたって「国体明徴」を声明し国論の統一をはかった。昭和十一年二月、陸軍部内の派閥対立から、大臣、元老や軍部内反対派への襲撃事件（二・二六事件）となった。事件後、軍部大臣現役武官制が復活して、内閣の成立権は軍部の握るところとなった。広田内閣は軍備拡張を行ない、戦時体制の強化が図られた。

昭和十二年六月、貴族院議長近衛文麿が内閣を組閣した。国民は毛並みの良い青年首相に明るい国政を期待した。しかし、組閣後僅か一か月の七月七日、日本軍と中国軍の衝突が蘆溝橋でおこり、いわゆる日華事変（日中戦争）へと進展し、そして、それは太平洋戦争へと直進することになる。

恤 救対策

昭和六年の満州事変、昭和七年の五・一五事件以降わが国の軍国化はいつそう進み、非常時とか準戦時体制ということばが日常に用いられた。満蒙の野に、中国大陸の各地に戦闘が行われていた。

昭和十二年十一月四日付、歩兵第五十七聯隊、福井部隊よりの第二回公報（戦死傷病死公報綴「東城村役場文書」）によれば、戦傷病死者二〇〇名中、香取郡出身者は二六名で、東庄地域関係者は四名である。

戦局の進展とともにこのような戦没者の村葬が行われるようになり、そして軍人遺家族慰問を各部落（区）が取り上げるころ、国の恤救対策が立てられた。農村の窮乏生活が出征兵士の戦意に影響することを恐れてのものである。

東城村役場予算・恤兵費（東城村統計書）によると恤救費（地方費）に数値記入が見られるのは昭和七年度からで、昭和八年からは国費もみられる。こうした公費により恤兵活動が行われた、一方、区や部落では以下の資料にみられる軍や出征兵士家族の援助が行われている。

昭和七年三月二十九日、橋村役場では、飛行機献納・軍人遺家族慰問寄附金の受付を行っている。

第130表 東城村役場恤兵費

(東城村予算書抜粋)

年次	昭和 7 年				昭和 8 年				昭和 9 年				昭和 10 年						
	国 費		地方費		国 費		地方費		国 費		地方費		国 費		地方費				
	救助 人員 (人)	金額 (円)	救助 人員 (人)	金額 (円)	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額			
廃疾	—	—	3	110	5	330	5	330	4	49	4	98	1	36	1	36			
老衰																			
疾病													3	55	3	55			
幼弱													4	91	4	91			
計	—	—	3	110	5	330	5	330	4	49	4	98	4	91	4	91			
年次	昭和 11 年				昭和 12 年				昭和 13 年				昭和 14 年						
	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額	救助 人員	金額	生活 扶助	医療	助産	その他							
廃疾	1	42	1	42	1	42	1	42	5人	—	—	—	(記入なし)						
老衰								370円	—	—	—								
疾病																			
幼弱	2	68	2	68	2	68	2	68											
計	3	110	3	110	3	110	3	110	5. 370										

上記に対して部落の恤救活動が各部落記録に見られる。

昭和十二年には、戦争関係資料として、防空演習寄附関係(大久保区有文書)が四点、出征兵士後援会関係(東城村役場文書)が四点ある。これらは出征軍人ならびに家族に対する義捐金募金簿である。

(二) 増産への努力

1 農村経済自立更生活動

昭和九年「千葉県産業伸展標準」(千葉県)が、産業五箇年計画として出された。東庄地域の各町村では、自村の農村自立更生計画が樹立された。中央では県ならびに県農会主催による、農村経済更生座談会がもたれた。当地域からは笹川町長五十嵐莊太郎がこれに出席している。昭和九年一月には、千葉県農村更生期成同盟主催の千葉県民大会が開催されている。これには実行委員として香取郡農会長石毛嘉一郎(鹿野戸区)が出席している。以下、当地域における増産活動の概況を述べる。

(1) 農業

千葉県産業伸展標準実施目標集約の農業の項では、米麦、その他雑穀等および金肥の節約に依る、生産増加をうたっている。

そこで東城村の麦作(第131表 昭和期麦作推移)についてのべよう。主として食料および飼料とした大麦は、小麦に比して極端な年次別の増減は見られない。もつとも不況の激しかった、昭和六・七年に作付面積の増加が見られ、かつ収穫高も三割強の増収をみている。しかし価額は低いままである。大麦が安定した生産を維持したのは、飯米の不足を補うために、自家用として米と混食されたためによるものである。

期 麦 作 推 移

(東城村統計一覽)

7	8	9	10	11	12	13	14	
+1,739	1,403	-1,369	+1,579	1,467	-1,332	1,414	1,466	
+4,277	2,945	3,220	3,646	3,397	3,060	3,288	3,423	
19,247	16,580	21,574	25,449	33,121	29,590	46,755	53,638	
4.50	5.63	6.70	6.98	9.75	9.67	14.22	15.67	
5.65	5.80	8.15	9.04	10.49	13.76	16.50	20.00	
24.6	21.0	23.5	23.1	23.2	23.0	23.3	23.3	増産投 財の向 上
平均 (23.5)		→		← (23.2)		→		
420	+797	+801	666	+757	+931	+922	+1,235	
654	1,151	1,193	1,052	1,348	1,661	1,511	2,222	
6,213	17,035	16,106	13,781	26,380	32,828	36,188	58,727	
9.50	14.80	13.50	13.10	19.57	19.77	33.95	26.23	
15.6	14.4	14.9	15.8	17.8	17.8	16.4	18.0	
(15.18)		→		← (17.5)		→		

同 左 昭和9年

合格歩合	検査総 俵数	三 等	四 等	五 等	六 等	計	等 外	合格 歩合	
96	15,886	一、 二 等 該 当 ナ シ	193	7,278	5,309	102	12,882	3,004	81
95	12,911		702	8,287	2,821	37	11,847	1,064	92
91	10,752		226	5,927	3,595	46	9,794	958	91
95	13,941		226	8,727	2,331	137	11,421	2,520	82

「千葉県統計資料」

小麦の生産は昭和元年に比較すると、昭和八年には三倍強に、昭和十二年には四倍近く増産され、昭和十四年には作付面積は五倍に増加し、収穫高は実に七倍にも達している。

これは小麦が商品穀物として生産されたことによるものである。なお橋村を中心にビール麦の栽培が清水利一氏らを中心にして普及された。昭和九年ころには、印旛郡八街、富里地区と共に三大産地と言われた。生産高は六〇〇〇俵余りである(清水利一談)。

増産のための実行要目として、土性の調査、適合品種の栽培、肥料の合理的施用、耕種方法の改善があげられ、大麦の水田裏作が奨励されていた。

第131表 昭和

種別	年次 項	昭和元	2	3	4	5	6
		← 平均 (18.5) →					
大 麦	作付反別(反)	1,673	1,623	-1,513	1,629	1,616	+1,783
	收穫高(石)	3,278	3,036	3,096	2,999	-2,502	+4,157
	価額(円)	26,224	22,770	24,768	27,291	13,035	18,083
	単価(銭)	8.00	7.50	8.00	9.10	5.21	4.35
	(千葉市単価)(銭)	9.43	8.24	11.23	10.71	8.28	6.88
小 麦	反当收穫高(斗)	19.6	18.7	20.5	18.4	15.5	23.3
	作付反別(反)	245	300	389	277	+444	387
	收穫高(石)	311	323	507	390	584	590
	価額(円)	6,220	5,943	8,264	5,577	6,231	4,720
	単価(銭)	20.00	18.40	16.30	14.30	10.67	8.00
反当收穫高(斗)		12.7	10.8	13.0	14.1	13.2	15.2
← (12.76) →							

市町村別小麦検査成績調 昭和7年

町村	検査総数	一等	二等	三等	四等	計	等外
神代	374	—	18	161	180	356	15
笹川	55	—	2	26	24	52	3
橘	847	—	9	447	318	774	73
東城	1,560	—	64	676	735	1,475	85

先に述べた産業伸展策の実際例を『愛土』(昭和六年)に掲載の清水利一(石出区)の「稲作耕種梗概」によって紹介する。

稲の品種は、中生銀坊主である、優良品種の普及統一は県並に農会の奨励してきたことであって、この競技会に出品されたものは全部県の奨励品種で、早生銀坊主、早生愛国、中生銀坊主、中生愛国、中生撰一で、いずれも部落採種圃生産のものである。

施肥要領

苗代施肥量は(坪当)ロイナホス五〇匁、草木灰二〇〇匁、硫酸七匁。

本田施肥は、堆肥五〇〇貫(以下單位は貫)大豆粕一六、豊年粕八、磷酸アルミナ一六、骨粉八、ロイナホス三、硫加一〇、草木灰四一、秩父加里八を四回に施している。

管理

除草回数四回で除草機と手取りを交互に行っている。

病虫害防除は一回葉鞘変色茎拔取りと石灰撒布を行う。

收穫 十月十五日刈取、実収高四石二斗強

「反当たり一〇俵半の收穫高は大変な増収成績である。このことについて清水利一氏は競技用の特別栽培であった、と語っていた。

(2) 養 蚕 業

さきに東城村においては、繭価額の急落が昭和五年に始まり、昭和九年に至る間に、養蚕業が衰退することを書いた。しかし東城村以外の神代、笹川、橘地区においては、重要な副業であったことが第133表「養蚕実行組合名簿」(千葉県経済本部、昭和十年五月刊)によって知ることができる。この表からは、神代地区に七〇戸、笹川地区に六〇戸、橘地区に九九戸の養蚕業農家(組合加入戸数)があった。そして養蚕業組合を昭和六年から七年にかけて設立して

第132表 養蚕実行組合名簿(郡別養蚕状況) 昭和十年五月千葉県経済本部

	桑園反別	繭産額	養蚕戸数	実行組合数	組合員数
山武	四、二五二・七 ^円	六一六、二七六 ^貫	九、〇一九 ^戸	三八七 ^人	七、五三五 ^人
印旛	三、一〇一・八	三五〇、四一五	六、六五一	三〇三	五、八二五
香取	二、五四八・四	三八四、七四四	六、二二六	三一九	六、四二八
計	一五、三一一・〇	二、一〇八・〇五〇	三七、〇七九	一、七〇七	三三、四八九

第133表 養蚕実行組合名簿（東庄地域抜粋）

台帳番号	組合名	設立年月日	地域	組合長名	組合員数	備考
二〇八	高米	六・八・二五	神代村窪野谷	伊藤善作	三七	
二〇九	西南	六・八・二五	神代村神田	原清一郎	二〇	
二〇七	大久保	六・一〇・一一	神代村大久保	岡本福松	一三	（神代計七〇戸）
二二〇	鹿野戸	不	笹川町鹿野戸	石毛亀太郎	二六	
二四九	笹川	七・二・一九	笹川町須賀山	五十嵐政吉	三四	（笹川計六〇戸）
二二二	青馬	六・一〇・一一	橋村青馬	山本政治	二六	
二二三	羽計	六・一〇・一五	〃羽計	山内政進	三〇	
二二一	東之荘	六・一〇・一〇	〃今郡	石毛岩次郎	一一	
二二五	東今泉	〃	〃東今泉	遠藤圭	一七	
二二四	石出	〃	〃石出	保立喜平	八	
二四七	石出東部	七・一・二〇	〃石出	林彦太郎	七	（橋計九九戸）
二八六	東城	七・一〇・一七	東城村小南	香取徳右衛門	一一	（東城計一二戸）

いる。このことを笹川町における第134表の「養蚕業の推移」からみると、繭価額の下落したのは、昭和五年の夏秋蚕価額からである。その低価額は昭和十年の春蚕期まで続いている。またこのことを一戸平均の繭価額（粗収入）からみると、昭和六年が最低であって、その期間は昭和五年から同九年にかけてである。こうした価額の下落を、組合の結成によって防ごうとしたものであろう。笹川地区の養蚕業は主として鹿野戸区および利根川沿いの菰敷区で営まれていた。菰敷区にあつては度々の利根川の洪水による稲作の減収を、養蚕業および淡水漁業によって支えてきたものであるから、繭価額の下落に出合つても養蚕業は続けざるを得なかつたものといえる。

昭和期

6	7	8	9	10	11	12	13
56	57 ^g		57	55	51	49	44
298	4,904		2,165	3,660	3,540	3,385	2,765
1,586	2,215		2,282	2,057	2,046	1,879	1,578
3,879	4,475		4,925	7,205	10,246	10,285	6,483
2.45	2.02		2.16	3.50	5.00	5.47	4.10
57 ^g	55		57	48	48	47	41
3,905	4,819		5,400	4,137	3,710	3,480	2,750
1,835	2,219		2,761	1,964	1,930	1,991	1,421
4,647	10,132		7,382	9,952	8,714	8,511	6,598
2.53	4.57		2.67	5.07	4.52	4.27	4.64
8,526	14,607		12,307	17,157	18,960	18,796	13,081
149	256		215	311	371	383	297

(農商務統計より集計)

(3) 畜産業

畜産に対する千葉県五カ年計画の実施目標は、畜牛、緬羊、豚、鶏、厩肥利用等による農産物の増産である。

この期、東庄地域の牛馬の飼育状況を第135表「牛馬飼育頭数の変化」(笹川町、東城村)で見ると、大正十二年には、牛馬の飼育戸数が牛二八戸(四〇頭)に対し馬四二戸(四三頭)であったものが、同十五年には、朝鮮牛の増加によって、飼育戸数頭数共に逆転する。以後、牛の頭数は一〇〇前後増加する。蕃殖牛は昭和の初期に一〇頭程になるが、以降は減少した。一方、台地である東城村では牛馬の飼育状況は、昭和七年までは馬の飼育が多いが、これを過ぎると、馬は牛に変わっていく。毎年、牛馬を合せ二五〇頭前後が飼育され、農事用とされた。朝鮮牛は性質もおとなしく、取扱いが容易であったことや、廃牛として肉用にするこの有利さが、増加の理由である。また笹川町には大正期より搾乳業者一戸があり、昭和期も継続して近郷の需要に供している。

第134表 笹川町養蚕業推移

年次		元	2	3	4	5
春蚕	養蚕戸数(戸)	59	58	64		58
	掃立数量	376	392	462		351
	繭収量(貫)	1,584	1,164	2,711		2,287
	繭価額(円)	12,245	7,450	16,564		7,990
	一戸平均価額(円)	7.73	6.40	6.10		3.49
夏秋蚕	養蚕戸数(戸)	59	58	64		58
	掃立数量	665	585	505		380
	繭収量(貫)	2,826	2,358	2,677		2,090
	繭価額(円)	15,086	8,930	12,783		2,276
	一戸平均価額(円)	5.34	3.79	4.78		1.09
合計	繭収量(貫)					
	繭価額(円)	27,331	16,380	29,347		10,266
	年一戸平均価額(円)	463	282	458		177

第九節 昭和恐慌下の郷土

豚 豚は大正期に引続き副業として安定した飼育が行われていた。平均一戸当たりの飼育頭数は笹川町で二・一頭、東城村で二・五頭である。五頭以上を飼育する戸数は一割に満たない程度である(第136表参照)。專業化に近いと思われるものに、笹川町鹿野戸区原に「櫻井けん造」という家があったことを語る者がある。櫻井家では昭和初期に、乾燥芋の製造の間に出る残滓で、かなりの頭数の豚を飼育していたという。当時この家に手間稼ぎに行った人が話してくれた。

笹川町屠場での屠殺量を見ると九年から十二年にかけてかなり増産された様子が見られる。これは肉の価額の上昇によるものと思われる(第137表参照)。

鶏 鶏の飼育は明治期以来一貫して奨励されてきた。一戸当たり飼育羽数が二〇羽未満であることが、家禽調査の飼養戸数欄からわかる。笹川町や東城村では、五〇羽未満の飼養戸数が全飼養戸数の九五%を越している。五〇羽以上を飼養する戸数が両町村とも、一〇戸前後あるが、その飼養規模はわからない(第138表参照)。いずれにしても今日

第135表 牛馬飼育頭数の変化

年次	笹川町		東城村		牛（笹川町）				馬（笹川町）				備考	
	牛頭数 戸数	馬頭数 戸数	牛頭数 戸数	馬頭数 戸数	乳用	農用	蕃殖	計	農用	運搬用	搬用	蕃殖		乗用
大正12	40 28	43 42	34 14	183 183	(4)	34	6	40	41	2	—	—	43	鮮牛増
〃 14	78	36	25 34	183 196	(4)(1)	65	13	(78) (4)	36	—	—	—	36	(東城村統計は疑問あり)
昭和 1	73 51	32 29	55 51	174 172	6(1) —	53	14	73	32	—	—	—	32	鮮牛と交換
2	76 72	36 30	59 59	178 174	7	59	10	76	35	—	1	—	36	牛力使用増
3	94 74	24 21	59 59	178 177	5	81	8	94	24				24	同上
4	95 84	25 25	92 91	161 157	5	80	10	95	25				25	
5	85 78	30 25	99 98	148 146	4	80	1	85	30				30	牛を馬に換える
6	78 72	29 27	114 113	139 134	4	73	1	78	29				29	
7	—	—	122 121	132 128	—	—	—	—	—					
8	85 77	26 23	135 132	129 123	5	79	1	85	26				26	
9	100 86	23 21	142 141	124 121	5	90	5	100	23				23	
10	99 90	22 20	150 146	117 115	6(1)	89	4	99	22				22	
11	99 90	23 22	157 152	113 108	6(1)	92	1	99	23				23	
12	94 84	25 19	169 160	99 96	5(1)	89	—	94	25				25	
14	101 87	15 15	214 205	/	8(1)	93	—	101	15				15	

(笹川町農商務統計) (東城村統計一覽)

第136表 笹川町・東城村豚飼育状況

年次	笹川町		東城村		笹川 東城	摘 要
	頭数	戸数 (一戸平均・頭) (2.0) 224	頭数	戸数 (一戸平均・頭) (2.7) 140	5頭以上 飼育戸数	
昭和1	459	(一戸平均・頭) (2.0) 224	373	(一戸平均・頭) (2.7) 140	20戸 —	・56頭飼育…1戸(笹川)
2	349	212	459	149	11 —	
3	635	(2.6) 244	459	(3.1) 149	29 21	
4	507	228	336	193	23 10	
5	438	(2.0) 221	516	(2.7) 194	13 26	
6	574	281	759	229	7 39	
7	/	/	495	(2.4) 210	— 19	豚コレラ
8	482	268	419	189	8 14	
9	471	(1.9) 254	450	(2.2) 204	10 13	
10	510	267	397	199	14 10	
11	636	(2.3) 275	393	(2.0) 195	20 11	
12	594	281	376	203	19 7	
13	531	(1.7) 314	—	—	9	
14	/	/	369	(2.4) 155	— 17	

(農商務統計・村統計一覧より)

(備考) この頃は9か月程度の飼育で販売していた。

第137表 屠殺笹川屠場

年次	肉数量 (貫)	価 額 (円)	屠殺 頭数 (頭)	豚			備 考	
				頭数	肉 量 (貫)	価 額 (円)		一貫当 り価額 円
昭和1	7,882	23,990	731	710	7,243	22,766	3.3	本年の数量はkgとあるも計算合 わず疑問あり
2	5,946	17,313	578	568	5,652	16,934	3.0	
3	5,450	12,458	530	523	5,246	12,107	2.4	
4	9,109	18,835	916	907	8,824	18,277	2.1	
5	7,284	15,790	719	701	6,686	14,954	2.2	
6	4,681	10,337	445	437	4,397	9,982	2.3	
7	(資料なし)							
8	9,125	16,916	777	766	8,886	16,593	2.2	
9	11,248	26,176	935	932	11,184	26,096	2.8	
10	12,120	28,256	1,006	1,003	12,036	28,084	2.8	
11	16,838	39,158	1,384	1,375	16,500	38,455	2.8	
12	(9,295)	37,431	1,283	1,276	(9,186)	37,004	4.0	
13	(資料なし)							
14	20,139	64,647	1,654	1,638	19,501	62,404	3.9	

(農商務統計より)

(備考) 農村恐慌の激しかった昭和4～8年の間は肉値も最低である。

第138表 家禽調査(鶏・卵)

年次	笹川町飼養戸数				東城村飼養戸数				神代村		橘村		笹川町		東城村						
	10未 満	10以上 50未 満	50以 上	計	10未 満	10以上 50未 満	50以 上	計	羽数	一戸 当 り (羽)	羽数	同左	羽数	同左	羽数	同左					
1									戸数		戸数	同左	戸数	同左	戸数	同左					
3	198	252	9	459	123	261	(0.04)	18	402	8,308	427	19.5	7,393	459	16.1	8,096	459	17.6	7,319	402	18.2
5	189	252	9	450	127	234		10	371	7,252	431	16.8	7,955	497	16.1	6,429	450	14.2	6,580	371	17.7
7	213	217	11	441	145	235		12	392	7,350	414	17.7	9,644	515	18.7	7,669	441	17.3	6,559	392	16.7
9	163	228	(0.03)	13	404	154	186	9	349	7,473	382	19.2	8,148	470	17.4	7,131	404	17.6	5,309	349	15.2

11	178	211	9	398	114	162	8	284	7,069	389	18.1	7,256	460	15.7	6,018	398	15.1	4,185	284	14.7
13	184	184	7	375	156	173	8	337	6,302	349	18.0	7,201	461	15.6	5,468	375	14.5	4,713	337	13.9

(農商務統計・村統計一覽及県統計一覽より)

のように鶏飼育を専業とした者はなかったようである。当時の鶏飼養は、農家の畜舎や肥料舎の附近に、竹で作られた(後に金網となる)「おいこみ」と呼ばれた囲をして、その中の「とや」と呼ばれる鶏舎で飼われた。放ち飼いをする家がほとんどであった。卵は「卵買い」によって、また成鶏は「鳥買い」によって買い集められ、問屋を通して東京方面に出荷された。

(4) 水産業(淡水魚)

農村の荒廃とまでに心配された農村不況に対して、国や県では前述のような種々の対策をたてたが、実際にこの不況を乗り越えさせたものは、笹川町菰敷区では利根川の淡水漁業であった。

たびたびの利根川の洪水、中でも飯米も取れなかったといわれる昭和十年、同十三年の洪水で、農業収入が零に近い年を乗り切れたのは、養蚕のほかに漁業があったからだ、菰敷区の人々は感慨深げに談ってくれた。

さて、その漁業だが、第139表「笹川町の水産業」で示されるように、漁業を本業とする者は、多しときで五戸程度である。これらの家は過去に漁業問屋であったか、網元であった、資力のある商業や自作地主といった家柄の者である(資料が発見されないうために、その時代や状況については現在では確認できない)。他方漁業を副業とする家は昭和二年以降同十二年までは、一〇〇戸近かったが、昭和十三年には激減して三八戸となった。この理由を菰敷区の者に尋ねると、A氏は東京への出稼ぎによる減少と答えたが、B氏は税金対策だと答えた。農業者の出稼ぎを理由とする増減があったことは肯定できるのだが、数字的に漁業副業者が前年の半分以下に減ずるといふことは別の理由もあつ

第138表 笹川町の水産業 昭和期

	漁業		養殖		會計 被用者	漁船 数量(隻)	漁獲高		主な漁獲別 漁獲別(円)	養殖(上州屋)						
	本業	副業	本業	副業			数量(円)	価額(円)		場 取量(噸)	価額(円)					
昭和2	1(1)	7365	0	1(2)	75	38	74	2,933	5,570	うなぎ2,064 ほら 375	さい1,260 さい493	さけ20770円	1	250	1,125うなぎ	
3	1(1)	7265	0	1(2)	74	63	73	6,257	9,116	うなぎ3,768 ほら 1,312	さい2,323 いた406	さけ21774円	1	230	1,150うなぎ	
4	2(1)	7265	0	1(2)	75	63	74	7,666	9,525	うなぎ4,292 ほら 1,866	さい1,003 いた742	さい706	1	227	1,135うなぎ	
5	0	8660	1(1)	0	89	67	76	8,934	10,822	うなぎ4,600 ほら 2,535	さい1,003 いた1,092	さい706	1	227	1,135うなぎ	
6	0	8660	1(1)	0	89	67	86	5,489	6,414	うなぎ4,903 ほら 693	さい353		1	250	750うなぎ	
7	0	8660	1(1)	0	89	63	86	8,323	9,738	うなぎ5,423 ほら 1,421	さい749 さい424	さけ2127297円	1	265	811うなぎ	
8	昭和6		1貫目当り価額 うなぎ173.60円		さい2.14		ほら.80		さい1.50		さけ1.40の価額なり					
9	5(5)	8819	1(3)	0	96	63	99	10,810	8,751	うなぎ3,882 ほら 1,658			3	300	840うなぎ	
10	4(2)	9969	1(3)	0	104	74	107	8,709	5,661	うなぎ1,850 ほら 1,631	さい792		2	365	900	
11	4(2)	8469	1(4)	0	90	73	107	8,544	6,068	うなぎ2,313 ほら 1,757	さい468 さい498	さけ114	2	1,500	3,620うなぎ	
12	0	8065	1(2)	0	81	67	109	4,992	4,633	うなぎ1,245 ほら 1,530	さい560 さい643	さい312 さけ217	2	1,300	3,160うなぎ	
13	2(4)	3822	1(2)	0	41	28		1,664	1,820	さい255 ほら 225	さい827	さけ0	2	1,000	3,540うなぎ	
14	昭和12		1貫目当り価額 うなぎ3.00		さい2.00		さい1.00		ほら.80		さけ1.80					
15	0	業主38 業主1 22	1(3)	0	39	39	49	4159	6,808	うなぎ3,009 ほら 780	さい750 さけ0		1	520	4,220うなぎ	

備考・しじみ漁はこの期は営業としては行われていない。

・()内数字は被用者数(被使用者数)

・昭和13年の漁家・漁獲高減少理由は明かでない、一説には東京方面出稼説と納税対策の為の廃業との説がある。

(農商務統計)

たと想像される。

漁獲物は、うなぎ・ぼら・こいななどが主なものである。

ほら漁 菰敷区では、三統の「うなぎあ」（鵜網）と呼ばれる、ぼら漁があった。

共同出資によるもので（元網・中網・新網と呼んだ模様）、一統の網には、網舟二隻と、別に小舟二隻に、三人と二人づつ合計一〇名が一組で漁を行った（この一〇人が出資者である）。

漁場は豊里駅下から銚子に向かつての下流で、十一月の中旬ごろから翌年の四月初めごろまで漁を行った。

漁撈の様子は、毎朝の二時ごろから夜明けまでの上げ潮と、午後の上げ潮、それに下げ潮でも状況によっては網を下したという。大変な重労働で、時には帰宅が夜の十時ごろになったともいう。

「うなぎあ」というのは繩に鵜の羽を四五センチメートル間隔に植えつけた長繩で、小舟二隻で引くと鵜羽の働きで川底を進み、よどみに群れている「ぼら」を網に追込んだという。「沖合」と呼ばれた者（漁労長）が全体の指揮を取ったという。うなぎあ漁の漁獲物は一〇人で均分した。

うなぎ漁 「うなぎあじ」漁は、大正期まで行われたもので、網主と舟子の二人が一組となり、一〇丈（約三〇メートル）程の網を操作して、産卵に下るうなぎを、初秋のころから漁をした。これに使用される網を「長袋」と呼び、最終部の魚の入り込むところを「しど」と言った。魚の多い時は「しど」がはち切れそうなることもあった。大正六年の暴風雨の時には、このうなぎあじ漁師が犠牲者となった。この漁法は利根川の河川工事を境にして減少した。

づうけ（筈）漁 漁の中心はうなぎ漁であった。こいやぼら、さいなどを「こけ物」と呼んだ。値段がうなぎに比べ安値であった（第134表参照）。

「づうけ」は漁師が冬場の農閑期の手製であって、網と異なり資本金はそれほど必要でなかった。繩につけた「づ

うけ」を順々に川に下し、翌日上げるといふ漁法である。

漁撈組織 古くは網元（網主）制度もあった模様で、ぼら網、長袋、しゃげ網を所持し、舟子を置いて漁を行わせ、「投げ銭」（実態は不明）とよばれた給金の与え方があったようである。次いで問屋制度ができた。橋村新宿区の菅谷清太郎家はこの辺一番の問屋であった。笹川町にも何軒かの問屋があった。上州屋（林秀樹家）では鰻を取扱い、山本佐一店では、「こけもの」を中心に、林喜平店では活魚を中心に取扱っていたという。

蜆漁 この期には蜆は笹川地区では自家用程度で、営業用には漁獲されていない。蜆漁は利根川の河川工事によって海水がさすようになってから盛んになったという。昭和二十年以降のことになる。

鮭 さけの流し網漁は、第139表では昭和十二年まで漁獲が見られる。特に昭和七年には、二二二貫目、二九七円の価額がみられる。漁獲高の減少とともに、さけ網（登録者）の所持者がなくなり今日に至っている。さけが網に入ることは今日でもあるが、営業とする者はない（漁法等の詳細は明治第三節(三)を参照されたい）。

(5) 農産加工

甘藷および澱粉の生産 昭和二年の東城村における甘藷の作付反別は、一九二町で同村畑地積二五四町一反歩の七五%に当たる。同年、笹川町の一〇七町九反歩の甘藷畑は、同畑地積一五二町六反の七〇%に当る。この甘藷作付反別が昭和十三年になると東城村では九〇%に、笹川町では七二%になる（第140表参照）。甘藷の生産高について橋村、神代村の資料が見当たらないので、昭和九年度の「甘藷検査成績」（第141表）を参考に推計してみると、橋村が最も多く、次いで東城村、三番目に神代村・笹川町の順となり、生産額の割合でいうと橋村を五とし以下三・二・二となる。なお、同年の東城村の収穫高は七〇万三五〇〇貫、笹川町は三八万四六五〇貫目であることから、昭和九年の甘

第140表 甘藷・澱粉生産

(東城村)
笹川町

年	甘				藷			澱粉			
	昭和	作付反別 (反)	收穫高 (貫)	価額 (円)	反当收穫 (貫)	単価 (銭)	甘藷畑 畑面積 (%)	戸数	産額 (斤)	金額 (円)	単価 (銭)
2	昭和	1,920	633,600	50,688	330	8	75	4	149,837	11,667	8
		1,079	356,070	28,486	330	8		70	3	266,250	21,300
3	昭和	1,932	676,200	54,096	350	8		4	306,442	24,515	8
		1,126	382,840	30,626	340	8		3	244,750	19,500	8
4	昭和	1,917	670,950	53,676	350	8		5	383,750	30,700	8
		977	195,400	15,632	200	8		3	252,437	20,194	8
5	昭和	2,135	854,000	42,700	400	5		5	265,469	21,238	8
		1,040	378,560	15,142	364	4		3	207,734	16,619	8
6	昭和	2,166	649,800	32,490	300	5	82	5	284,925	15,956	5.6
		1,099	274,750	10,990	250	4	74	3	256,250	12,813	5.0
7	昭和	2,244	875,160	78,764	390	9		5	284,488	14,224	5.0
		1,114	334,200	26,736	300	8		3	256,990	12,850	5.0
8	昭和	2,306	968,520	77,482	420	8		5	420,287	21,435	5.1
9	昭和	2,345	703,500	49,245	300	7		5	560,676	29,716	5.3
		1,099	384,650	23,079	350	6		3	590,625	41,344	7.0
10	昭和	2,369	859,947	85,995	363	10	89	4	534,200	29,381	5.5
		1,100	385,000	34,650	350	9	75	3	698,470	55,878	8.0
11	昭和	2,388	835,800	83,580	350	10		5	851,311	63,848	7.5
		1,105	276,250	19,338	250	7		3	985,000	78,800	8.0
12	昭和	2,390	669,200	73,612	280	11		5	789,600	63,167	8.0
		1,136	284,000	28,400	250	10		3	935,000	74,800	8.0
13	昭和	2,490	946,200	94,620	380	10	90	5	777,064	62,164	8.0
		1,151	460,000	41,436	400	9	72	3	455,000	34,125	7.5
14	昭和	2,642	1,254,950	213,342	475	15		5	1,068,482	96,164	9.0
15	昭和	—	—	—	—	—		5	—	—	—
		1,162	464,800	92,960	400	20		3	—	—	—

(町村統計一覽より)

第141表 甘藷検査成績 (昭和9年)

食用

町村名	検査総数 (俵)	特等	上等	並等	計	等外	合格歩合 (%)
神代	628	6	62	527	595	33	95
笹川	1,395	—	1,395	—	1,395	—	100
橘	5,226	—	4,297	886	5,183	16	99
東城	941	—	265	635	900	41	96

澱粉用

町村名	検査総数 (俵)	合格	格外	合格歩合	検査総量 (貫)	総収穫量 (貫)	検査歩合 (%)
神代	19,933	19,468	465	98	246,732	—	—
笹川	18,133	17,908	225	98	234,336	384,650	60
橘	50,711	50,152	559	99	671,244	—	—
東城	32,014	31,982	32	99	395,460	703,500	56

「千葉県農産物検査事務成績」(県立中央図書館郷土資料)

諸検査では甘藷収穫高の六〇%ないし五六%(前者は笹川町、後者は東城村)が検査を受けたものと思われ、残余は仲買人あるいは澱粉加工業者によって品質の格付けがされて、取り引きされたものと思われる。ちなみに六〇%を受検数量として神代村、橘村の収穫高を推計すると神代村は、四一万貫余、橘村は一一万九〇〇貫となる。昭和八年の神代村の甘藷収穫高は四五万五〇〇貫である。

この多量の甘藷は大別すると、加工用と食用とに分けられる。加工用は澱粉加工が主でアルコール用もあった、特に戦争の激化と共に昭和十四年よりは出荷割当てが行われアルコール用が増加した。なお太平洋戦争(第二次大戦)中、戦後には芋飴用にも用いられた。生産芋の食用と加工用の比について甘藷検査の結果からは、神代村、東城村は三〇%を食用に、九七%を加工用にし、橘村は一〇%を食用に九〇%を加工用に、笹川町は七%を食用に九三%を加工用としたことになる。しかし自家用および仲買人への販売は検査を受けなかったと思われるので、食用甘藷の比率は、もっと多かったと思われる。後に述べる甘藷一〇〇〇貫取

を提唱し、実践をした農事研究家清水利一氏の談では、自分の家では七割を食用芋で生産したといっていた。こうした食用甘藷は仲買人の手を経て、北海道、東北、仙台方面に出荷され、利根川にはこの甘藷を運送する帆船がいた（同氏談）。後に食用芋の出荷が北海道民の食料事情を救済してくれたことに対し、北海道長官より感謝状が送られてきた。

食用および苗用の甘藷は掘り取ると直ちに、芋室と呼ばれる穴室に貯蔵され、必要量を取り出して四月ごろまで食用に、残余は苗用に供された。

東城村の澱粉加工は、古くは明治四十二年、一戸が六二五貫の澱粉加工を行っていたことを示している。その後は年々三〇〇貫から六〇〇貫と増加し、大正七年には二万六〇〇貫の生産高をみている。したがって東城村では四戸ないし五戸の澱粉工場が二万円前後の価額の生産を行っていたものとみられる。これが昭和期に入っても継続された。笹川町では三戸の澱粉業者があり、橋村では四戸の澱粉業者がある。うち一戸は昭和十五年、橋村信用組合に買収され継続操業された。これが後の橋村農業協同組合澱粉工場である。澱粉加工業者は豊里村、飯岡町にもある。東庄地域の甘藷はこれらの各工場で加工された。なお、終戦前後には自家用澱粉工場が数多くできた。甘藷生産の増加は、農家収入を潤した。甘藷の品種もいく種類があり、中でも「立四十」と呼ばれる品種は多収穫種で反当たり、七二〇貫から八四〇貫の収穫が見込まれ加工用として生産された。「かごしま」と呼ばれる芋は食用、加工用に適し、反当たり収穫も六〇〇貫から七二〇貫が見込まれた。反当たり平均収穫は、多くて四七五貫、それ以下であったものを、橋村では清水利一氏の提唱で昭和三年、農事研究会が発足して多収穫の研究が行われた。昭和十五年には丸山万作式栽培法の普及により、清水氏らは甘藷千貫取り会を作って増産に励んだ。この会では品種や耕地の如何にかかわらず、千貫の収穫をあげることが目標とした。この会の流れが終戦後、当町民の精神的立ち上りを考慮して行わ

第142表 笹川町甘藷苗生産高

年次	床面積 (坪)	収穫高 (把)	価額 (円)	1把単価 (銭)
昭和元	3,190	159,500	11,165	7
2	3,175	111,125	8,890	8
3	2,955	103,425	7,240	7
4	2,845	85,575	5,990	7
5	2,400	84,000	5,880	5
6	2,395	84,825	4,191	5
7	2,225	77,875	2,336	3
8	—	—	—	—
9	1,910	66,850	3,343	5
10	1,912	66,920	3,346	5
11	1,698	59,430	2,972	5
12	1,600	56,000	2,800	5
13	1,925	96,250	5,775	6
14	東城村(40)	1,960	196	10
15	5,242	262,100	47,178	18

※ 甘藷苗は明治以来の特産である
(農商務統計より)

(6) 甘藷苗生産

れた皇居勤勞奉仕団の活動である。後に甘藷千貫會として宮内庁から表彰を受けるにおよんだ。参考までに、澱粉量の歩留りは一四%前後で神代、笹川方面の甘藷は一一%程度であったという。

とがわかる。甘藷苗出荷組合の設立以前は個人取引であった。この組合には規約もあったが、現在は見当たらない。設立趣旨としては地域産業発展と農家所得増加のためをうたったようである(四代目組合長石毛利一談)。

農林省や県農産課より、昭和六年から同十二年にかけ食糧増産対策として奨励され、その後、統制品として強制出荷が行われた。昭和十五年、米穀強制出荷命令が出され、食糧の不足が表面化して、甘藷苗の出荷も急増した(第142表参照)。

甘藷苗の主な出荷先は、全生産量の八〇%を千葉県一円に、残余は茨城県を第一に、東北六県、長野県にも出荷さ

鹿野戸甘藷苗出荷組合の創立は、石毛嘉一郎氏が香取郡農会長(昭和六、九年)時代に設立されたという。石毛嘉三郎氏が創立組合長である。大正二年度の笹川町農商務統計には甘藷苗、三万二〇〇〇把、一六〇〇円が茨城方面に出荷されているとあることから大正初期には甘藷苗の栽培が行われていたこと

第143表 主要工業生産 東城村

年次	総生産額		業額	内 訳			
	A (円)	B (円)		B/A (%)	織物業 (円)	醸造業 (円)	澱粉業 (円)
大正15	543,719	115,670	21.3	52,010	31,040	20,313	12,307
昭和2	503,774	99,212	19.7	46,281	31,040	11,667	10,224
3	509,819	113,786	22.0	46,281	31,040	24,515	11,950
4	488,591	104,539	21.4	38,653	30,832	30,700	4,354
5	340,249	82,754	24.3	29,788	27,960	21,238	3,768
6	299,115	71,671	24.0	28,161	23,786	15,756	3,768
7	348,832	69,028	19.8	26,817	22,668	14,224	5,319
8	418,832	79,379	19.0	30,712	21,733	21,435	5,499
9	338,765	76,906	23.0	20,545	21,364	29,716	5,281
10	452,878	75,424	16.7	16,391	22,732	29,381	6,920
11	587,375	130,458	22.2	36,870	23,045	63,848	6,695
12	607,883	145,260	24.0	46,156	23,679	63,167	12,258
13	630,662	117,387	18.6	11,228	25,538	62,164	18,457
14	984,000	140,908	14.0	休 業	29,624	96,164	15,120

(統計一覽より)

れた。総出荷量は、年度、豊凶によって異なるが、四六万把余りである。前掲の甘藷苗生産高(第142表)では最も多い昭和十五年が二六万余把であるが、前出の甘藷苗出荷組合長石毛氏の談では、統計の倍近い生産量であったという。

甘藷苗生産は鹿野戸区では重要な副業で四〇戸近い農家が甘藷苗の生産を行った。収穫された甘藷は穴室に貯蔵され、種芋と販売芋とは半々くらいであった。その後、笹川町の新田区および菰敷区の芋苗も鹿野戸甘藷出荷組合に加入して出荷されるようになった。

農村恐慌によって疲弊した東庄地域の町や村、そして部落(区)はそれぞれに特色ある副業や出稼ぎによって不況よりの脱出を図るのであるが、甘藷並澱粉産業は終戦後の食料難を乗り切る上に最も力があった一つである。

(7) 工 業

当地域での主な工業は、醸造業(酒および醬油)、織物



馬車（醬油樽 昭和8年ごろ）

第14表 酒醸造(国税額)

地域 年	橋村 (円)	神代村 (円)	東城村 (円)	笹川町
昭和2	13,712	14,818	11,129	—
6	12,600	15,989	9,875	—
10	13,685	7,153	10,746	—
15	14,568	17,366	13,417	—
16	—	20,747	14,570	—

(千葉県統計書より)

三・二・一である。しかし、生産額の順位は昭和九年から澱粉業、醸造業、織物業と逆転する。昭和十一年から澱粉業が急増するのは、食料増産のための甘藷の増産と澱粉製造業の拡張によるものである。醸造業は、不況の進行とともに、生産額の減少はみられるが、昭和期を通じ生産額の変動は比較的少ないといえよう。当地域における酒造業の状況を、第14表より見ると、三か村で醸造していることがわかる。醸造家戸数は、橋村一戸神代村二戸東城村一戸の計四戸である。これらの酒醸造家は昭和十六年の企業統合を境に廃業し、東城村の布施酒造のみが今日ま

産を生産種別に見ると、昭和の初期には織物生産が最も多く、醸造業、澱粉業、その他の工業の順で、おおよその割合は織物生産を五とすると以下
 産、澱粉業である。第14表「主要工業生産」(東城村)に見られるように、東城村の工業生産額は、総生産額の二〇%前後を占め、農業生産を補う重要な産業である。昭和恐慌といわれた、農村不況のどん底であった昭和五・六年をみると、農業生産額も工業生産額も、共に昭和期を通じて、最低に近い生産額であるが、工業生産額が、総生産額の二四%を占め、不況の中にも幾分の補助的役割を果たしたことがわかる。さて、こうした工業生

第145表 入正醬油製造状況

年次	醬 油		粕		合計価額 (石当り単価) 円
	数 量 (石)	価 額 (円)	数 量 (貫)	価 額 (円)	
大正		総 価 額 (石当り単価)			合 計 (石当り単価) 円
3	5,233	167,456 (3.20)	57,310	8,597	176,053 (33.64)
4	5,298	166,887 (3.15)	58,532	10,360	177,247 (33.46)
5	4,627	145,750 (3.15)	53,310	9,436	155,186 (33.54)
6	5,858	222,897 (3.81)	73,076	6,846	229,743 (39.22)
7	6,325	139,909 (2.21)	70,364	7,036	146,945 (23.23)
8					
9	3,812	95,272 (2.50)	43,680	3,727	98,999 (25.97)
10	4,640	83,520 (1.80)	32,115	2,569	86,039 (18.52)
11	5,680	115,434 (2.03)	104,286	6,257	121,691 (21.42)
12	3,876	95,599 (2.47)	74,649	5,119	100,718 (25.99)
13	3,895	90,785 (2.31)			90,785 +α (23.31)

で営業を続けている。醬油醸造業は大正期に引続き、笹川町入正醬油工場が営業をしている。その生産状況は第145表のようである。織物工業は笹川町に遠藤機械工場がある。生産の状況は第146表のようである。工業生産物のうち、産額は少ないが農家のほとんどが副業として行なっていたものに薬加工生産がある。第147表笹川町「薬・木工業生産」にみられるように、生産戸数は笹川町農家の一〇〇%に近いということが特徴である。いわば零細な副業ではあるが、原料が手持ちであること、僅かな器具で、常時生産に当たれたことが、農家の婦人を含めて内職として盛んになったもとである。一戸平均生産額は非常に僅かな額である。しかし昭和三年と同十五年に著しい多額の生産額がみられる。このことの理由は明かでない。

第146表 織物・染物工業

笹川町

年次	1 織機業			絹・交織物		2 晒および染物			
	工場 (戸)	織機 (台)	職工 (人)	数量 (反)	価額 (円)	工場 (戸)	職工 (人)	数量 (反)	染賃 (円)
昭和2		5	5	122	1,966	5	5	375	1,193
3	2	5	5	120	2,014	5	5	424	1,033
4	2	5	4	133	2,045	3	3	251	866
5	2	5	4	130	1,910	3	3	351	877
6	1	5	5	212	1,056	2	4	105	1,079
7	0	5	5	227	1,135	—	—	97	266
8	1	5	4	152	1,346	2	4	303	383
9									
10	1	5	4	127	1,346	2	4	342	344
11	1	5	4	103	896	3	6	160	372
12	1	5	4	99	982	1	2	310	580
13	1	5	4	75	504	1	2	310	1,186

第四章
近代

(農商務統計より)

第147表 薬・木工業生産

笹川町

	薬 製 品			木 製 品					
	戸数	産額 (円)	一戸平均 (円)	戸数	職人	履物 (円)	指物 (円)	桶樽 (円)	一戸平均 (円)
昭和2	446	6,123	13.73	11	21	1,710	2,175	3,600	353
3	450	19,684	43.70	11	26	1,700	2,090	4,500	754
4	451	8,701	19.29	11	28	1,500	4,700	8,200	1,309
5	450	6,103	13.56	12	29	1,500	4,450	8,000	1,163
6	400	1,650	4.13	12	29	1,000	2,500	4,000	583
7	400	2,099	5.25	13	32	950	350 2,250	300 3,960	570
8									
9	400	1,954	4.89	17	34	2,250	2,850	237 1,350	933
10	400	2,181	5.45	17	33	2,260	10 2,700	150 1,130	368
11	405	2,600	6.42	19	38	2,280	20 2,890	200 1,480	362

四九四

12	405	2,769	6.84	19	38	2,370	50 2,450	320	273
13	470	3,932	8.36	26	29	1,750	2,560	1,280	215
14									
15	144	23,905	166.00	11	25	940 15	1,254 6,110	2,662	998

苧・縄・吹俵・マブシ・其他

このほかに藤細工 1戸 40円
竹細工 2戸 120円

(農商務統計より)

(8) 流通機構

昭和期の流通機構は、昭和六年の鉄道開通によって様相が変ってくる。この年以前は利根川の水運によって、荷物の輸送は行われた。主要産物の米は、米穀商あるいは地主の元に集められたものを、銚子における米相場を見込んで、販売された。笹川町の石井喜兵衛商店の例では、取引店は銚子にあった。「辰丸」や「まるみや」（船運送業）によって銚子に送られた。直接に東京へ出荷されたものもあった。帰路は肥料を積んで来たという。さて大正の末期からはトラックが本町にも顔を見せるようになった。トラックによって定期的にあるいは随時に佐原町まで運ばれた。佐原町の山村新治郎店との取引きもあった。日用雑貨物類は佐原町に地方問屋があり、そこから笹川町の小売店に卸された。

(9) 出稼ぎについて

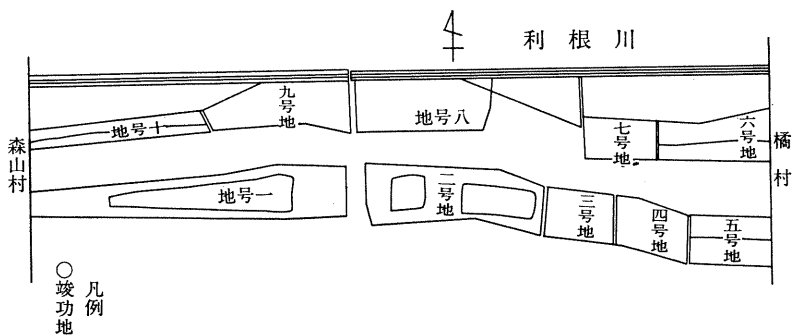
昭和の恐慌を当町の人々が乗り切った手段として、前述の各種の生産や副業がそれぞれの地域の特性に対応して展開されたのであるが、どの地域でも語られることに出稼ぎによる収入がある。昭和二年ごろから、太平洋戦争に突入する昭和十六年ごろにかけて、当地域から出稼ぎのために、東京や横浜方面へ、あるいは「上総」と総称される横芝から東金、九十九里方面へ、近くは利根堤防改修工事土木作業のトロッコ押

しに出たなどである。統計的な資料がないので出稼ぎ方面や数などを正確に知ることはできないが、笹川町の農業者調査票の中に昭和二年から昭和六年までの間、人員増減理由として、出稼ぎ者によるの記述が見られる。神代村小貝野区の、秋幡政満氏の談話を次に紹介する。

昭和二年ごろ、当地方の農家の人々は自分の家の田植えが終ると早々に何人かで語らい合って、山武郡方面の農家の田植えに出稼ぎした。それを「日傭よびとり」と呼んでいた。当時東庄地域の一日の年間賃が男手で一円程であったのに対して山武郡方面では三円程の年間賃が得られたことが魅力であった。夫婦そろっての組、男女混合の組、男だけの組もあった。雇用契約を事前に結んで出掛ける者もあったが、大部分は契約なしで、経験者の情報をもとに山武郡横芝駅に下車すると、労力を必要とする現地の方々が来ていて、その場で個々に契約が結ばれた。雇主がなくて一日中歩き廻り、なかばあきらめかけた夕方、見出されて傭われた年もあった。

こうして雇主が決まると住み込みで短い時は三、四日、あるいは一〇日間と働いた。当時の山武地方農家は養蚕業を手広く行っており、田植時期と重なって困っていた模様で、苗丈が大分に長かった。苗取り、代かき、田植をすることが主であったが時には野菜物の世話をさせられることもあり、牛馬が使えると便利がられた。わし（秋幡氏）の行った山武郡南郷村小島なる家では蚕種業（種紙）を行っていた。当家では作番頭二人、奉公人二人が居た大きな農家であった。

農村の自立振興対策として、千葉県では昭和六年十一月二十五日に、自作農創設維持資金貸付規則が出されている。そのための資金源とされた簡易生命保険加入勧奨運動が同年三月にはおこなわれている。この簡易生命保険の掛金は、自作農創設維持資金貸付の運用資金として地方へ還元を旨としたものである。



香取郡笹川町沖之洲耕地整理組合竣功略図



沖ノ洲開田(耕地整理)記念碑(昭和2年)

2 恐慌下に進められた開発(耕地整理)

(1) 笹川町沖ノ洲耕地整理組合

昭和二年九月二十一日付申請の笹川町沖ノ洲耕地整理組合設立の件は、昭和四年一月十一日、千葉県知事福永尊介より認可されたので、同年同月二十五日に第一回総会により左記の事を決議して工事を開始した。

組合員現在総数 三九名

同 総面積 一六三町八畝九歩

同 総地価

四、八六三円八錢

組合長 野口藤兵

衛、副組合長 多部

田子之助、評議員

土屋嘉門、大網末五

郎、前田健、向後幸

太郎、石毛加平

整理施行面積は民

有地、三三町九反余、国有地一二九町一反余、計一六三町余で継続工事、予算三万四〇〇〇円であった。国有地一二九町一反余は、大正十三年十月九日御料地払下げによるもので、田反別四一町九反五畝〇八歩、原野反別一五町四反一畝一歩、水面積七一町七反七畝五歩の総合計である。

本工事は昭和十二年二月竣工した。総工費決算額は、三万四九七七円七四銭である。

(2) 笹川森山耕地整理組合

昭和十三年九月二十二日付申請の耕地整理組合設立の認可が、同年十月二十六日、県知事よりあったので、第一工区阿玉川地積三四町一反余、第二工区須賀山地積七七町六反余、合計一一一町七反余の田、原野、池沼、水路の整理を行った。工事費予算は三万九〇〇〇円であり、工事施行の目的にあるように、「最重要タル悪水氾濫防止堤塘築立工事ハ県営事業ニ依リ実施シ、其ノ費用ノ五割ヲ寄附金トシテ負担シ、之ト同時ニ施行スル区画整理及交通運搬路兼用排水路ノ設置ハ組合事業トシテ施行シ、災害防止ヲ為シ、土地ノ農業上ノ利用ヲ増進セシメ、農業経営ノ安全ヲ期セシメントスル」(「笹川森山耕地整理組合」笹川町役場文書)悪水氾濫に堪える水田の造成事業である。笹川町についていえば、昭和十二年竣工の沖洲耕地整理事業の延長改善である。

(3) 兼田堰頭末(金田・大久保溜池開田)

干潟耕地整理組合編入・溜池設置反対運動を述べる前に、干潟耕地整理基本調査経過を書いて事の起こりを知らうと思う。岩瀬為吉の大正十三年九月十一日付「干潟耕地整理基本調査ニ関スル説明書」(神代村大友区有文書)によつて、次にその要約したものを掲げる。

1 明治三十九年、大旱魃に際し、県知事石原健三は干潟並に干潟に接続する九十九里一帯の地に耕地整理基本調査を開始したが、反対に出合い中止した。

2 基本調査主任技手矢野玉三の調査報告に依れば、明治三十九年の大旱魃の時、湧水量を測量した結果、意外に（水量が）豊富なが各各地（十二か所）の溜池で明かになったので、降雨時の集水のために、溜池を拡張することによって、干潟耕地を灌漑した上に、海上郡三川・矢指・富浦・匝瑳郡共興、野田村の九十九里浜に至る迄の一八町村一万一五〇〇町歩に灌水が可能であると結論された。

3 大正五年、県庁は干潟と沿岸との協調治水策を立て、旱害水害救済策として県費を以て干潟新川の大改修工事を施行しようとしたが、協調仮協約承認委員会の承認を得ることができず、この旱害水害救済案を撤去した。

4 大正六年県庁は、前記案を縮小して、干潟耕地のみの治水策を立て了解を図ったが、決定に至らなかった。この原因の一つは政党派派の争が入ったことによる。

要するに、干潟耕地整理の基本案は、旱害水害対策であつて、山間溜池の貯水量増加のために溜池の築堤・拡張・移転・新設をすることと、惣堀の復活、新設をすることであつた。

大正十三年国策の「農村振興農業水利改良溜池用排水、幹線改良工事」を国庫補助を受けて実施する好機会であるので、旭町地方繁昌策研究会を組織し、関係町村篤農家に呼びかけ賛同を得た上、県知事、農地課等の校閲を経て、香取、海匝両郡長を通じ関係町村に該説明報告書を送付した。このことから本町関係の反対運動となつた。

「干潟耕地整理組合編入・溜池設置反対に関する日誌」（大友区有文書）ならびに「干潟耕地整理溜池設置除外運動記録」（窪野谷区有文書）の二文書によって、反対運動の経過を述べる。関係する地域が神代村の大久保・大友・窪野谷（八木山）の三区と東城村の小座・小南・粟野の三区であるので、それぞれの区より、この関係の文書が見られる。右二文書の冒頭の部分を次に示そう。

(窪野谷区有文書)

大正十四年三月

抑モ干潟耕地整理溜池設置反対ノ氣勢ノ揚リシハ東城村ニシテ、同村ニテハ村民大会ヲ開催シテ之レヲ實現セリ。本村ニ是ガ交渉ヲ受ケシハ二月廿六日ナリ。最初宇井亀吉君へ來リ宇井勘次郎君ト會シテ事捨置キ難キヲ次^(告)ゲタリ、兩君ノ驚愕一方ナラズ直チニ之レニ応ジ之レガ真相ヲ知ランガ為メ、度々東城村ト交渉ヲ重ネ、然レドモ輕拳盲動ヲ避ンガ為メ種々ノ方面ヨリ調査シテ度々五十嵐県議ヲ訪問シ、又村長ニ介シテ村有力者ヲ歴訪シテ共ニ其所見ヲ交換シ、何レモ皆捨置キ難キ事件ナリト一致セリ。□□於テ臨時村會ヲ請願シテ漸ク問題ヲ具体化スルニ至レリ。以下を要約すると、干潟全面積の灌漑用水を山間部(溜池堰)に求め、耕地内に大車道・中車道を新設する事が旭町發展策であるとして、干潟と無関係の我沃土の耕作地を無断に調査設計してその整理範圍に編入して、広大な貯水池を設置しようとしている。

(大友区有文書)

大正十四年三月三日

干潟耕地整理組合編入溜池設置地区の目的には、本区耕地の大部分を設計調査し、是が為め区民一同前途を憂慮し居たる時、偶々被害を同くする窪の谷(区)宇井亀吉、宇井勘次郎兩氏本区を來訪し、本問題は實に重大なるを一小部分の反対にては到底是を打破する事能はず、依りて村會に建議し其の協賛を得て、共に提携して設置反対の活動致し度き主旨を述べて辞去す。

同年三月四日

前日の主旨に基き早速区の總會を集會所に招集し、其可否を一同に諮る。満場一致にて該問題は本区の存亡に係する重大案なるを以て、被害地区と提携し其の理由を村に具申し、俱に溜池設置反対の活動する事を決議す(後略)

以下、当金田溜池問題は次の経過に区切ることができる。

1 大正十四年三月より、大正十五年三月八日ごろまでの間、引用文の冒頭に述べられた出發から、連日會議を開

き、規約を定め署名・捺印し、村会の決議と共に村委員を立て、県知事に上申書を提出、請願・陳情書を携えて出県している(三月三十一日)。さらに農林大臣岡崎邦輔に上申書を以て陳情(四月二十日)、同日佐原郡役所へ陳情を行なった。五月二十八日には郡役所に出頭し、郡長よりの回答を促す。続いて出県し中山整理課長に懇請するも、基本調査のこととて組合成立後思旨を尊重し、諸君と協調の上相互に迷惑のからぬよう努力する旨の回答であった。七月、県は整理課主任技手野口某氏の、次いで内務部長の視察があった。七月二十二日代表六名は上京し政友会本部に青野権右衛門氏を訪ね今井健彦・鈴木隆代議士に面接依頼し、帰路二十三日出県内務部長に面会、徹底的反対を申し入れる。八月三日には両村地区の民衆・郡役所に示威運動を試む手筈となり、事態の急迫に小見川分署員の出勤となったが、五十嵐県議の仲介により事なきを得た。このように被害地域(当時こうよんでいた)の民衆の出勤までエスカレートしたことは、基本調査が着々と進められたことによるものである。大正十五年三月一日、干潟耕地関係町村の委員会が開催され、県および三郡の当局者並に主謀者岩瀬為吉其他関係町村の委員四〇名が来会し、干潟新川治水工事と溜池問題を協議することとなった。この会議に傍聴として神代・東城村代表は出席する。資料はここまでで大友・窪野谷両文書共に終わっているので、この後の経過については、『大利根用水事業史』によることとする。

干潟耕地整理地域は用排水幹線改良補助規則にもとづき、県営をもって、排水幹線である新川の改良工事が起工されたので、地元では県から技師の派遣を得て、これに続き、耕地内の支脈線の改修および用水源の改良を基盤とする、耕地内の改良を企図した。しかし用水計画については流域の狭隘な土地柄のため有効な用水計画をたてること、が困難であり、また用水源の新設または拡張のため、良田をつぶされるとの理由から反対者が続出し、ついに干潟耕地のみの用水計画は、実施不可能に終わったのである。

一方、大利根揚水計画書が大正十四年四月、県に提案され、更に県から農林省に具申されたので大利根用水事業が

世に出ることになる。

2 昭和七年四月二十三日、溜池水量増設目的のため窪野谷区田地十町歩程、埋立整理の件を万歳村より申し入れがあった。窪野谷区は関係地主、区会議員代表委員を招集して協議の結果不賛成と決議されたので神代村長を通じ万歳村に回答した。六月二十七日またまた万歳村長および県の野口技師が来て是非再協議をと要望されたので、区民総会を開いた結果反対の決議となった（昭和七年七月二十日金田溜池ニ関スル区民総会決議、窪野谷区文書）。

3 昭和九年七月十七日窪野谷区は新に起こった大利根引水事業についても反対することに決定した。八月十日反対運動経費予算六〇〇円を決める。昭和十年十二月には大利根引水対策（反対運動）に関する補助金三〇〇円を対策委員長に渡している。一方、昭和十年三月十八日には八日市場町小学校校庭において、県営大利根用水改良事業起工式が行われている。この工事はその後も反対運動により難航したが、昭和十一年二月十六日、揚水地点笹川町地先より鍬入れをみるにいたった。

4 昭和十二年五月十五日、利根川引水請負人潤間四郎八より事務所用地として窪野谷区新墓地の一部借入申込を受け、松の畦三作を一か年三〇〇円で応ずることに決している。かくして長年の金田、大久保溜池問題も解決の方向に転換したのである。この後のことを「大久保溜池並に金田開田借地ノ件」（大久保区有文書）より抜粋すると、昭和十四年五月七日臨時協議会議案雑件として金田溜井一部開拓を、利根引水による潰地者に耕作地として与えられるよう万歳村へ申入れのことが見られる。昭和十四年八月二十日、窪野谷区有志の発意に依り区長高木利一郎、代理者星野長雄議員鎌形典蔵の三氏で万歳村長菅谷寛氏を訪問し、同氏に対し金田溜池が将来水田と成った場合、窪野谷区へ下作の権利を譲与されるべき条件を約しその承認を得ている。

昭和十五年二月二日、金田溜池の一部開田について、万歳村長よりの交渉を受け、窪野谷において工事を請負うこ

とに決定した。この工事には堤塘工事一三〇間が含まれた。

昭和十五年三月二十九日には、金田溜池一部開田工事の地均工事を、大利根水路工事による失地者に下作権を与える条件で請負っている。地均工事は反当たり二四円割であった。

昭和十六年二月十六日には、兼田溜池開田借受臨時協議事項として次のことを決定している。

- 一 窪野谷区ニ於テ借受クルモノトス
 - 二 下作希望者ハ可成開田工事ニ出働スルモノトス、但シ工事ニ出働シタルモノニハ五ヶ年間耕作権ヲ変更セザルコト
 - 三 下作希望者ニアラザルモ可成多数勧誘出働スルモノトス
 - 四 昭和二十年度ニハ窪野谷区全戸、二割当ニ耕作権ヲ平均ニ分賦スルモノトス
- 昭和十六年四月四日には、次の決定をしている。

- 一 下作希望者ハ開田工事ニ出働シ、工事ニ出働シタルモノニハ下作料其他耕作上ニ就イテ、不法行為アラザル限り十ヶ年間耕作権ヲ変更セザルコト

二十ヶ年後ニ於テ場合ニヨリ耕作権ヲ変更スルコトヲ得

昭和十七年四月十日には、次の決定をしている。

兼田溜池関係ニ因ル三又橋変更ニ関スル件、右案ハ万歳村ヨリ申出ニ依ルモノナレドモ、開田設計変更上元ノ位置ニ再異動スルモノニシテ、之又止ムヲ得ザルモノト認ム、該工事は本区耕作組合員ニ一任シ、工費トシテ区ヨリ責任支出範囲ヲ以テ補助スルコト(以下一行略)

昭和十八年四月二十日には、次の記述がみられる。

金田溜池字五郎次谷開田ニ関スル件

万歳村耕地整理組合事務係高山三郎殿召招(招請)ニ応ジ、第五期金田溜井字五郎次谷開田工事を付テ御協議ノ結果、窪野谷

区金田溜井開田耕作ノ責任者菅谷昇殿高橋陽之助殿、同伴代理者飯田正造殿ハ都合ニヨリ不参、工事ハ十八年十九年二ヶ年経割ニテ執行スル事ニ致シ、南ムキ方面借地契約口頭ニヨリ成立ス

この結果二町七反四畝余、大久保溜池開田を含め三町七反八畝二八歩の開田をみた。

昭和二十二年十二月一日、自作農創設特別措置法（農地改革）により、大正十四年以來の兼田溜池問題は一応の結着をみた。

以上の土地開発のほかにもいくつかの開発事業が行われているので、その概略を述べてみる。

(4) 窪野谷耕地整理組合

これは昭和十二、十三年の二か年にまたがる耕地整理事業で、十二年度における地積は五町八反一畝一〇歩で、事業内容は区画整理と水路の設置（小型揚水機設置）を行った。諸経費については、同組合決算書（窪野谷区有文書）を次に掲げるので参考とされたい。

昭和十二、十三年度神代村窪野谷耕地整理組合決算書

昭和十二年度 歳 入		昭和十三年度 歳 入		合 計	説 明	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額			
第一款 整理費分賦金	〇・〇〇〇	第一款 同上	三〇二・二七	三〇二・二七		
第二款 雑収入	〇・〇〇〇	第二款 同上	一・一九			一・一九
第三款 補助金	四〇・三六	第三款 同上	一〇五・〇〇			一四五・三六
第四款 事業債	九八〇・〇〇	第四款 同上	二〇・〇〇			一、〇〇〇・〇〇
第五款 寄附金	三〇〇・〇〇	第五款 同上	七九八・〇四			一、〇九九・五四
					前年度繰越金（十三年） 寄附金（十二年）	

第六款 揚水分賦金	〇〇・〇〇〇	昭和十三年度	同上	同上	二五〇・〇〇〇	第六款 揚水分賦金	〇〇・〇〇〇	昭和十二年度	揚水分賦金	〇〇・〇〇〇
第七款 揚水機補助金	〇〇・〇〇〇	昭和十三年度	同上	同上	二五〇・〇〇〇	第七款 揚水機補助金	〇〇・〇〇〇	昭和十二年度	揚水機補助金	〇〇・〇〇〇
合 計	一、三三〇・二六	合 計	一、四七八・〇〇	合 計	二、七九八・三六	合 計	一、三三〇・二六	合 計	一、三三〇・二六	合 計
第一款 事務費	二七・九〇	第一款 同上	五〇・〇〇	第一款 同上	七七・九〇	第一款 同上	二七・九〇	第一款 同上	二七・九〇	第一款 同上
第二款 會議費	三・〇〇	第二款 同上	五・〇〇	第二款 同上	八・〇〇	第二款 同上	三・〇〇	第二款 同上	三・〇〇	第二款 同上
第三款 工事費	六六・一二	第三款 同上	一、〇三四・〇〇	第三款 同上	一、七〇〇・一二	第三款 同上	六六・一二	第三款 同上	六六・一二	第三款 同上
第四款 補償費	〇・〇〇	第四款 同上	五・〇〇	第四款 同上	五・〇〇	第四款 同上	〇・〇〇	第四款 同上	〇・〇〇	第四款 同上
第五款 事業債費	〇・〇〇	第五款 同上	二一・〇〇	第五款 同上	二一・〇〇	第五款 同上	〇・〇〇	第五款 同上	〇・〇〇	第五款 同上
第六款 予備費	六〇・四五	第六款 同上	五〇・〇〇	第六款 同上	五〇・〇〇	第六款 同上	六〇・四五	第六款 同上	六〇・四五	第六款 同上
第七款 揚水機費	八・四〇	第七款 同上	一〇八・〇〇	第七款 同上	七一・四五	第七款 同上	八・四〇	第七款 同上	八・四〇	第七款 同上
第八款 揚水費	〇・〇〇	第八款 同上	三・〇〇	第八款 同上	一・四〇	第八款 同上	〇・〇〇	第八款 同上	〇・〇〇	第八款 同上
第九款 雑費	〇・〇〇	第九款 同上	三・〇〇	第九款 同上	三・〇〇	第九款 同上	〇・〇〇	第九款 同上	〇・〇〇	第九款 同上
第十款 完了事務費	四・九〇	第十款 同上	九・〇〇	第十款 同上	一三・九〇	第十款 同上	四・九〇	第十款 同上	四・九〇	第十款 同上
合 計	一、三三八・八二	合 計	一、四七八・〇〇	合 計	二、七九六・八二	合 計	一、三三八・八二	合 計	一、三三八・八二	合 計
内 訳	一六〇・〇〇	内 訳	一六〇・〇〇	内 訳	一六〇・〇〇	内 訳	一六〇・〇〇	内 訳	一六〇・〇〇	内 訳
道路費	一六〇・〇〇	道路費	一六〇・〇〇	道路費	一六〇・〇〇	道路費	一六〇・〇〇	道路費	一六〇・〇〇	道路費
溝渠費	七一・〇〇	溝渠費	七一・〇〇	溝渠費	七一・〇〇	溝渠費	七一・〇〇	溝渠費	七一・〇〇	溝渠費
植管費	九一・九〇	植管費	九一・九〇	植管費	九一・九〇	植管費	九一・九〇	植管費	九一・九〇	植管費
匱費	六六・〇〇	匱費	六六・〇〇	匱費	六六・〇〇	匱費	六六・〇〇	匱費	六六・〇〇	匱費
頭首工費	三一・八〇	頭首工費	三一・八〇	頭首工費	三一・八〇	頭首工費	三一・八〇	頭首工費	三一・八〇	頭首工費
地均費	三五・〇〇	地均費	三五・〇〇	地均費	三五・〇〇	地均費	三五・〇〇	地均費	三五・〇〇	地均費
測量費	一三・七〇	測量費	一三・七〇	測量費	一三・七〇	測量費	一三・七〇	測量費	一三・七〇	測量費
十二年度分 差引残一円五四		十二年度分 差引残一円五四		十二年度分 差引残一円五四		十二年度分 差引残一円五四		十二年度分 差引残一円五四		十二年度分 差引残一円五四

香取郡神代村窪野谷耕地整理組合

組合長 高木清一郎

(5) 東今泉水利組合

この組合は、揚水機および溜池、王子水を供用して、整理地区（橋村北部耕地整理組合）および開拓地区内の水田に対して、灌漑・排水を行うもので、開拓地区とは利根川沖洲地域をさしている。給水種別に地域を示すと、一、揚水機給水地域は、字西浜、観音堂、二ノ町、一ノ町、藏内、仲町、平吾下、東浜、溝又、谷添、畑尻であり、二、溜池給水地域は、字曲田、地藏前、沼ノ内、水神、辺田、鷺宮である。三、王子水給水地域は、字道祖神、畑尻（高地の一部）、御山、玉造、溝又（高地の一部）である。四、黒部用水給水地域は利根川沖洲地域内である（遠藤三左男家文書）。本組合は昭和八年五月十五日から業務を開始し、今日に及んでいる。

(三) 教育の変質

1 軍国主義化する教育

(1) 国民学校の教育

昭和六年（一九三二）の満洲事変の勃発を転機として、ファシズムの傾向が一段と高まり、教育もいわゆる国策の線に沿うように強制された。

教育行政の面では、社会教育が重要視されるようになり、また、青年学校の設置（昭和十年）や青年団の育成などを議して学校教育以外にひろく国策の線にそつ教育の網があまねく青年層に浸透せしめられた。

これは教育勅語にあらわれているところの明治以来の国民の教化政策を具現化するものだった。

この教化政策は日華事変の起こった年である。昭和十二年（一九三七）に教育審議会が設けられ、いわゆる教育刷新を推し進めることにより、いっそう具体化された。

昭和十三年（一九三八）五月、文部大臣に就任した荒木貞夫は、そのころ教育審議会で検討中の学制改革案に反映させるために抱負をのべ、これまでの小学校教育が知育偏重であるとし、これからは国民精神を作興強化するために徳育を主体とすべきだとしている。

昭和十四年（一九三九）二月には、県国民精神文化研究所規程が定められている。これは県学務部内におかれ、中堅クラスの小学校教員を三か月間教育し、日本精神に基づき、小学校教育の諸問題を研究修練させるものであった。この規程は昭和十八年（一九四三）七月廃止され、新たに県教学錬成所規程が定められる。

昭和十四年四月には小学校児童の体育向上策として、全国一斉に剣道を準正課とすることになった。

こうして小学校教育はファシズムの色彩が濃厚になった。

近い将来にさらに大きな戦争が予想され、いわゆる国策の大改革が要請される時、その根底となるべき教育が、およそ七〇年の長きにわたって、人々に親しまれてきた「小学校」から皇国民の錬成、智徳相即、心身一体の修練を目的とする「国民学校」に改められたのは、昭和十六年（一九四一）四月のことであった。

国民学校令第一条には「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ、初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ目的トス」と規定し教育のもつ普遍的な人間形成の理念を回避して「錬成」という新しい文字を用い、その内容をファシズム的な教育にすりかえたが中学校や師範学校の場合もこれと同じような線により大幅な改正を行った。

また義務年限は初等科六年、高等科二年の計八年に延長されることになった。

国民学校では、これまでの教科目が一度解体され、皇国民の錬成という最高目標から、国民科、理数科、体錬科、芸能科に再編された。高等科には実業科が附加された。

体錬科には新たに武道が加えられ、小学校でも高学年には柔、剣道が課せられるなど、教育内容は戦時体制に切換えられた。

この年十二月八日、日本海軍による真珠湾奇襲攻撃をもって、わが国は太平洋戦争に突入し、翌十七年（一九四二）二月にはシンガポールがわが軍により占領された。日本国民は緒戦の勝利に酔い、各地で提灯行列等が行われた。

こうして、皇国民の錬成を目的とする大東亜建設教育の増進、体育武道の振興、決戦下重点教材の選択、学徒勤労動員、疎開児童受入れといった戦局の進展に即応した実践本位の戦時下の教育施策が展開された。

昭和十八年（一九四三）十二月には「教育に関する戦時非常措置方策」をきめ、翌十九年（一九四四）四月から国民学校で実施した。これは至誠盡忠の精神訓練の強化と、生産増強のため学徒の勤労を一層強化することを主眼とするものであった。

昭和十六年、七月十九日笹川小学校では職員室に神棚を祀り、朝夕礼拝した。

満洲事変以後「国防、国家体制」の確立へと進むが、日華事変（日中戦争）がおこってから以後は昭和十三年（一九三八）六月、地方の実情に応じて、皇国勤労作業を実施することを文部省より、中等学校以上に指令した。

学徒の労働力の活用は農業資源の増産にむけられ、未開地の開墾をして甘藷作り、南瓜作りなどの食糧増産などの作業に従事したが、一方出征軍人の家に向いて農耕作業の手伝などもした。昭和二十年（一九四五）四月からは、国民学校初等科を除いて、学校の授業は原則として停止され、初等科を除く全員が勤労学徒動員に参加した。

渡辺正氏(東和田区)は、戦後に出された『神代小学校百年史』で、「戦時中の小学校時代」という次のような一文を寄せている。

昭和十四年四月、緋の着物に下駄ばき、ズックの肩掛鞆を肩にして、神代小学校尋常科一年に入学した。鞆の中の教科書は文部省選定の全国共通のもので、内容は軍国主義一辺倒でした。三年生になると学校も神代国民学校に変わりました。昭和十六年二月八日は太平洋戦争に突入し、昭和十七年の春、シンガポールやマニラ陥落の勝利を祝って、旗行列で左右大神や部落の神社に軍歌を歌いながら勝利を祈願し、戦地の兵隊さんに慰問品(図画、作文、手紙)を送ったりしました。

しかし、生活物資は、日増しに不足し「欲しがりません、勝つまでは」の戦争スローガンの通り、食べ物、着るもの、ノート、鉛筆等の学用品まで極端な耐乏生活に追いこまれました。五年の頃から、食糧増産のため、箆を背に、鋤を肩にして往復一〇キロ余りの道を歩いて四ツ塚(山田町)まで農作業に行くようになった。お昼のお弁当は、さつま芋が二本か三本という時もありました。(中略)

教科書による勉強は、一日に一時間か二時間、机の上で目を通すのがやっとでした。六年生になる頃は、頭の上には、毎日のように敵アメリカのB二九爆撃機やP五一戦闘機が襲来し、学校の校舎の半分は兵隊さんの兵舎となり、グラウンドはさつまいも畑と変わりました。私達も本土決戦に備えて農作業から兵隊さんの指導で塹壕を作るための穴掘りの日々となった。竹槍を作って、さつまいも畑のグラウンドの片隅で、わら人形を相手に突撃の訓練をしたのもこの頃でした。

東京から集団疎開の同年の女子が五〇名程転校して来た。大久保のお寺を宿舎にして通学していた。昭和二十年二月卒業式を東京の母校で行なうために帰京した。その数日後の東京大空襲で、半数以上の人たちが犠牲になられたとき。その年の八月十五日は敗戦を告げるラジオ放送を放心状態できた。この日のことを忘れることは出来ません。(以下略)

(2) 青年学校

昭和十年(一九三五)主として軍部の要請に基づき、従来の実業補習学校(一八九三年成立)と青年訓練所(一九二六年成立)とを合併改編して青年学校が成立した。この青年学校は勤労青少年の教育施設として「国体ノ本義ニ基キ……………皇国青年ヲ錬成スル教育」を目指した。編成は尋常小学校卒業者を入学させる普通科(二年制)、普通科修了者と高等学校卒業者を入学させる本科(男子五年制、女子三年制)、研究科(一年制)、専修科とした。教育内容は普通教育の補習、基礎的な職業教育、軍事教練の三本建てとされたが、施設設備、教員等の不備もあって、実際には軍事教練が主体とされた。日華事変(日中戦争)が激化した昭和十四年(一九三九)良兵の補給と教化の徹底との必要からその義務制が実施された。

東庄の各町村でも各小学校内に兵器庫と青年学校職員室を設け、毎週一回・二回学科および教練を実施し、冬期は夜間学習を行った。年一回教練査閲が行われた。佐倉聯隊区司令部から中、少佐級の現役将校と県から社会主事が来て査閲を行い、その結果、成績優秀、良好、可等の序列がつけられた。職員は、各小学校長に青年学校長を兼務させ学科指導員も小学校訓練をあてていたが、主任指導員は常勤であった。また数名の在郷軍人が教練指導のため、非常勤職員として委嘱されていた。いずれにしても青年訓練所から出発した軍事教練重点主義の、いわば変則的な学校だったので敗戦とともに消え去る運命であった。

昭和二十年(一九四五)八月十五日以降、軍事教練の廃止によって、有名無実の存在となり、昭和二十二年(一九四七)六三制の発足によって、青年学校制度は廃止されることになった。次に青年学校の沿革を書く。

○笹川青年学校沿革

昭和一〇・六・三〇 校長以下兼務職員三名設置

専任職員男女一名宛設置

教練指導員五名設置

昭和一〇・七・一 設立認可

昭和一〇・一〇・六 昭和十年度青年学校教練査閲ヲ受ク

昭和一一・三・三一 女子専任教員一名増置

教練指導員一名増置

昭和一一・一〇・七 昭和十一年度青年学校教練査閲ヲ受ク

昭和一二・一一・一三 昭和十二年度青年学校教練査閲ヲ受ク

陸軍歩兵中佐渡辺滋雄ヨリ進歩賞ヲ受ク

ク

昭和二三・一一・二五 昭和十三年度青年学校教練査閲ヲ受ク

昭和一一・四・一一・九 昭和十四年教練査閲ヲ受ク

昭和一一・五・三・二 昭和十四年度青年学校査閲ニ於テ陸軍

歩兵大佐荒武重徳ヨリ優良賞ヲ受ク

昭和一一・五・九・二二 香取神宮表参道改修工事ニ勤勞奉仕ヲ

ナス

昭和一一・五・一〇・一三 香取神宮表参道改修工事ニ勤勞奉仕ヲ

ナス

昭和一一・五・三〇 青年学校学務委員十一名設置

昭和一一・五・二二・一七 昭和十五年度青年学校教練査閲ヲ受ク

昭和一一・五・二二・二五 青年学校生徒昭和十五年国民体力検査

施行

昭和一一・六・一・二〇 笹川青年学校建国農場設置

昭和一一・六・五・二二 青年訓練実施十五周年記念日ニアタリ

御親閲ヲ拝受ス

昭和一一・六・八・五 青年学校生徒昭和十六年度国民体力検査

査施行

昭和一一・七・一・一五 昭和十六年度青年学校教練査閲ヲ受ク

昭和一一・七・二・二一 銃剣道振興会千葉支部笹川分会結成式

施行

昭和一一・七・二・二七 県主催銃剣道国技大会香取郡予選大会

ニ於テ優勝ス

昭和一一・七・三・九 銃剣道国技県大会ニ於テ県下第四位ノ

成績ヲ獲得ス

昭和一一・七・三・二二 昭和十六年度青年学校教練査閲ニ於テ

陸軍歩兵中佐石井政次ヨリ優秀賞ヲ受ク

第四章 近代

第148表 農業補習学校、青年訓練所、青年学校の職員一覧

年	神代	笹川	橘	東	城
大正7		宮沢賢司			
8	星野長雄			鎌形譽照、渡辺政蔵、島田徳治、往古順一郎、向後正香、池永政吉	
9	星野長雄			島田徳治、椎名武治、川村敏郎	
10	宮沢賢司				
11	宮沢賢司	鈴木求		秋葉正雄	
12	宮沢賢司	鈴木求	岩田正直、多田福蔵		
13	野口昭 宮沢賢司	鈴木求	谷田川理江、柴田唯司		
14	野口昭 宮沢賢司	鈴木求、谷田川理江 鈴木求、谷田川理江	篠塚正夫、五十嵐丑松、宮沢賢司、岩田正直 星野長男、宮沢賢司、永島敏夫、荻谷敬作、鈴木梅、岩田正直	伊藤源助 八木隆	
15		鈴木求	谷田川理江	岡野正雄、掛巢英太郎	
昭和2		鈴木求	多田福蔵、伊藤晴枝、谷田川理江	永島正治、鈴木幸次	
3			磯野多美、谷田川理江	掛巢六貞	
4				佐藤健次、宮崎武之輔、飯笹一郎	
5			飯田孝夫、多田福蔵、谷田川理江		
6			宮川敏子、向後勝重、大森敏夫、岩田正直、谷田川理江	佐藤健次、宮崎武之輔、高橋保治	

7	渡辺藤三郎 川原寛			佐藤健次、宮崎武之輔、谷田川理江、野村栄
8	渡辺藤三郎			佐藤健次、仁木政義、宮崎武之輔、谷田川理江、荒木正一
9	渡辺藤三郎	渡辺正夫		佐藤健次、仁木政義、宮崎武之輔、谷田川理江、荒木正一
10	渡辺藤三郎	坂戸義雄、岩田正直、渡辺正夫、篠塚正夫、多田福蔵		吉川弥吉郎、仁木政義、久保田正衛、宮崎武之輔、谷田川理江、荒木正一
11		岩田正直		吉川弥吉郎、渡辺藤三郎、小川勢喜、鈴木タケ、岩沢利正、荒木正一、永島よし、鎌形きん
12		岩田正直、篠塚君枝		佐藤誠一、高柳克之、荒木正一
13		多田福蔵、香取量義、菅沢正己		久保田七郎、増田一四郎、荒木正一
14		多田福蔵、香取量義、篠塚正夫、鈴木健三、関亮三		鎌形玄一、岡沢なほ、荒木正一、実川せい
15		多田福蔵、永野和夫、川崎忠吉		鎌形玄二、荒木正一
16		多田福蔵、秋山正毅、渡辺明德、川崎忠吉、宮沢淑子		佐藤誠一、都祭光基、鈴木幸次、宮崎武之輔、鎌形玄一、岩沢利正、荒木正一
17		多田福蔵、海老原信夫、川崎忠吉、宮崎良寿、鈴木求		一 金岡文平、鎌形玄一、鈴木幸次、長谷川章作、小堀シズ子、荒木正一
18		海老原信夫、川崎忠吉、鈴木求		金岡文平、鈴木幸次、鎌形玄一、関亮三、鎌形はつ、向後秀子、小橋嘉孝、高木利一、荒木正一
19		海老原信夫、川崎忠吉		竹蓋帯刀、渡辺信綱、関亮三、鈴木幸次、鎌形はつ、寺本彬、向後秀子、鎌形八重子、辺田豊治、荒木正一、鎌形一夫、竹蓋帯刀、渡辺信綱、鈴木幸次、鎌形はつ

20	岡野満治、篠塚介、井月文子	向後秀子、掛巢六貞、白石源吉、高橋隆	
21	野口久江 塚本和江	岡野満治、宮崎寿良、福田芳江、渡辺信綱、椎名初雄	永島敏夫、鈴木幸次、鎌形はつ、向後秀子
22	林健三郎	岡野満治、鈴木茂雄、椎名初雄	

(神代、笹川については資料が少なく、一部掲載)

『社会教育のあゆみ』(東庄町教育委員会)より

(四) 進展する交通や生活

1 佐松線の開通

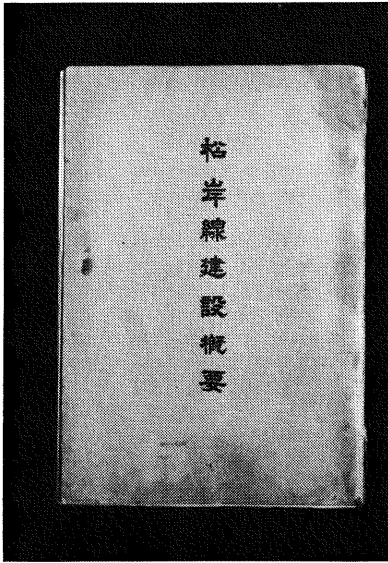
第六節(四)交通・通信の「1 鉄道延長運動」で述べたように、大正八年ごろにすでに起こっていた佐原・松岸間を延長する案を中心にして、官営、民営に数多くの案が生まれ、国営の建設促進を全国組織である全国鉄道速成同盟会に加盟して推進する一方、地方鉄道敷設法に基づく私設鉄道の建設出願という運動の繰返えしによって、昭和二年を迎えた。九年間の長期間、町政を担う人、町の有力者である数多くの人々は郷土の発展のために、文字どおり東奔西走をされたのである。この項で使用した資料以外にも幾多の動きがあった様子は、『千葉県史』(大正昭和編)「成田線の延長」の項で知ることができる。なお全国各地の鉄道敷設運動の中心となり、大正十年以来中央にあって活動を行ってきた。全国鉄道速成同盟会よりの昭和二年九月付大会案内状(笹川町役場文書)を掲げ、佐松線工事着手直前の

同盟会ならびに政府（田中内閣）の国策遂行上の苦心の一端を知りたいと思う。

（前文略）…政府の明年度事業計画に対する予算編成の大綱も既に確定し、（中略）現内閣の重要国策は産業立国に候、而してこの反面与党政友会の伝統政策中、産業開発の見地よりする、鉄道網の整備充実が、主なる一として数へられ、（中略）

さりながら関東大震災以来、統いては改主建従を主義としたる前内閣時代に、（改主建従とは、既設鉄道の改善を主とし、路線新設を従とする意見のあったことを指す。）緊縮削減を蒙りたる建設費は、今回となりて俄に復活し能はざるの巨額にあり。

これを原、加藤（友三郎）両内閣に依つて為されたる計画に復帰せしめんには、尠くとも毎年一億円の建設費を要する訳に有之候、（中略）現前の問題としては、鉄道政策の建て直しに就き、政府は必要財源の捻出に關し、目下講究中に有之候此秋此際各沿線関係者一致の力により、極力建設費の増額を期し、以て既定計画線路の完成年度繰上と、新線計上を断行せしむべく、中央地方相呼応し、以て一大国論を喚起することは、啻に右目的達成上緊急必須の要事たるのみならず、吾等同志当然の要求と被存候（以下略）



松岸線建設概要

以上の文面から、緊縮財政後の新線布設計画の実施には、多額の予算を計上しなければならぬため、政友会内閣としても困難なことであるから、中央地方相呼応しての促進運動を呼びかけている。

かくして、昭和二年十二月十四日付の協定書（笹川町土屋種次郎ほか三四名、笹川役場文書）によると、つぎのように進められた。

佐原、松岸間ノ鉄道ハ愈々昭和三年度ヨリ建設ニ着手スル事ニ決定致シ候ニ就テハ地方開発ノ為メ沿道民ノ喜ヒハ一方

線										●臨時列車ノ利用ガ甚メ御便宜ト存ジマス(但シ三月十一日ノ一運)													
香取	水郷	小見川	笹川	下地	下地	推榮	松岸	銚子	南酒々	八	日	成	松	横	八	千	旭	飯	狭	松	銚		
取	郷	見	川	地	地	榮	岸	子	酒	八	日	成	松	横	八	千	旭	飯	狭	松	銚		
7.46	7.53	8.02	8.13	8.23	8.28	8.37	8.45	8.49	0.17	0.27	0.34	0.42	0.49	0.55	0.74	7.11	7.17	7.22	7.31	7.38	7.42		
0.19	0.25	0.34	0.43	0.52	10.00	10.08	10.19	10.23	8.19	8.28	8.30	8.43	8.50	8.58	9.06	9.13	9.20	9.25	9.33	9.42	9.46		
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
11.20	11.27	11.35	11.44	11.53	0.02	0.10	0.20	0.24	10.28	10.32	10.40	10.47	10.54	11.01	11.09	11.16	11.23	11.28	11.36	11.45	11.49		
1.23	1.30	1.39	1.40	1.57	2.06	2.15	2.26	2.30	0.23	0.33	0.41	0.48	0.56	1.04	1.12	1.19	1.26	1.31	1.39	1.47	1.51		
3.46	3.53	4.02	4.11	4.20	4.28	4.37	4.48	4.52	2.40	2.57	3.05	3.12	3.20	3.26	3.34	3.41	3.48	3.53	4.01	4.10	4.14		
5.57	6.04	6.12	6.21	6.30	6.39	6.47	6.57	7.01	4.59	5.00	5.16	5.23	5.30	5.37	5.45	5.52	5.59	6.04	6.12	6.21	6.25		
8.00	8.07	8.16	8.25	8.34	8.42	8.50	9.01	9.05	7.02	7.12	7.19	7.27	7.34	7.42	7.50	7.57	8.14	8.09	8.17	8.26	8.30		
10.23	10.29	10.38	10.46						9.29	9.39	9.46	9.55	10.02	10.08	10.17	10.24	10.30	10.35	10.44	10.51	10.55		

成										線										佐		千		津		市		兩	
銚子	松岸	推榮	下地	下地	笹川	小見川	水郷	香取	佐原	大戸	郡	滑川	久住	成田	成田	竹	竹	葉	田	川	國								
子	岸	榮	地	地	川	見	郷	取	原	戸	郡	川	住	田	田	竹	竹	葉	田	川	國								
5.05	5.10	5.18	5.27	5.33	5.42	5.51	5.59	6.00	6.16	6.21	6.28	6.30	6.46	6.55	7.05	7.14	7.18	7.42	8.02	8.19	8.45								
7.31	7.39	7.47	7.56	8.02	8.12	8.20	8.26	8.35	8.44	8.51	9.00	9.08	9.17	9.30	9.40	4.49	4.54	10.22	10.42	10.59	11.25								
9.34	9.41	9.49	9.59	10.05	10.14	10.23	10.31	10.38	10.40	10.53	11.00	11.08	11.17	11.30	11.44	11.49	11.54	0.22	0.42	0.59	1.25								
11.37	11.41	11.52	0.01	0.07	0.16	0.25	0.33	0.46	0.49	0.55	1.02	1.10	1.19	1.34	1.44	1.53	1.57	2.24	2.44	3.01	3.25								
1.40	1.43	1.56	2.05	2.11	2.21	2.29	2.38	2.44	2.54	3.01	3.07	3.17	3.26	3.39	3.49	3.58	4.02	4.23	4.43	5.00	5.25								
																4.22	4.23	4.55	→	→	5.55								
4.02	4.09	4.10	4.29	4.36	4.46	4.56	5.03	5.13	5.23	5.29	5.36	5.45	5.53	6.05	6.15	6.24	6.28	6.50	→	→	7.32								
6.13	6.20	6.28	6.37	6.44	6.53	7.01	7.10	7.16	7.25	7.32	7.39	7.47	7.56	8.08	8.20	8.28	8.35	9.02	9.22	9.39	10.05								
8.18	8.25	8.33	8.43	8.49	8.59	9.07	9.16	9.22	9.31	9.38	9.44	9.53	10.02	10.12	10.22	10.31	10.35	10.57	11.17	11.34	11.58								

ナラサル事ト存候、我々ハ是レカ速成ヲ期スル為メ左ノ協定ヲナシタリ

一 鉄道用地ハ政府ノ指定価格ニ依リ買収

ニ応スルコト

二 本町ノ停車場位置ハ笹川、旭間ノ県道

ヲ中心トスルヲ最モ便利ナルモ政府ノ見

込ニ依リ多少ノ変更アリタル場合ト雖モ

異議ヲ唱ヘサルコト

右之通り協定致シ候処相違無之依テ記名捺

印候也

昭和二年十二月十四日

千葉県香取郡笹川町八二三番地

土屋種治郎

(以下三四名記名捺印)

ついで昭和三年五月二十五日 鉄道敷

設小見川協賛会長、小堀晃三より、同笹

川町役員宛に次のようにある。

只今今井代議士ヨリ左ノ電報アリタリ、

「会議ノ結果佐原ヨリ測量スルコト、ナリ

一昨日測量班派出方千葉事務所へ命令出シ

第144表

第九節 昭和恐慌下の郷土

兩國銚子間列車時刻表

昭和八年三月十一日

下 リ 列 車	時刻 分	州 國 發	市 川 發	津 川 發	千 葉 發	佐 倉		成												
						若	發	佐 倉 發	成 田 發	久 住 發	清 川 發	郡 發	大 戸 發	佐 原 發						
411					6.45	0.07	0.10													
315					8.43	9.06		8.08	3.17	8.32	8.41	8.60	8.50	0.06	9.12					
317	6.40	7.06	7.22	7.41	8.06	8.12		0.07	→	0.28	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
319	0.00	9.10	→	9.40	10.07	10.16		10.11	10.20	10.32	10.41	10.50	11.01	11.07	11.14					
321	10.40	11.05	11.22	11.40	0.03	0.16		0.11	0.20	0.34	0.43	0.52	1.03	1.03	1.16					
323	1.20	1.44	1.56	2.11	2.34	2.41		2.37	2.46	2.57	3.06	3.16	3.25	3.32	3.39					
325	3.20	3.45	4.02	4.23	4.45	4.52		4.48	4.57	5.09	5.18	5.26	5.37	5.44	5.51					
327	5.20	5.45	6.02	6.25	6.48	6.55		6.51	7.00	7.11	7.20	7.29	7.40	7.46	7.53					
329	7.40	8.05	8.22	8.43	9.11	9.22		9.14	9.23	9.34	9.43	9.54	10.03	10.09	10.16					

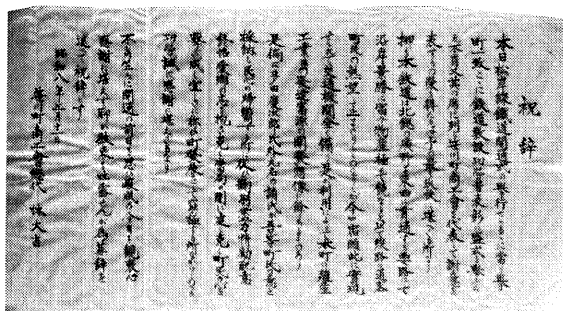
上 リ 列 車	時刻 分	銚 子 發	松 岸 發	嶺 南 發	飯 岡 發	旭 町 發	千 葉 發	八 日 市 場 發	横 芝 發	松 尾 發	成 東 發	日 向 發	八 街 發	前 酒 々 非 發
312	8.10	8.16	8.23	8.30	8.35	8.42	8.49	8.59	9.06	9.19	9.21	9.29	9.38	
314	10.12	10.17	10.26	10.32	10.37	10.44	10.51	11.02	11.08	11.16	11.24	11.32	11.41	
316	0.14	0.21	0.20	0.36	0.41	0.40	0.55	1.05	1.11	1.19	1.27	1.36	1.44	
318	2.20	2.27	2.35	2.43	2.49	2.55	3.03	3.12	3.21	3.29	3.36	3.44	3.52	
320	4.42	4.49	4.57	5.05	5.11	5.10	5.26	5.30	5.44	5.52	5.59	6.07	6.15	
322	6.50	6.56	7.03	7.11	7.17	7.23	7.31	7.41	7.47	7.55	8.03	8.11	8.20	
324	8.54	9.00	9.06	9.14	9.19	9.25	9.32	9.41	9.47	9.56	10.03	10.12	10.20	

タ、多分今日頃佐原ニ出張シタ管、工事ハ年内測量ト土地ノ買入マデスル筈、今井(健彦)かくして工事の開始を迎えることとなつた。工事完成までの概要を、鉄道省『松岸線建設概要』(笹川町役場文書)より抜萃してみると次のようである。

松岸線建設概要

総説

本線路は大正十一年四月十一日法律第三七号によって鉄道敷設法中に追加せられ、同十三年四月一日鉄道省告示第六一号によって東京建設事務所々管に編入され、昭和三年度から実測を開始したが、同四年二月には先づ佐原・笹川間約十八桿の線路を決定し、笹川・松岸間十七桿余は同六年二月線路の選定を了した。其の結果線路の総延長は三五桿三四三米、余最小半径四〇〇米、最急勾配は千分の七となり、同四年七



鉄道全通祝辞（昭和8年）

月から佐原笹川間の路盤工事に着手爾来順次軌道其他開業準備の諸施設を完成して、同六年十一月十日此の区間の運輸営業を開始した。

一 笹川松岸間は同六年七月路盤工事を起し、逐次工を進めて今回本区間の竣功と共に、茲に測量着手以後五ヶ年を経て、本鉄道の全通を告ぐるやうになつたのである。（昭和八年三月十一日開通）

本線の全通によつて銚子对上野、両国方面の交易関係は、成田及佐倉を介して循環線を形成し、又密接な商取引を有する銚子方面と、常盤線我孫子以北の地方とは、成田經由によつて繋絡の捷路となるに至つた。

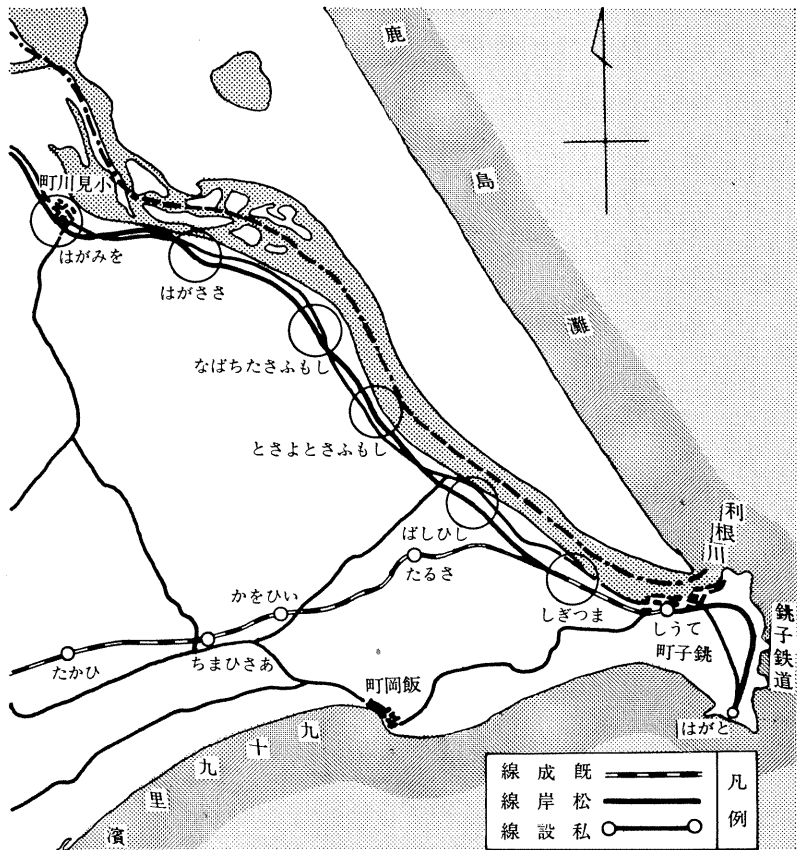
利根川右岸に渺々と開けた沃野の中に介在する沿線各町村は、本線の全通によつて、その豊富な農産物を各地に供給するのに、非常に恵まれた地位に立つやうになつたのは、贅言するまでもない。更に左岸一帯の地も亦利根（川）を涉つて本線を利用すれば、東京方面に地方特産の鮮魚を輸送し、地方物資の需給を敏活にする事が出来るなど、その便益は在来の面白を一新するに至るであろう。殊に利根下流一帯の地は古来から水郷として絵に筆にその景観を賞せられた地で、東都の近接遊覧地として、交通の完備に伴ひ今後益々盛況を呈するは勿論、本線の結合によつて循環線が完成され、貨車廻送に伴ひ今後益々盛況を呈するは勿論、本線の結合によつて循環線が完成され、貨車廻送は円滑となり、車輛利用率が高まり、従つて此の地方一帯の運輸能率が引き上げられるなど、直接間接の効果は頗る大なるものとなるのである。

つきに建設費額・用地表・土工表を掲げる。

取得別		用地表	
積		内	
積		線路敷	伝車場敷
購入	平方 米	平方 米	平方 米
管理	同	同	同
合計	四〇三、 九八八 八	三三三、 四五二 〇	九〇、 五三六 八
	三 八 四、 四 五 三 〇	二 九 九、 七 七 六 七	八 四、 六 七 六 三
	一 九、 五 三 五 八	一 三、 六 七 五 三	五、 八 六 〇 五

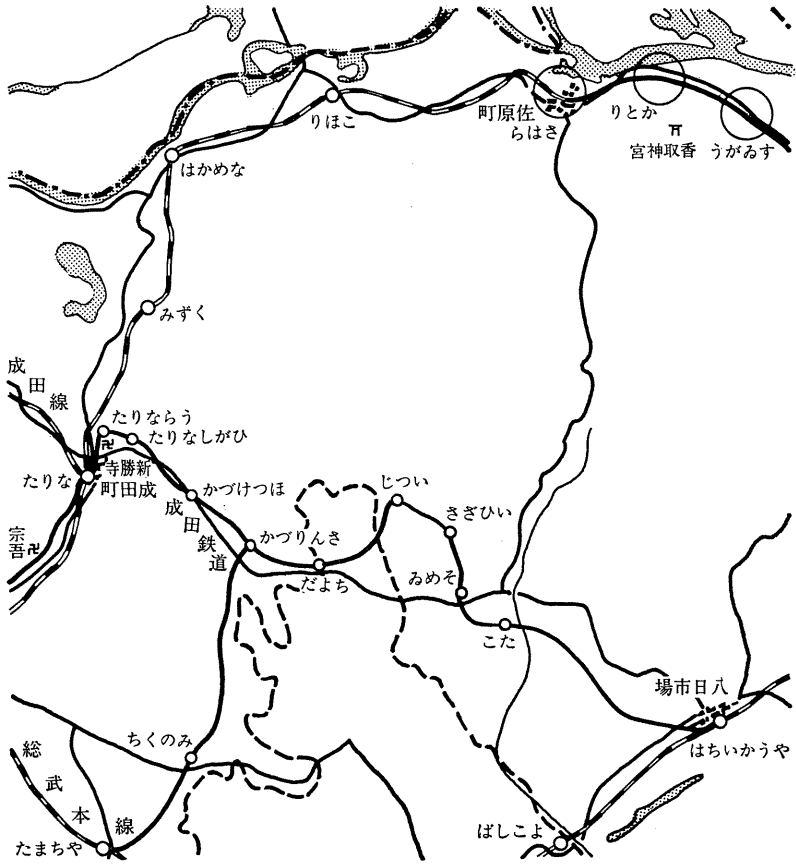
土工表

名称		数量		名称		数量	
工事種類		量		工事種類		量	
本線	築堤	立米	二〇九、 八 〇	本線	雜土	立米	九 七
其他	切取	同	六、 四 九 七	其他	測溝	同	二、 九 二 四
同	混凝土留壁	平米	四、 七 八 二	同	旅客乘降場土留擁壁	同	一、 三 七 二 四
同	土留石積	同	一、 三 三	同	貨物卸積場土留擁壁	同	一、 〇 四
同	張留石	同	三、 五 五 四	同	土管伏	立米	一、 二 四 六 四
同	土留竹柵	米	六、 〇 九	同	土橋	立米	一、 二 五
同	基礎混凝土	立米	一、 〇 三	同	板橋	同	三、 九 九
同	基礎杭	同	一、 七 四	同	堰門	同	一、 〇 四
同	基礎梯子	同	一、 七 四	同	盲下	個所	一
同	基礎碎石	同	二、 六	同	根堀	立米	一、 四
同	路盤	立米	五、 五 九	同	堀	立米	三、 四 七



線線路平面図

(『松岸線建設概要』より)



第27図 松岸

建設費額		費目	
金額	額	金額	額
測量費	二六、三七九〇〇〇	諸物費	五六、二八五〇〇〇
用地費	三五三、七三四〇〇〇	防火費	四五、七八九〇〇〇
土工費	三一五、七八八〇〇〇	運送費	四一、九三〇〇〇〇
橋梁費	三四、〇四五〇〇〇	建築用汽車費	一八、五三四〇〇〇
溝橋費	二六、九〇五〇〇〇	建築用具費	三、七〇一〇〇〇
伏樋費	二七、九五三〇〇〇	柵垣及境界杭費	四、九〇〇〇〇〇
軌道費	六〇五、六四九〇〇〇	電線費	五三、八七二〇〇〇
停車場費	七六、九二二〇〇〇	合計	一、六九二、三八五〇〇〇

つぎに沿線駅舎（東庄地域）の様子を書く。

笹川駅 昭和六年笹川停車場入口道路新設予定図によると、従来の道路が拡張・整備されて県道笹川旭間線に接続されている。現在の笹川駅より、国道三五六号線への取付道路は昭和二十六年都市計画により建設されたものである。駅舎は本屋、両便所、貨物上家および貯炭場で、跨線橋はなかった。

昭和六年「笹川停車場請願側線敷地買収単価表」（笹川町役場文書）によると入正醬油株式会社への引込線も同時に敷設された。

下総橋駅 昭和四年一月、東大社宮司飯田直枝より、鉄道大臣小川平吉にあてて、佐松線停車場設置請願書（飯田真也家文書）が出されている。

また昭和六年十月七日、石出区長は石出渡船と東今泉渡船の合同経営を提案（東今泉区有文書）している。その理由

は橋村停車場の位置決定とともに、茨城県側よりの渡船による人と物資の動きが集中することを予測して、二渡船を合併して大渡船場を建設し、停車場との連絡を図り、乗客の便利を考えたものである。この時、橋停車場より東大社にいたる道路を、橋村では県道に編入されるよう陳情を行ない実現している。

2 道路交通

東庄地域の主要道路には、銚子県道(現国道三五六号線)、県道旭・笹川線、県道多古・笹本線、県道小見川・海上線、下総橋駅・東城線(昭和八年国鉄松岸線開通により県道に申請)があった。

(1) 笹川・飯岡線

この道路は現在の県道旭・笹川線と県道小見川・海上線である。東庄地域の笹川町・神代村・東城村を経て、飯岡駅から旭市に至る幹線路である。笹川・飯岡線(県道改修請願書(東城村役場文書))によって、道路改修の状況を見てみよう。

右路線ハ大正十二年ニ県道ニ編入サレ、干潟八万石ヲ循環スル唯一ノ路線(中略)一昨年(昭和七年)乗合自動車ノ定期運転ニ伴ヒ道路ハ泥濘ト化シ沿道村民ノ受クル損害甚大ナリ、殊ニ佐松線開通ニヨリ切実ニ循環線ノ必要ヲ感じ、今回沿道民一致道路敷地ノ所要寄附ヲナシ、工ヲ助ケ以テ之レガ完成ニ努力セントス、希クハ本年度県道改修ノ運ビニ至ラシメンコトヲ、村民ヲ代表シ爰ニ連署請願陳情スル次第ナリ。仰キ願クハ御清鑑ヲ垂レ賜ハラン事ヲ

昭和九年二月五日

香取郡東城村長

同村会議員、連署氏名印

承諾書（県起業道路工用地）
寄附願（同右）

これは、県道改修を促進するために、東城村が県道用地を寄附し、道路工用地の使用を承諾した書類である。以上の道路改修運動は昭和九・十年の二か年にわたりに行ったものである。

(2) 多古・笹本線

昭和七年九月三日、小見川町飯田惣兵衛より、東城村長岡野松之助宛手紙（東城村役場文書）によると、「松岸線の開通を目前にして豊里駅より、東城村小南・栗野・八重穂間道路を県道に編入出願の手筈中であるが、県道として改修を待つは何時になるかわからぬこと、むしろ今回は農村救済事業（農村振興土木事業）として起工し県費補助を受けることが得策である。汽車開通頃には完全なる道路竣成せられることが最も可なり」（以下略）と書かれてあり、これによって鉄道の開通が地方の道路改善の契機となり、更には不況下の農村救済事業にも結びついたことを示している。資料として「府県道夏目・椎柴線、東城村栗野小南地内道路改良工事土地分裂野帳」外二点（東城村役場文書）がある。

(3) 道路愛護会運動

千葉県諭告第一号で、「高速交通機関の発達と交通量の増加に伴ひ道路の保全を図り、交通の円滑を期する為道路愛護に努めることが重要である。」として道路愛護会準則を示している（小南区有文書）。

東庄地域の各町村では、これを受けて道路愛護会を組織し活動してきた。このことを東城村（東城村役場文書）に例を取ってみよう。

昭和十年二月五日

香取郡東城村道路愛護会長

千葉県知事石原雅二郎殿

鈴木藤平

道路愛護会組織承認願

千葉県告示第二六号ニ依リ道路愛護会ヲ(中略)

記

一 団体名及代表者氏名並ニ会員数

団体名 東城村道路愛護会

代表者氏名 東城村長鈴木藤平

会員数 六百人

二 愛護会組織ノ概要

道路愛護会準則ニ依ル

別に「道路愛護会作業区域並作業方法承認ノ件申請」として、次の文書が見られる。この内容は次のようである。

一 作業区域 (略)

二 作業方法

(イ) 作業実施時日予定 毎月十五日

(ロ) 材料器具ハ会員及各自負担及区費其ノ他有志ノ寄附・村補助金トス

これによつて活動計画一年分の承認を受けていることがわかる。

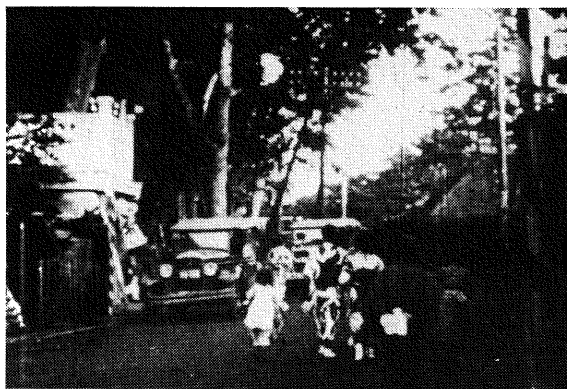
昭和十年度の役員は、会長は村長、副会長は助役、支部長は五区の区長、評議員は消防組頭、在郷軍人分会長、青年団長、同女子、婦人会長である。この運動は昭和十八年まで続けられた。

(4) 諸車交通

東城村では昭和初期よりトラック一台が入っている。大きな特徴としては牛車の増加に対し馬車の減少である。同時に荷車も減少する。自転車は昭和十二年ごろには一戸一台に近くなる。笹川町は自動車が乗用、荷用とも入っている。運送を業とした家がある。ここでも牛・馬車の関係は東城村同様である。荷車の数が多いのは土地が平坦であるからである。

昭和九年一月の笹川町鳥瞰図（『東庄町史下巻』見返し）によると、自動車を持って営業していた者が三軒ある。その中の林自動車商会の林春子氏は往時のことを次のように語っている。

「林自動車商會が營業を開始したのは、大正十五年ごろである。トラック一台を持ち、笹川・佐原間の定期便を行った。荷物の主なものは鶏、鶏卵、しじみ、雜貨物であった。昭和四年ごろからハイヤーも始めた。昭和



ハイヤー（昭和8年ごろの諏訪大神そばの県道）

十五年ごろ運送業が統制され合併して事務所を小見川に置いた。さらに同じころ營業をしていた石井自動車部の主人は、「石井自動車部の創業は大正十一年で、ハイヤー一台で營業を開始した。昭和三年には乗合自動車の營業を開始し、自宅前より、大久保の大根^{おおね}までの定期便を運行した。大久保で、同所・旭間の乗合バス香海自動車（『千潟町史』参照）と連絡をした。使用車は一台で、一〇人乗り、一日五往復をし、料金は片道四〇銭であった。昭和六年、鉄道が笹川まで開通すると共に駅前より大久保間となった。昭和九年ごろ、香海自動車に譲渡した。また昭和五年ごろト

第149表 諸車調査

1 笹川町

年次	自動車		牛車	馬車	荷車	人力車	自転車		
	乗用	荷用					動力付	普通	
昭和元	2	2	29	11	311	1	2	312	鮮牛増加
2	2	2	31	11	310	1	3	325	
3	3	3	38	11	299	1	3	369	
4	3	4	43	8	275	1	2	401	
5	3	7	58	8	307	1	2	418	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	—	—	—	—	—	—	—	—	

(農商務統計)

2 東城村

年次	自動車		牛車	馬車	荷車	人力車	自転車		
	乗用	荷用					動力付	普通	
昭和元	—	—	11	26	59	1	—	244	() の数字は神代村
2	—	1	15	24	59	1	—	272	
3	—	1	15	24	59	—	—	272	
4	—	1	22	24	58	—	—	276	
5	—	1	41	18	51	—	—	282	
6	—	1	49	20	50	1	—	270	
7	—	1	53	17	49	1	—	281	
8	—	1	79	19	46	1	—	337	
	(—)	(3)	(28)	(5)	(65)	(—)	(—)	(339)	
9	—	1	95	18	42	1	—	355	
10	—	—	91	24	39	1	—	370	
11	—	—	99	21	36	2	—	377	
12	—	—	109	32	18	2	—	447	
13	—	—	120	19	32	—	—	345	

(町村統計書)

トラックの東京定期便を始めた。トラック二台(二トン積)で、毎日二往復、積荷は、米・鶏卵・しじみ、時に鮮魚、そして鹿島灘で取れた蛸を四、五百貫(一・五トンから二トン)を築地魚市場に送ったこともある。昭和十五年、戦局もきびしくなり、運送業界も合併、共同経営となり、水郷合同運送有限会社となった」と語った。

第十節 戦時下の生活

(一) 日中戦争の進展と第二次世界大戦

1 戦時体制下の村々

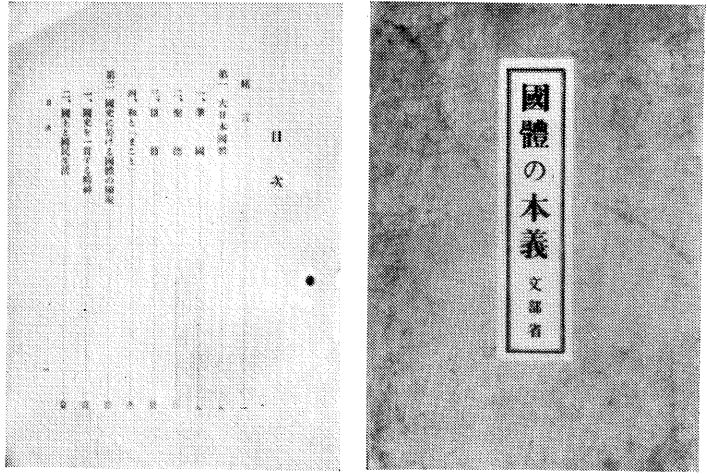
昭和十二年（一九三七）七月七日、蘆溝橋事件が勃発して日華事変（日中戦争）が始まった。近衛内閣はもとより軍首脳部も不拡大方針であったが、参謀本部の中堅層や出先機関の行動は、ときの近衛内閣もこれを抑えることができなかった。

同年十月二十五日、内閣は戦時体制を強化するために、重要物資や資財の統制の目的で企画院を新設した。

日華事変（日中戦争）は宣戦布告の無い戦争といわれた。戦時体制を精神的に強化するために、十月には国民精神総動員中央連盟が創立され、昭和十三年四月には国家総動員法の公布となった。

先の林内閣で唱えられた「国体明徴」は、昭和十二年には「国体の本義」として国民に皇国思想の高揚がはかられた。十一月、日本軍は国民政府のあった武漢を占領するや「東亜新秩序建設」の声明を発して、この戦争の大義を意味づけようとしている。

前述の国家総動員法の公布は、政府が議会の承認をまたずに国民に戦争への協力を求め、経済生活の統制ができる



国體の本義

第150表 戦時体制の強化

1937 国民精神 → 総動員運動 ↓ 1938 国家 → 総動員法	●国民の動員	●産業の統制
	1939 国民徴用令 (ちようよう)	1938 電力国家管理法
	1943 学徒出陣 (しゆつじん)	1939 賃金統制令
	1944 学徒勤労令	1939 価格統制令
	1944 女子挺身勤労令 (ていしん)	1941 重要産業団体令
	1945 国民義勇兵役法 (ぎゆうへいえき)	1942 企業整備令 (きぎよう)
	●生活物資の統制	●社会・生活の統制
	1938 綿糸配給統制令 (きつご)	1936 メーカー禁止
	1938 ガソリンの切符制	1939 パーマネント禁止
	1941 米穀配給通帳制	1940 隣組の制度化 (となりぐみ)
1942 衣料の切符制	1943 米英音楽の禁止	
1944 砂糖家庭配給停止 (さとう)	1944 学童の集団疎開 (まかい)	

ようにすることであって、近衛首相は国家総動員法を当面「日華事変」には用いないと声明したが、時局の進展はこれを許さなかった。昭和十三年六月、物資総動員基本原則を発表して以降、次々と諸統制法が公布された。第150表戦



常会の記録（神代村大久保、同村八木山部落）

時体制の強化に見られるように、生活物資の統制・産業の統制・社会生活の統制が年を追って実施され戦時体制の確立強化が行われたのである。

(1) 常会活動

ここに日華事変（日中戦争）、第二次大戦を通じて、国民生活に強い影響を及ぼした町村常会、部落（区、以下同）常会について述べることにする。

千葉県では、昭和十四年八月「常会の営み方」（千葉県谷津区有文書）という小冊子を発行して、各町村に対し常会の指導をしている。その一部を抜き出してみる（内務省は昭和十五年九月十一日付で「常会整備要項」を各府県に通達している）。

序説

国民精神総動員は、強力日本建設の爲、国家総力戦に対する動員である。国民精神総動員の運動は時局の現段階に鑑みて、これが強化の方策を樹立し、新展開の基本方針を定め、更に細目に互つて各般に於ける向上刷新の具体策を樹て、全国民に一大覚悟を促しつつ総動員態勢の強化に邁進することになった。本

県亦其の根本方針に基いて（中略）

而して是れが運動の重点たる市町村の実践網を部落常会に求め、これが指導の中枢機関を市町村自治振興委員会並に其の實踐部に置き、此の際県下一斉に部落常会の設立と、其の強化刷新を企求して有力なる運営を強調し、以て国策の完全なる遂行を期するの方針を確立したのである。（中略）

二 常会といふこと

最近部落常会といふことが頻りに唱へられ、而もこれが一定の組織を以て定例的に開かれとの書き出しから、以下要約した次の内容がかかれています。

常会が封建時代の五人組十人組制度から出発し、報徳運動が加味され、最近は經濟更生運動の部落的実践形態として、漸次組織化され今日に至った。この常会制度が一般化するようになったのは昭和十一年の選挙肅正運動が機縁をなしているという。更には農事實行組合や農家組合の発達と結びついて、現在各地で営まれているような常会となった。

このことの実例は、神代村窪野谷区、八木山部落の記録をもとにして後で詳述することにする。

更に部落は封建時代の村であり、明治新政府のもとで合併され誕生した町村との違いを述べる中で自治体の基礎が部落共同体意識の歴史的発生にあることを認め、この部落を、今日の難局を踏破するための社会的基底単位と考えている。

更に、各地方々々には相当旧い時代から、名称は異なるが、部落民が一堂に会し飲み食いを共にしながら、懇談の機会をつくる習慣があった。ここで部落民の親睦と共存が図られたのである。これが部落常会の前身であり結合力であるから、これを善導し活用して、政治、經濟、産業、教育、文化各般に亘る問題を会合の議題に採り入れて、町村自治の振興に資すると共に、時局即応の実を挙げるようにすることが、部落常会の狙いである。

部落常会の運営や議題についての実際はこれも後で述べることにする。引続いて、

三 常会に利用出来る地方的慣習、四 常会の重要性、五 常会の要素（ここでは町村常会・部落常会・隣保班常会・家庭常会までの組織を述べている）、六 実施上の注意、七 常会の実例

と続いている。非常に行き届いた内容であって、具体性があり直ちに実践に結びつけることができる。以上が「常会の営み方」の要約である。

この県の意向を受けて、東庄地域の各町村は、町村常会を組織し部落常会の設立を促したと思われる。次に部落常会の実際を八木山部落(字、以下同)記録から書いてみる。

(2) 八木山共同救護会

八木山共同救護会総会日誌	当番氏名	高木太助
開催日時	昭和八年一月十五日 午前十時三十分ヨリ	
欠席員氏名	宇井祐吾	
先着	宇井勘次郎	後着 高木七五三
来賓氏名	ナシ	
挙式	一、勅語ノ捧読 伊藤会長 二、修養講座(人の道) 高木副会長	
大式	三、会食 四、午後二時ヨリ各役員ノ改選ヲ執行	
要	五、救護会長高木用平、副星野長雄、幹事宇井勘次郎、宇井兵之亮、星野宗平、高安信雄、伊藤善作、高安仙太郎以七名、受験組合長宇井兵之亮	
協議事項	婦人会宇井ふじ子満期マデ、納税管理人星野長雄今二ヶ年留任ノコト	
備考	農会役員高木徳司、高安信雄、共同畑世話人宇井兵之亮	

八木山部落常会の母体となつたものが八木山共同救護会である。八木山部落は窪野谷区の三部落の一つである(平台・本郷・八木山)。区には区長、区長代理を執行部とする区議会がある。従つて八木山部落の活動は戸主会を組織して、この協議によつて行つてきた、この戸主会の活動目標が部落民の共同救護精神である。明治四十四年に戸主会発足と共に共同救護会も結成された(発足の事情や活動状況については第五節(三)、第六節(一))

を参照されたい。

八木山部落戸主会、共同救護会総会、昭和八年一月十五日の日誌を前頁に掲げた。

前掲の日誌でわかるように、当番者は輪番制であり、挙式大要は先に述べた、千葉県「常会の営み」に全く一致した模範的なものであったことがわかる。

本会の活動内容を集約してみると、昭和十二年から、同十八年まで毎年六回ないし七回の総会を行っている。以下戸主会の目的とした活動状況を書いてみる。

共同救護活動としては、善種金の積立てと、永安家資金の積立てが行われる。この金が戦時下にどのように使われたかをみると、

善種金は、昭和十二年十月に、出征兵士に対して、戸主会より金五円を贈り、婦人会より祈念として旗一旒^{りゅう}を贈ることに決し、その費用は特別善種金より支出することを承認している。

昭和十三年このころになると戦病死者の数も増え東城村では出征将士後援会義金として、東城小学校児童が、国民精神総動員強調週間に取った稲子虫（蟬）売却代金（六貫目）一元二〇銭と、同十月の同週間中に行った廃品集めによる売却金三元七〇銭を寄附している。こうした運動は毎月行ったものとみられる。

窪野谷区協議会、議事録（窪野谷区有文書）によると昭和十三年八月五日、臨時協議会の記録に「本区出身者戦死葬儀ニ関スル件」として、戦死者の葬儀のことがあるので、その部分を引用してみよう。

名譽ノ戦死者故高木義夫君ノ自宅葬儀ニ付テハ、区トシテハ香料金五円、弔旗、弔詞ヲ呈シ、窪野谷区一戸一人ツツ会葬ノコトニ決定、本区各種団体ニ依頼シテ花輪、弔旗ノ供物捧持ヲ手伝^てヘ、村葬式場ト私葬迄御供スルコト、区費ヲ以テ表茶ヲ用意シ、村ノ各種団体並ニ一般ノ霊柩出迎ノ方々ニ接待スルコトニ決定ス、

出席員として区会議員六名、区長、同代理者三名の名が書いてある。昭和十三年八月ころには戦死者もかなり増えたとはいえ、区では稀なことで、区民の感情としてはかなり丁重な取扱いであったことがうかがえる。さらに同議事録の昭和十四年二月七日、臨時区協議会開催の記事には、

一 故歩兵上等兵小堀正雄君ノ村葬ニ関スル件決議

葬儀ニ対シ左予算ヲ満場一致決定ス

香料五円、弔旗六八銭、竹墨汁二〇銭、米代八円、薪炭醬油代二円、ひげ五〇銭、清メ五円、計二一円三八銭也

出席者一〇名（記名略）

とあり、なお葬儀後当家よりとして、香典返し一〇円、施主謝礼二〇円があったことが記されている。こうしたことが当時の慣習であったようである。まだ銃後の生活に余裕がみられる。

八木山共同救護会日誌昭和十三年四月には、「国防献金として金十円也、善種金より納付する事に決す。」の記事がみられる。さらに同年八月の総会挙式大要（式順）の三として、貯蓄報国の途（賀屋蔵相述）朗読。四に報国貯金の件協議のことがあげられている。善種金の使途から離れるが、昭和十二年度の国家予算は陸海軍省だけでも一四億円、総額では三〇億円、前年に比べ八億円の増加で、これを増税や公債の発行でまかなった（『千葉県史』大正昭和編）とされている。その結果、一般の生活は物価騰貴にみまわれた。千葉県商工課の調査による物価の騰貴の状況では、晒木綿が七六％、皮靴が五三％、ゴム長靴が六〇％の前年比増を見ている。昭和十三年の三月には綿糸配給統制規則公布があったのと関連し、国内向けの綿製品が窮屈になり始めてきた。ゴム製品や皮革品の統制も実施された。

昭和十四年五月の記録には、「昭和国民貯金、本日ヨリ万才局ニ積立ス。」とあり引続き、七月・九月・十一月に積立が行われている。

昭和十五年度は報国貯金(七月から)と名称を変え、継続された。

かくするうちに昭和十六年七月の総会で、時代の要求により救護会を解散して部落会(区会)に一元化することを協議しているが、実際には年一回(年末十一月三十日)となったのは、昭和十九年からである。当日の協議事項欄には、「時局ノ重大性ニ鑑ミ向ウ一ケ年休ミノコト」とされている。

昭和十四年より善種金活動が寄附の受け入れだけで、支出の記録が見当たらないのは、戦争の進展にともない、生活の逼迫感が、善行の表彰というような運動の必要性を感じさせなくなった結果であろう。

(3) 産業組合・共同組合等

八木山部落戸主会では、共同出荷組合(縄製品・甘藷・麦類・菜種・切干芋等)、納税組合、肥料組合(肥料共同購入)、衛生組合などの役員の交代、改選を共同救護会総会で行っているほか、婦人会、青年団、神社総代なども選出をし、さきにも述べた国民貯金や生活改善など社会教化活動にまで及んでいる。

昭和十五年九月十五日の協議事項として、「新体制生活改善実行事項協定ス。」の記事がある。

この年六月には近衛文麿は枢密院議長を辞任して新体制運動推進の決意を表明し、八月二十八日には新体制準備会の初総会が開かれ、十月には大政翼賛会が発足している。これは文字どおり天皇の政治をおたすけするという意味の会で、事変完遂のための強い国内組織をつくるためであった。首相が総裁となり、道府県の知事が支部長となった。新体制の最先端の手足が部落(区)常会である。八木山部落には、旧来からの五人組が三組あり、これが隣保班となつて、輪番当番制で隣組活動が行われた。

さらに国民総動員法による動きをみると昭和十五年七月一日「笹川小学校沿革誌」に「報国農場作業を始む」沖洲

堤外地」がある。橋本佑二氏（当時笹川小学校訓導）の日記には、高等科生徒が沖洲堤外地に、まこも、葦刈を行い、これを乾燥草とし馬糧、および飼料としたこと、そして利根川堤防小段を開墾して、甘藷等を栽培しこれを報国農場と呼んだとある。

小学校の高等科卒業生徒の工場送りが大きな仕事となったことも記載されている。

昭和十四年二月九日付で、橋村役場から、各区長、各種団体長宛文書（宮沢靖夫家文書）に、「国民職業能力申告ニ関スル通牒」が出されている。本文には、

本年一月七日、勅令第五号ヲ以テ国民総動員、法第二号規定ニ基ク帝國臣民ニシテ、年齢十六歳以上五十歳未満ノ者、別紙職業（一三四種）中該当職業ニ従事シ居ル者（中略）本月十八日迄ニ当役場へ届出相成様勸告方御配慮願度此段及通牒候也。

記

本村ニ於テ該当スベキ職業大畧左ノ如シ（後略）

として、自動車運転免許証所持者、ブリキ職、船大工、発動船機関士、原動機機関ポンプの運転または保繕作業従事者の申告を行っている（これには罰則規定もある）。

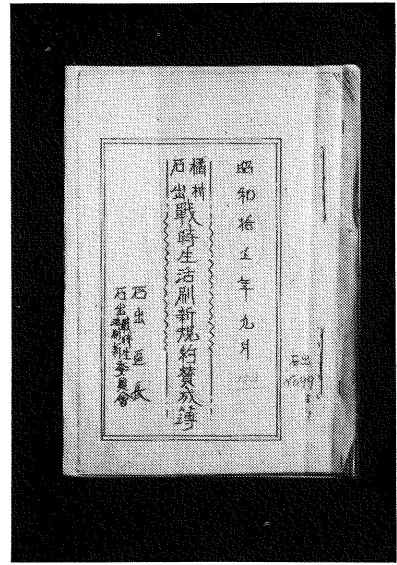
昭和十四年七月八日には国民徴用令が公布され、勤労働員が開始された。

(4) 戦時生活刷新運動

昭和十五年九月の「橋村石出戦時生活刷新規約賛成簿」（石出区長、石出戦時生活刷新委員会）という文書には、

誓約

事変ノ長期深刻化ニ伴ヒ食糧初メ資材ノ窮屈ヲ来タセリ



戦時生活刷新規約賛成簿

吾々ハ事(時)局ヲ認識シ、好ク戦時刷新要項並ニ細則ヲ嚴守シ、銃後ノ守リヲ磐石ナラシメ、以テ戦時下ニ於ケル農村使命ヲ全フセントス、区民協力一致茲ニ誓約スルモノナリ

この誓約の初め二行に、事変の長期化、戦線の拡大、英霊の帰還から戦局の泥沼化に不安を感じ、「食糧初め資材の窮屈を来たせり」で明確端的に国民の気持と逼迫した情勢を表わしている。(六月には小学校児童の運動靴が配給制となった。)

翌昭和十五年八月に、「千葉県民戦時生活実践要項実施ニ関スル心得」が各町村に配布され、各町村はこれを受けて、自町村民戦時生活実践要項を作成し、各部落(区、以下同)常会に、実施を要請した。この関係文書が神代村窪野谷区八木山戸主会文書にも存在する。

昭和十五年九月、内務省は「市町村常会整備要綱」を各府県に通達した。これを受けて神代村では各部落会会則の整備を図っている。次は同村大久保区の常会記録である。

第一回 十二月二十三日

開会、午前十時三十分、閉会午後二時三十分、講師 野口助役殿、木内校長殿、支那事変ニ関シ内外ノ状況説明アリ、現在日本の進ム政策ニ付常会ニ於テ新体制ノ意味十分理解出来得様講話

報告、十時四十五分
債券購入ノ件

飴製法講習、二十四日午前九時ヨリ婦人会（砂糖が配給となり、僅少であったので甘味料としての飴製法は各戸に普及する）。

甘藷販売報告、実行組合甘藷部

実行問題協議

国債購入ノ件提出、コノ件ニ付助役ノ説明アリ万丈（満場）一致本月ノ実行問題トス、毎戸国債一枚以上購入スルコト
報告 甘藷販売 アルコール原料、合計一五七一俵出荷

第二回 昭和十六年二月十三日

開会、後二時十五分

講師 佐伯静男（常会ノ話）木内校長（常会巡視談）

報告

実行組合、宮内秀治会長就任挨拶、佐伯静男ヨリ金二〇円寄附報告

婦人会、香取神宮代参講勧誘

村農会長、十六年度春季肥料割当・管理米等ノ説明

実行問題

入営・出征兵送迎のこと

以上であるが総てを質素にすることは生活刷新要項に準じている。

第三回は、三月十三日に行われ、野口助役より村常会の報告がされている。次いで向後農会長より米穀増産計画の説明があり、部落会長より債券購入の件で、計八〇枚、五二〇円の報告がされている。引続き実行組合長から米穀増産計画について説明後、部落会役員として、総務係二・産業係一・社会係四・経済係一・教化係四・貯蓄係一・納税

係二の決定をみ、最後に部落会正副会長後任の決定法を協議している。常会時間一時間半である。

第四回は、四月七日、今月は十三日に甘藷増産講習開催に付変更とされ、講師は多田技術員。報告内容は、紙類廃品回収の件、四月の旅行差控えの件、菜種集荷の件、甘藷多収穫講習の件が協議された。警防団長より役員交替の発表があった。

閉会后実行組合主催の米穀増産につき懇談研究と種粃消毒の実演を多田技手が指導を行っている。

懇談事項は塩水撰消毒、稗抜き、害虫駆除と挿秧そうやう日並チラシ決定、ソウレイ五月二十五日、チラシ五月二十八日、その他。以上で大久保区常会記録は終っている。

昭和十六年は三月に国民学校令公布（四月一日発足）、生活必需物資統制令公布、七月一日隣組全国一斉常会がラジオ司会で行われ十一月国民動労報国協力令の公布をみた。そして十二月八日には対米英宣戦布告があったのである。

(5) 慰問袋

昭和十四年十一月 窪野谷区通常協議会記録に「一 出征兵ニ対シ慰問袋ヲ贈呈スル事、但シ一人当り金一元五〇銭位トスル事」とあり、別冊として、出征兵士慰問品買入発送簿がある。慰問袋は一、二個発送された。

昭和十五年十一月 窪野谷区臨時協議会記録に「(前略) 三 出征兵士慰問、戦没勇士ノ慰霊祭、毎年一回行ウ、右慰問費、慰霊費ハ区費ヨリ支出」がある。

昭和十六年 東和田部落会記録に、慰問袋費寄附名簿として慰問袋一一個、一個当たり送料共三元四五銭、予定総額三七円九五銭の寄附金募集を行っている。集金総額は四五円二〇銭である。実際には慰問袋を一五個作成して発

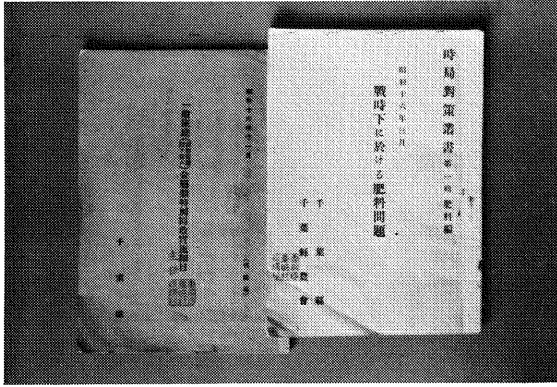
送している。

昭和十六年の動きを概観できるものとして、次を掲げる。

昭和十六年 日誌 香取郡笹川町役場

一月 九日 林助役国民徴用ノ件、佐原町出張

一月 十六日 陸軍伍長高橋進、村葬執行、小学校



自給肥料対策金属回収（供出）（昭和16年）

一月 十七日 労務動員協議会開催職業紹介所より

二月 九日 林助役東町部落常会に出席

三月 十二日 統制肥料協議会 小見川町役場へ

三月二十八日 谷口技手綿布配給の件来場（役場）翼賛会支部会、小学校

四月 三日 在郷軍人分会昭和十六年度第一次時難克服聖業完遂大会開催

五月 二日 笹川町外八ヶ村集合、銃後奉公会事務打合せ。田辺県属 根岸

援護会主事

五月 三日 橋村戦没軍人村葬参列

五月 三十日 町常会を行行、小学校

六月二十六日 慰問袋、内地五一、北中支五一、満洲二〇、計一二三箇発送

六月 三十日 町常会、指導部員、部落会長会議

七月 七日 午前五時より支那事変四周年、町民総動員大会 国民学校

出征家族慰問（一五名）

七月 十二日 応召兵、諏訪大神武運長久祈願

七月 十三日 応召馬引率する

- 七月二十二日 第二次供出米會議区長、部落会長、実行組合長會議（風雨強し）
七月三十日 町常会開催
八月 五日 国民体力検査 国民学校
八月 七日 同 右
八月 十五日 本日より防空演習開始
八月二十八日 銅鉄その他資材供出
八月三十一日 本町常会
九月 十三日 国民貯蓄法に就て各部落常会
九月二十五日 町常会 当面国民学校
九月二十八日 出征兵士に対する一反歩以上水害者に陸軍大臣より見舞金（五円）
十月 二日 銃後援護令勅語奉読式 国民学校
十月二十九日 愛国婦人会
十月三十一日 町常会 国民学校
十一月 三十日 日滿華三国同盟
十二月 八日 日・英米宣戦布告（午前十一時）防空開始

2 太平洋戦争から本土決戦体制へ

昭和十六年十二月八日早朝、ラジオの臨時ニュース放送は「大本営陸海軍部発表、十二月八日午前六時、帝国陸海軍は本日八日未明西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と伝えた。

この放送を聞いて国民は遂に来たるべきものが来たと感じた。

前述の「昭和十六年日誌 笹川町役場」には、日米英宣戦布告（午前十一時）、防空開始、と記述されている。

日本はついにアメリカ・イギリスを相手に大戦争に突入した。政府はこの戦争を「大東亜戦争」と呼んだ。開戦直後の状況を、「笹川町役場日誌」でみることにする。

十二月 十日 戦勝祈願祭を諏訪神社に於て執行、各種団团长参列

同 月 十三日 国民貯蓄・重要物資回収の件協議

同 月 十八日 町常会指導部員会集会

同 月 二十日 御下賜品拝受、防空打合せ、小見川警察

同 月 二十三日 町常会、国民学校で行う

同 月 二十六日 諏訪神社で宣戦報告祭執行（以下略）

(1) 昭和十七年ごろの状況

このころの状況を橋村常会記録で追ってみよう。

緒戦の赫々たる戦果放送の中に新年を迎えた。

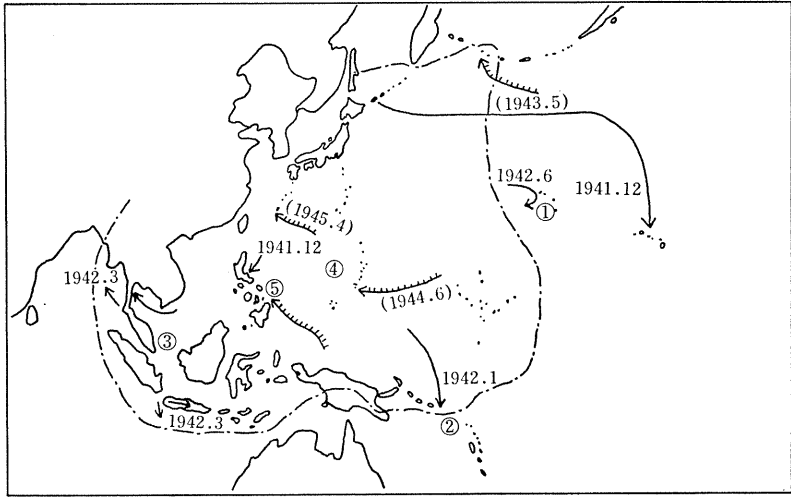
昭和十七年三月三十日、橋村長田谷由蔵は各区長宛に「一斉常会開催ノ件」の通知を出しているので次にこれを掲げてみよう。

来月四月一日左記ニヨリ翼賛選挙貫徹ニ関スル一斉常会開催相成度此段及通知候也。

記

一 日時四月一日午後七時四〇分（ラジオ司会ニヨルモノ利用）

太平洋戦争 ← 日本軍進撃路 ← 連合運進撃路 ①1942.6 ミッドウェー海戦
 ---1943年初めの戦線 ②1942.8 ソロモン海戦
 ③1942.12 マレー沖海戦 ④1944.6 マリアナ沖海戦 ⑤1944.10 レイテ沖海戦



数字は日本軍進撃年月日。()内は連合軍。

第28図 太平洋戦争略図

- 一 有権者全員参集
- 一 ラジオ司会ノ常会終了後、各部落協議会申合

以上

これは翼賛政治体制協議会が結成され、第二回総選挙に当るもので(翼賛議員三八一名、非推薦議員八五名)、翼賛選挙と呼ばれた。翼賛選挙によって、大多数の翼賛議員の当選をみた政府の動きを、『千葉県史』(大正昭和編)では次のように述べている。「政府は挙国一致体制を確立するために、政界・財界・言論界・各界の協力を得て翼賛政治会を設立し、綱領として、『挙国的政治力の結集』、『翼賛議会の確立』、『大政翼賛会との堅密な連繋による大政翼賛運動の徹底』、『大東亜共栄圏の確立による世界新秩序の建設』を確定した」とある。

挙国一致体制への動きは地方の村議会選挙にも表われ、五月二十三日の常会では、村議会の翼賛選挙申合せを行っている。かくして国内の政治体制も国民組織も統制したのである。

第151表 統制物資

物 資 名	一人当り所有ヲ許 サレル数量 (零ハ所有禁止物資)		物 資 名	一人当り所有ヲ許 サレル数量 (零ハ所有禁止物資)	
	零	〇		零	〇
鉄 鋼	零	〇	銅 地 金	一	瓦
普通 鋼	一	〇	鉛 地 金	一	瓦
(例へばレール棒、板管等)			亜鉛 地 金	一	瓦
特 殊 鋼	零		アンチモン 地 金	一	瓦
亜鉛 引鉄 線	一	〇	カドミウム 地 金	一	〇
鉄 引鉄 線	一	〇	アルミニウム 地 金	一	〇
鉄 管	零		マグネシウム 地 金	一	〇
亜鉛 鍍鉄 板	一	〇	鉛 管	一	〇
亜鉛 鍍鉄 板	一	〇	鉛 板	一	〇
屑 鉄	一	〇	亜鉛 板	一	〇
金属ニッケル	零		銅 板	一	〇
金属モリブデン	零		故 銅	五	〇
金属タングステン	零		故 鉛	五	〇
金属コバルト	零		故 鉛	五	〇
電 線	一	〇	合 金 鉄	零	瓦
銅又ハ銅合金ノ板	一	〇	カルナバ 蠟	零	瓦
鋼 管	一	〇	ステツ・クラック	零	瓦
鋼 棒	一	〇	セラック	五	〇
鋼 条	一	〇	ギルソナイト	零	瓦
鋼 線	一	〇	生 酒 石	零	瓦
(電線ヲ除ク)			アラビヤゴム	一	斤

昭和十六年十二月の真珠湾攻撃、マレー沖海戦で米・英それぞれの艦隊を打ち破った後、日本軍は、第28図「太平洋戦争略図」に表わされているように太平洋の広大な戦域の占領と戦線の拡張を行った。しかし、昭和十七年(一九四二)六月のミッドウェー島海戦で日本海軍は敗退し、以後、日本は守勢に立たされていった。八月七日の第一次ソロモン海戦後、ガダルカナル島の戦い、そして翌十八年二月に同島から撤退、四月には連合艦隊司令長官山本五十六大将の戦死が報ぜられ、国民は大いに驚くとともに、戦況の不利を思うようになった。

国内の状況をふたたび橘村の常会の記録から見ると、昭和十七年度七回の常会で毎回議題となったのは、国民貯蓄のことである。

タ ン ニ ン	零	人 造 絹	糸一	〇	封 度	
コ ー パ ル ゴ ム	五	(縫糸刺繡糸、手編糸及屑糸ヲ除ク)	糸一	〇	封 度	
ダ ン マ ル ゴ ム	五	ス フ	糸一	〇	封 度	
カ リ 塩	零	(手編糸及屑糸ヲ除ク)	糸一	〇	封 度	
プ ロ ム 加 里	二	毛	糸一	〇	封 度	
塩 化 リ シ ウ ム	零	(手編糸及屑糸ヲ除ク)	糸一	〇	封 度	
グ リ セ リ ン	五	雲	母	一	〇	瓦
カ ー ボ ン ブ ラ ッ ク	零	水	銀	一	〇	瓦
カ ゼ イ ン	零	白 金 地	金	零	〇	瓦
珪 酸	一	ロ ヂ ウ ム 地	金	零	〇	瓦
綿 糸	一					

需工業も、戦況の不利にともなう船舶の損害による材料不足から、国内の資材を調達することが強化された。そして金属の回収(供出)が多くなったのである(第151表)。

昭和十七年十月二十五日の常会で、一般家庭金属類回収の件が議題として出され、十二月常会では割当に対する不足対策が協議されている。なおこの常会では補助貨交換の件も提示されている(銅貨、白銅貨・アルミ貨を紙幣に引換えた)。

この年(うめよぶやせよの時代)奨励されたことに健民運動がある。体力検定・耐寒心身鍛錬や健康保険組合の結成が提唱されている。

また「医学徒報国・千葉医大診療班派遣」について石橋博士(橋村出身)が橋村の常会へ出席している。供出では乾

大東亜戦争完遂簡易保険一億新加入運動実施要項、香取郡橋村国民貯蓄奨励委員会規程(今郡宮沢靖夫家文書)に見られるように五月二十三日常会では二三〇億貯蓄達成ノ件に始まり、簡易保険新加入の件、国民貯蓄組合強化に関する件と引続いている。この年一月十六日、戦時大増税案の発表をみている。

戦線拡張によって占領した南方資源をもって軍需生産に当てる計画であった軍



金属回収と補助貨幣交換(50銭紙幣・昭和13年)

草、木炭、薪、ヒマ種があり。配給では、衣料券節約献納に関する件が協議され、衣料状況はますます不足してきた。小麦粉、植物油、儀式用酒も配給制となった。

建艦基金募集、満州千葉村本隊員並に青少年義勇軍募集、満蒙義勇軍募集、同上資金募金、海軍志願兵募集が行われている。生活物資関係では、米・麦・甘藷の供出に馬鈴薯が追加され、特に闇行為、買出し等の自粛を呼びかけている(護村運動)、青果物の搬出制限がみられ、貴金属(金・銀・白金・ダイヤモンドの供出)回収が続けている。

食糧増産対策としては豚、家兎の増産や麦増産、甘藷作付反別の増加、荒蕪地利用開拓から内水面利用(養魚)にも及んできた。

貯蓄、公債の消化は一段と増加し、貯蓄の目標と増加額を次のように示している。国目標額三六〇億円・増加額五〇億円、県五億五〇〇〇万円・増加額一億二〇〇〇万円、橘村一〇九万六〇〇〇円・増加額一九万三七〇〇〇円である。方法も多岐にわたっている。台湾沖航空決戦感謝貯金などのように戦況と結びつけたものも出てきた。昭和十七年五月企業整備令公布にとも

回覧板

橋村

◎大詔奉戴日を迎へて!!

意義ある大詔奉戴日を迎へ支那事変第五周年を偲び
一 毎戸國旗を掲揚いたしませう。

一 鎮守社に皇軍乃必勝や皇軍將士乃武運長久を祈願いたしませう。

一 第一線將士乃心を心として貯蓄と公債消化を邁進いたしませう。

一 意義深い日を行わるゝ村會議員選舉にあたり棄権と違反乃絶無を期しませう。

一 迂闊に國乃秘密を洩したり敵乃宣伝に迷はされぬやう注意しませう。

以上

十一月常会左記ニ依り開会候条、定刻迄ニ御參集相成度候

日時十一月二十六日 午後一時三十分開会

場所 橋村役場

協議事項

一 金屬類回収ニ関スル件

ない、橋村では、企業整備委員を囑託し、本村事業者の企業合同整備を行つて、配給統制の円滑化を図ると共に、小売業者の統合、配分を行つてゐる。

(2) 村常会

部落常会にさきだち、町村常会が、町村長により召集されている。町村常会の構成員は、町村によつて多少異なつてゐるが、部落会長(区長)、部落農会長、実行組合長、各種団体長等である。村常会の様子について橋村「雜綴」(宮沢靖夫家文書)を例に掲げてみよう。

昭和十七年十一月二十四日

橋村長 田谷由藏

各常會員殿

十一月 常会通知

- 二 公債消化並ニ国民貯蓄増加ニ関スル件
- 三 大詔渙発一週年記念行事ニ関スル件
- 四 家兎大増産運動ニ関スル件
- 五 其ノ他一般持寄事項

とされ、引続き村長メモが記録されている。

大東亜戦争一週年記念日ヲ迎ヘテ

意義深イ大東亜戦争一週年記念日ヲ迎ヘルニ当リ、昨年十二月八日ノアノ感激ヲ新ニシ各々足下ヲ確カト踏ミ固メ、国内亦コレ戰場ナリ、トノ心構ヘヲ以テ、ドンナ事ガアツテモ敵ヲ打倒セネバ止マヌ不屈ノ斗志ヲ燃ヤシツ、一億ノ力ヲ合セ飽ク迄モ勝抜ク決意ヲ固メマセウ

十二月八日ノ行事

- 一 当日ハ各戸一斉ニ国旗ヲ掲ゲマセウ
- 二 当日ノ午前十一時五九分カラ正午迄全國民一斉ニ祈念ヲ捧ゲマセウ
- 三 当日正午カララジオニヨル大詔奉読ヲ謹聴致シマセウ
- 四 当日ハ各神社ニ必勝祈願ヲ致シマセウ

戦力強化

一 戦力強化ハ先ツ貯蓄デス、昨年ハアノ感激ノ日カラ月末迄ニ全国デ「三十億貯蓄」ヲヤリトゲ見事目標額一七〇億達成シマシタ、本年ハ昨年以上ニ頑張ツテ、是非十二月中ニ「五十億貯蓄」ヲヤリ遂ゲ、本年ノ目標額二三〇億ヲ是非達成シマセウ、本年ノ上半期ハ一〇九億デ目標ノ半額ニ達シマセン、コノ不振ヲ一挙に挽回シマセウ、生活ノ切詰ヤ贈答、遊興ノ廃止ニヨリ、貯蓄ヲ増ス工夫ヲ致シマセウ

二 増産ニ懸命ノ努力ヲ致シマセウ（中略）

三 国土防衛ハ私共ニ与ヘラレタ尊イ任務デス、常ニ防空ヘノ備ヲ固メマセウ
戦争生活ノ実践

一 配給消費ヲ適正化シマセウ

イ 明朗ナ配給ノ秩序ヲ立テ、闇取引、不正ナ情実販売、買漁ナドヲ絶滅シマセウ

ロ 切符制ノ円滑ナ配給ニ協力シマセウ

ハ 家庭生活ノ無駄ヲ検討シ消費ノ合理化ヲ図リマセウ

二 軍人援護ヲ強化シマセウ

慰問文・慰問袋ヲ送り、遺族ノ慰問手助け

三 戦時下ノ輸送力強化ニ協力シマセウ

旅行ノ自粛、

公債消化ニツイテ

橋村割当額

国債 五二五〇円

債券 三七四〇円

以上が村常会の記録並に村長メモである。先にも述べたが、この内容を部落常会、隣組常会にかけ実行にうつしたのである。

(3) 町村銃後奉公会

先に掲げた、昭和十六年、「笹川町役場日誌」の五月二日欄に、「笹川町外八ヶ村集合、銃後奉公会事務打合せ、根岸援護会主事」の記事にあるように、このころから町村銃後奉公会は結成されたものと思われる。

橋村に、昭和十六年以降の同会予算、決算書があるので、これを掲げて、本会の活動をみることにする。

昭和十七年度橋村銃後奉公会予算書

歳入

一 会費一二〇円 会員六八〇人、一人平均一円六五銭

二 補助金六八〇円 県補助金八〇円、援護会支部補助金四〇〇円、村補助金二〇〇円

三 寄附金一〇〇円 有志寄附金一〇〇円

四 繰越金四〇〇円 前年度繰越金四〇〇円

歳入合計二三〇〇円

歳出(経常部)

一 事務費七二〇円 雑給六〇〇円需要費一一〇円

二 事業費一三八五円。軍事援護費五五〇円 \parallel 生業継続、一時援護費、医療費、助産費、生活援護、埋葬費、罹災援護、餞別、旅費、労力奉仕費一〇〇円、弔慰問費五八〇円 \parallel 戦傷病死者弔慰費、戦傷者慰問費、遺家族慰問費、出征将士慰問費、公葬協力費、。軍事援護相談所費一一五円 \parallel 銃後相談所費、歓送迎費、犒軍費、教化指導費、壮丁旅費、祈願靈祭費、就職幹旋費、。託児所費二〇円 \parallel 農繁期託児費

三 寄附金一七五円

四 予備費三〇円

歳出計二三〇〇円

歳出(臨時部)

一 臨時手当一三二円

歳出合計二四三二円

(書式の変更と一部内容の要約を引用者が行った)

銃後奉公会は、昭和二十年迄継続し、終戦後は恩賜財団同胞援護会橘分会予算と名称を変え継続された。

出征軍人援護のことが、戦局の進展とともに多くなり、予算の經常化の必要により行われたもので、村長が会長となつて処理をしている。

次に昭和十六、十七年の、橘村出征者その他の調査を掲げ、戦局の進展とともに出征者の動員の状況を見よう。

昭和十六年度入営者調(橘村)

新宿区五名、石出区六名、東今泉区二名、宮本区四名、青馬区三名、谷津区一名、羽計区五名の計二六名。

昭和十七年五月現在戦死者調

新宿区五名、石出区三名、東今泉区四名、宮本区三名、青馬区一名、今郡区一名、谷津区二名、羽計区二名の計二一名。

昭和十七年十月一日現在出征者調

新宿区四一名、石出区二六名、東今泉区四八名、宮本区一五名、青馬区三〇名、今郡区一二名、谷津区六名、羽計区二二名の計二〇〇名である。

(4) 昭和十八年

昭和十八年二月ガダルカナル島撤退以後、戦況は日々にわが軍の不利となった。北太平洋でも五月にはアッツ島の日本軍は全滅した。

同年一月レニングラードで独軍は大敗し、同年夏の大攻勢もソ連軍の反撃に破れ戦況の立て直しができなくなつ

◎電氣の制限強化に協力致しませう

○電氣は國の寶です 大切に使ひませう。

◇冬になると毎年十月頃から翌年の三月頃迄發電用の水が減つて電氣が不足致します。

◇電氣は飛行機や戦車や軍艦、大砲等を造る大切な原動力になるのであります。

◇節約致しました電氣を集めて軍艦や飛行機等を造る工場へ廻しませう。

○如何にしたならば電氣（電燈）の節約が出来ませうか？

◇寝るときは必ず電燈を消しませう。（防空上からも必要です。）

◇人の居ない部屋、廊下や便所の電燈は用がすんだら手まめにスイッチを切りませう。

◇電燈を點燈した儘で忘れて居ると電球が早く切れて大變な損になりませう。

ていた。同じころ北アフリカを

制圧した米英軍の進攻を前にして、イタリアでは反ムッソリーニのクーデターが起こり、九月八日にイタリアは降伏し、枢軸の一角がくずれたのである。

一方同十八年度の国内の動きを常会協議題からみると、総力を戦態勢下の民生面としては、国民健康の増進のため、健民運動の実施要領として、日光消毒が清潔法運動としておこなわれ、前年度に引続き国民健康保険の加入が促進されている。生活物資の面では、日常用品の配給がますます窮屈となり、農家の飯米の不足が見られるまでになった。電力の節約については、一

○少ない電気で必要な明るさを工夫致しませう。

◇笠のない電燈にはなるべく深い笠を付けませう。

◇笠を付ければ約二倍から五倍位の明るさになります。

◇勉強や裁縫等細かい仕事のとときは電燈を手近かに下げて適當に明るさを増しませう。

昭和十八年二月

千 葉 縣
大政翼賛會千葉縣支部
千葉縣電氣協會

鍊成道場の建設も進み割当資金を募集している。戦争に關係する部落(区)活動としては、傷痍軍人相談所・戦病死者村葬、入営出征者見送り、慰問袋、海軍志願兵の募集、満蒙開拓義勇軍募集、同資金募集等が引続きおこなわれている。戦線は次第に圧縮され、戦病死者の増加がみられる。「町村葬決定事項・香取郡町村長会東部部会」(宮沢靖夫家文書)によって村葬のようすを述べる。

戦局ノ緊迫化ニ伴ヒ右ノ通り決定直チニ、実行スルモノトスル

一 戦没者ノ葬儀ハ各家庭ニ於テ執行スルコト、

1 町村ヨリ英壹一柱ニ対シ金三〇円ヲ香料葬具費トシテ支給スルコト

2 当日は町村長、農業会長、軍友会長、警防団長、婦人会長、国民学校長、地元区長、地元町村会議員参列焼香スルコト、

月十六日電力消費規制強化が行なわれた。(軍需七〇%、平和産業三〇%)
「電気の制限強化に協力致しませう。」というチラシが常会の折に配られている。

日常生活面では、さきに定められた戦時生活刷新要項の実践を強め、生活改善、特に慶弔行事の簡素化を進めている。東部

(吊辞ナシ)

- 3 通夜見舞等一切廃止スルコト
 - 4 四隣町村ヨリノ参列ハコレヲ廃止ス
 - 5 国民学校児童ノ参列ヲ廃止ス
 - 6 春秋二季(彼岸)ニ合同慰霊祭ヲ執行、知事代理地方事務所長参列、町村ニテ一定セル祭文ヲ捧グ
- 二 英霊出迎ハ次ニヨルコト
- 1 英霊ヲ出セル部落ハ全戸必ズ一人宛出迎フルコト
 - 2 各種団体長、学校長等出迎ヲナスコト
 - 3 国民学校児童ハ中止スルコト 以上

昭和十五年の戦時生活実践要項で定められた様式に比べ、戦局の逼迫は、国民感情からすれば、最も丁重にしなければならぬ戦没者の葬儀も、簡素化せざるを得なかつた。

つぎに貯蓄ならびに国債購入状況を橘村事務報告書(宮沢靖夫家文書)より書き抜いてみると次のようである。

貯蓄状況

国債購入額

利付国債一三六枚	一万三六〇〇円
割引国債五〇二枚	九一九〇円
勸業債券七八五枚	九九七五円
報国債券二二五枚	一七五〇円



学童疎開（東京都緑国民学校）

合計（二六四八枚）（三万二七六五円）

この年もおしつまり、十二月一日に第一回学徒兵入隊（学徒出陣）があり、同二十四日には徴兵適齢が一年引下げられた。

(5) 昭和十九年

昭和十九年に入り、戦局はいよいよ不利となり、六月には米軍はサイパン島に上陸、米軍機は直接北九州に来襲するまでに近づいた。

この年一月防空法による疎開命令が出され、六月には大都市の学童疎開が決定された。東庄地域にも、橘村（長福寺）、神代村（東徳寺、天福寺）、東城村（蔵福寺）に東京都より学童の集団疎開があった。

橘村宮沢靖男家文書によると昭和十九年八月十二日付で、東京都緑国民学校訓導渡辺梅櫻、同校母の会幹事高津辰市ほか二名は疎開学園設営準備のため橘村へ出張するという証明書を緑国民学校長福島鶴吉が出している。

この時の疎開児童数は男児一八名、女児一七名であつ

た。昭和十九年度橋村事務報告によると、同年の疎開者の状況は、学童集団疎開者三三名(東京都本所緑国民学校)および縁故疎開者四三八名とある。昭和二十年十二月の調に羽計区では一八戸に四八名の疎開者が入っている。疎開の状況は資料がないのでその数など確かめることができないが、笹川小学校沿革誌には「昭和十九年、五月六日、疎開児童増加す。空襲熾烈をきわめ学習混乱を来す。」とある。

サイパン陥落のあと、七月十八日、東条内閣は総辞職して小磯内閣が成立した。十月には米軍はフィリピンのレイテ島に上陸を開始し、この決戦に臨んだ連合艦隊は世界一を誇った戦艦武蔵以下大部分が撃沈された。このとき海軍航空隊は特別攻撃隊(特攻機)を送り一機一艦撃破の自爆攻撃を行ったが、戦果を上げることができなかった。

戦争の苛烈化とともに、八月一日女子挺身隊勤労令が公布され、続々と徴兵される男子に代って女子の勤労動員が行われた。このころの日記に、「あらゆる関係の人たちから戦死者が出る。教員の応召が出て、(助教)の採用がふえた」とあり。「笹川少年団は香取航空隊土工作业に奉仕す。勤労動員計画により工場に出勤す。」とある。女子挺身隊員の詮衡の様子を知ることのできる一文(「雑綴」宮沢靖夫家文書)を掲げてみよう。

拜呈(中略) □本ハツ事、女子挺身隊員として詮衡の命に接し候処、同家は家族二人にして主人は七三歳、妻は六八歳の老齡にして、主人は神社に奉仕し、最近は出征兵の祈願等に相当多忙を極め、妻は病身にして殆ど臥床致し居候、ハツ不在の際は朝夕の炊事にも差支ふる有様にて同人が家庭生活の中心をなし居る有様にて頗る困難の状況に有之候(以下略)。

十月十九日

□村長氏名

成家署長殿(佐原国民勤労動員署長)

なお町村役場は、佐原国民勤労動員署主催の応徴者家族懇談会を開催している。

(6) 昭和二十年

笹川町の空襲（笹川町役場日誌、笹川小学校沿革誌より）

昭和十七年四月十八日、笹川上空に敵機来襲あり、の記事が見られ、本町で最初の敵機来襲である。
昭和十九年五月六日には空襲熾烈。

（この記事は、笹川町に限ったことではないようである。）

同年十二月三日、神代村にB 29撃墜す、とあり、

同二十年一月三十一日 空襲殆ど毎日なり

二月 艦載機、茨城の飛行場波状攻撃

同年七月四日P 51機銃掃射、笹川駅および入正醬油工場、銃撃される。

この笹川駅の銃撃の折殉職された、中嶋はな子氏の墓碑文を掲げる。

浄華妙慎清信女

昭和二十年七月四日歿
定吉長女中嶋はな子行年十七歳

国鉄初ノ女子職員ニ拔擢、資性温厚職務勉勵ヲ基ニ模範トシテ賞ヲ受ク第二次世界大戦ニヨル敵機空襲ニ際シ身ノ危難ヲ顧ミズ
職責遂行ニ敢闘中不幸遂ニ敵弾ニ倒レ殉職ス其ノ敢闘精神ト責任觀念ノ旺盛ニヨリ職員ノ模範トシテ国有鉄道並ニ運輸大臣ヨリ
賞状ト一級功労章並ニ副賞ヲ授与セララル

同年三月九日 銚子市焼夷弾攻撃により市役所・駅前の中樞部灰燼と化す。

同七月十九日 B 29二〇機銚子市中心部焼夷弾投下、大被害を受ける。

昭和二十年四月一日、米軍の沖繩島上陸作戦が開始され、戦局は終末期を迎えた。敗戦の色は次第に決定的となつ

た。このとき本土決戦が呼号されていた。

本土決戦の場が、九十九里浜から鹿島灘海岸と想定されて、本土防衛配備が整えられ始めた。二月二十四日には、幡一三三六一部隊・橋本隊（砲兵）が、笹川小学校に進駐して来た。

(7) 国民義勇隊結成

昭和二十年四月、閣議で国民戦闘組織の編成が決定され、「国民義勇隊」が編成された。

米軍上陸の際の防衛前線に当たると目された橋村の国民義勇軍編成の状況を「雑綴」（宮沢靖夫家文書）により述べる。

昭和二十年五月二十五日、橋村長宮沢賢司は「国民義勇隊結成式挙行ノ件」として、

来ル本月二十七日午前九時ヨリ、県社東大神社々頭ニ於テ、冠敵撃攘祈願臨時祭執行ト、橋村国民義勇隊結成式挙行（本月十二日官報ヲ以テ公布相成候標記ノ件）仕候間御列席相成度此段御通知申上候

追而、小隊長ハ当日各部隊挺身隊員ノ神前ニ於ケル署名宣誓ヲ行フ為、午前八時迄ニ帯同御出席相成度候

という文書を発送している。そして以下の記述のような編成を行っている。

橋村国民義勇隊名簿

一 隊長 宮沢賢司（村長）

一 副隊長 吉田 利（助役）幕僚保立佐太郎

一 幕僚 越川脩蔵 同 高島 実

同 多田新太郎 同 永井甚左衛門

同 山本徹夫 同 石橋芳男

同 越川清四郎 同 保立勝太郎

同 柳堀村吉 同 青柳孝造

一 小隊長 (新) 根本満太郎 同 (石) 清水利一

同 (東) 桜井重右衛門 同 (宮) 飯田健介

同 (青) 山本敬作 同 (今) 多田良平

同 (津) 野口新一 同 (羽) 小沢清一

この件については引続き六月二十七日に、区長、実行組合長を召集して、次のことを決定している

国民義勇隊員名簿調製の件(注意)

一 男子隊、女子隊に分ち記載すること、該当者は疾病不具廢疾者を除き全部登載すること

一 一部を小隊の控とし一部を提出すること

一 青校生徒(青年学校)をこれに編入すること

一 隊員中戦斗隊員は○を附し、挺身隊員は△を附す

一 六月二〇日現在によること

一 年齢は数え年を記載すること

一 七月五日迄に提出すること

本会議事項(村長)メモ

一 戦災援護会寄附金の件

一 警察警備隊よりの伝達事項

- 1 宣伝ビラ
- 2 飛機の種類(飛行機)
- 3 デマの件

と記されており、米軍機の飛来が激しかったばかりでなく、米軍の伝單(宣伝ビラ)がまかれたことが推測されると共に、国民の不安動揺の様子がうかがえる。

七月十四日には、女子隊員の任命に関して左記掲載のような通知が出された。

先に述べた(笹川小学校沿革誌)幡一三三六一部隊の属する第五二軍(護澤部隊)の進駐については、次のようなメ

モが見られる。

昭和廿年七月十四日 橋村國民義勇隊長 宮澤賢司 印

橋村國民義勇隊

各小隊長殿

女子隊役員任命ニ関スル件

今般各小隊ニ女子隊世話役(各小隊一名)世話人(各小隊ニ一人或ハ数人)別紙委嘱書ノ如ク任命致シ候ニ交付ノ上可然御処置相成度候

追而今田任命ノ女子役員ハ全ク旧婦人會支部役員ニ代ルベ

キモノニシテ旧婦人會支部ハ昨日ヲ以テ發展的解消ヲ遂ゲ、今後該支部ニテ行ヒ来リ候事業ハ、アゲテ女子隊ニ於テ行フベキ事ト相成候ニ付宜シク御指導相成度候、

一 護澤部隊進駐ノ件

1 各区民家ノ使用

2 土蔵倉庫ノ借用

3 自転車供出ノ件、各区一台

4 厚生指導員ノ利用

このことから、本土防衛軍隊の駐留受け入れの状況がわかる。

(8) 臨戦配置

軍隊の配置状況を説明すると、第五二軍(護沢部隊)の配下で、一五二師団の一二糧速射カノン砲一門ずつが二

か所橋村羽計台に配備され、海軍関係では震洋（魚雷艇）基地が笹川町長山に配備された。

六月二十三日付の橋村国民義勇隊長宮沢賢司より大日本婦人会橋支部班長宛の文書には、護澤部隊よりの兵器手入用ポロ布蒐集の要請に追加して、橋本隊（羽計砲台）からも、大砲その他兵器手入用ポロ布の供出が要請されている。

(9) 食糧を始め物資の窮乏

このようにして「進駐」して来た日本軍兵士の装備がほとんど完全なものがなく、銃が数名に一挺しかないので、町民はこれでは駄目だと思った。常会に提出された、終戦直前の供出物品を列記してみると、

- 。古木綿、（縹帯代用として）を○五部隊医務室に持参のこと
 - 。緊急釘猷納供出の件、（一戸平均五本以上、古釘にても可）
 - 。飯米節約に関する件、米作農家一人当たりの飯米を八月より四升とすること
 - 。松根掘取に関する件
 - 。馬鈴薯供出に関する件
 - 。駐屯部隊に対する野菜供出割当
 - 。藁草履供出（軍隊使用）
- 以上のようなものである。

ここに吉田仁氏（今郡区）談によって当時の中学生の生活の様子を報告する。同氏は戦争末期の昭和二十年は中学二年であった。

戦争が終ったのが、旧制市立銚子中学校二年生の時であった。愆しがりません勝つまでは、と言った通り、物資の窮乏は底を叩いていた。

一足の地下足袋（配給）を一年間も使用しなければならなくて、踵のゴムがすりへって穴があき小石が入ってきたりしたが、それでも我慢しなければならなかった。

制服なども、もう満足なものには有りよう筈はなく、常に防空頭巾を持って登校した。

学校は軍事色一色にぬりつぶされ、登下校時には要所々に上級生が銃（教練用）を持って立っていた、二人以上になると隊互を整え、一人が指揮をとるといふ具合であった。

授業は毎日軍事教練が一時間ずつあり、配属将校も増員され、その指導は厳しかった。

二年生になると銃が与えられ、背囊、銃剣を装備しての戦闘訓練で、私たちにとっては緊張と苦痛の時間であった。いわゆる軍隊教育のビンタを頂戴しないものはなかった。

戦況が急を告げるようになって、軍事教官は、ABCを習って何になる。敵が上陸したら竹槍を持って突撃だ、と言った。英語の教師は、戦争に勝つには敵を知ることが大事だと言った状態で、教師間も不統一であった。

この頃には、動員に狩り出され、一、二年生は援農に出る日が多くなり、働き手、男手の少なくなった農家の食料増産に一役を担わせられた。休日には家族の一員として陣地構築作業に出なければならなかった。

中学三年生以上は軍需工場に動員され、授業はなかった、体の弱者やツベルクリンの陽転者は近くの工場へ動員された。四年生以上のうちには、京浜方面の工場へ動員されていった者もあった。

銚子には旧松岸に俗称ヨット工場があり、銚子商業、銚子中学校、匠埜中学校の生徒が動員されて軍用品の生産に従事した。銚子商業生は、人間魚雷と言われた魚雷艇の生産に、銚子中学生は、輸送船、斗南丸の建造をさせられた、従って家から工場へと通う毎日であった。終戦近く（昭和二十年）になってからは米軍機の来襲が多くなり、工場も攻撃され死人も出るようになった。銚子中学校も昭和二十年三月九日の空襲で全焼した。

昭和十九、二十年にかけては、食糧事情も逼迫し、さつまいもを持つての登校であった。ほとんど授業らしい授業も受けられなかった。

(二) 大利根用水事業

第九節(二)項耕地整理「兼田堰顛末」で大利根用水事業の開始により、溜池としての機能が縮小し、開田されたことを述べた。この間の開田や耕地整理によって、神代村民の所有となった田畑も行政区画からは万歳区(干潟町)の土地であることは、明かなことであるが、この問題も昭和三十年町村合併の折、桜井区が干潟町に合併されることとなつたために、桜井区新田の神代村地と金田池万歳村地との交換が行われた。

大久保溜池ならびに金田開田は昭和十二年一月以降、昭和十九年三月までの間、日中戦争、太平洋戦争(第二次世界大戦)と引続いた戦時下の食糧増産対策として開田されたものであった。昭和十四年、開始の大利根用水事業工事業と関連をもって進められたものである。

大利根用水事業の経過を述べるに当たり、先に記した干潟耕地整理地区除外運動とは事情が異なるものと考えられる。事業の発端は干潟耕地ならびに九十九里方面の干害解消に発するものではあるが、干潟耕地整理地区除外運動は、当町内(神代・東城村)に計画された溜池の拡張による耕地の潰地に対する反対であった、大利根用水事業の反対も同じく工事による潰地問題から発したものとはいえず、大利根用水改良工事の進捗とともに、潰地問題よりもむしろ、この工事により、積年の問題池が開田されることの利益が理解されたことにより自然に反対運動も下火となった点に表現されている。

大利根用水事業は県営の事業としては、最大級の事業であったことと、先に述べた干潟耕地整理事業が反対にあつて縮小された経験に照し慎重に取りはこばれ、さらに国の理解を得て国庫補助を得ることができたことに成功の理由

が求められよう。したがってここでは、大幹線工事完了までの経過の概略を述べることとする。なお以下の記述は『大
利根用水事業史』によるものである。

大利根用水事業の反対運動に関する年表（東庄地域関係部分のみ）

昭和一〇年一月一六日 東城、笹川、神代、古城、中和の五ヶ 昭和一〇年九月 七日 平和村にて反対派の連合会総会開催、

村連合大会開催、参加者二〇〇余人

「用地不売」「負担不納」を決議、八日

市場町、須賀村、栄村代表も参加

三月一八日 八日市場小学校では起工式が、同町自

由館では反対連合会の大懇親会がそれ

ぞれ開催された

五月一日 大利根用水農業水利改良事務所開設

昭和一二年一月

一二月二六日 笹川町に小作人を会員とする「愛町耕

作会」結成、反対運動に参加

（旭町）

見書を配布

五月一五日 「北総実業新聞」反対記事で全紙面を

二月一六日 笹川町地先の一部田地買収済みにより

埋める

竜ヶ谷地先など着工に至る

八月 五日 東城村にて反対対策委員会開催、古城

二月二六日 神代村に対し用地買収交渉開始（村会

村、中和村、八日市場町、笹川町、神

にて反対決議もありたり）

代村等の代表三〇余名出席

六月一三日 神代村より平山、窪野谷地区の路線変

八月 六日 大利根用水事務所の笹川派出所開設

一〇月 九日 更の陳情書提出（知事あて）

（五十嵐笹川町長の養蚕室）

十一月五日 東城村にて反対演説会

八月二五日 中和村にて大利根用水反対演説会

十一月五日 東城村にて反対演説会

二月二〇日 八日市場にて反対演説会、野田、中

一三年八月二九日 大幹線平山隧道上の畑地湧水多きため

和、神代、東城、栄、須賀、笹川各町

陥没(約二畝)

村の代表演説

一三年九月二二日 東幹線滝郷地区の測量に着手(松ヶ谷

三月二二日 笹川町にて反対演説会、地元小作人

地区、立入拒否あり)

(愛町耕作会)の出席多数

一三年九月一九日 大利根用水第三期事業費中流部予算四

昭和二年一月二五日 旭町公会堂に反対演説会開催

五万円の承認指令

二月一八日 大幹線平山隧道の入札完了(潤間組五

昭和十四年一月四日 大幹線平山隧道陥落(一名埋没せるも

三、八八八円)

大事に至らず)

三月二二日 古城村にて反対演説会開催、参会者二

一四年三月二六日 大利根干潟連合組合設立委員選任

〇〇余名

一四年五月 三日 神代村大友の用地交渉妥結

一〇月二二日 大利根用水組合の第一回組合会議員選

一四年五月一七日 平山隧道貫通

挙に関する異議申立(却下)

昭和十五年一月二三日 大利根県営事務所上棟式(旭町)

昭和十三年四月 一日 笹川揚水機場の完成、試験揚水開始

一五年四月一七日 大幹線完成、通水開始

一三年六月二七) 大雨にて水害(揚水機場より平山隧道

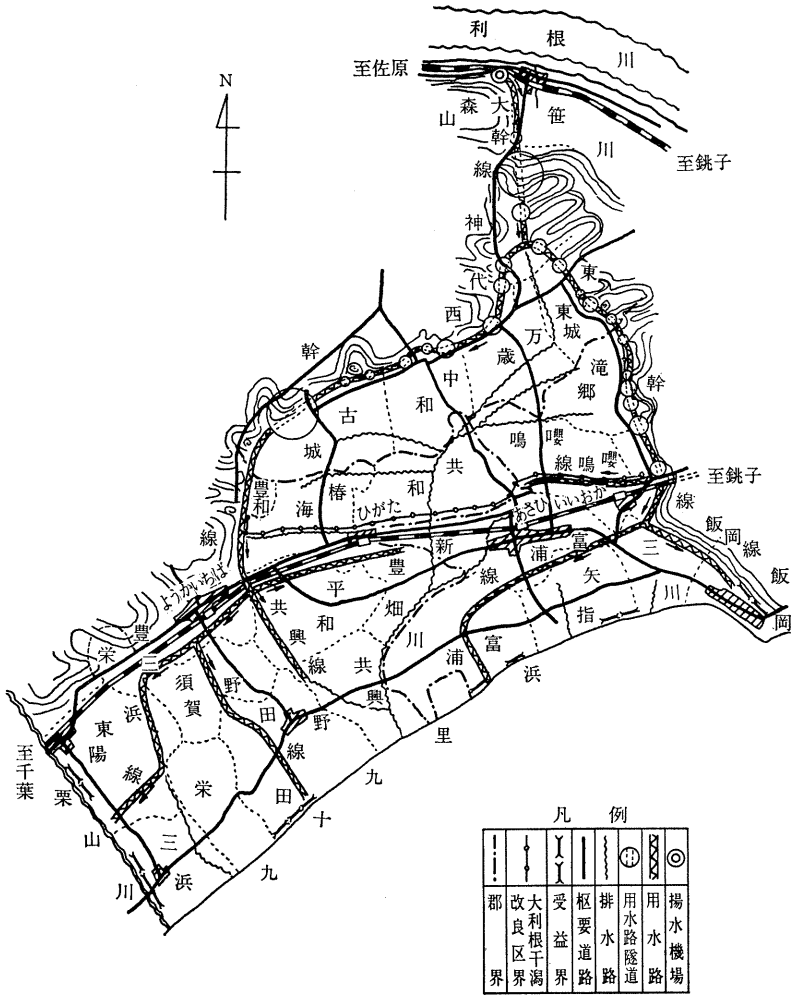
五月三〇日 古城村、引水希望の申し出あり

七月 三日 の間)

1 大利根用水事業への反対運動の概況

東城村

本村では利根用水事業地区と同地区外に当る小南、粟野、小座区があり、地区外三区並に大友区(神代村)の四区は



第29図 大利根用水幹線路図（『大利根用水史』上巻より）

受益地でなく、幹線用水路通過予定地であるため、耕地を潰されることを怖れ反対した。測量の立入を拒み、用地の買収に应ぜず、なかでも栗野区は最後まで反対を続けた。

神代村
神代村は東城村の地区外と同様に、その僅少な耕地を用水路敷地として潰されるので、生活権擁護を目標に、全村反対

運動を起こし、公式に村会の決議を以て予算を計上し、委員を決め全村一団となって反対した。測量の立入を拒むこと、用地買収は個々に承諾できないように仕組むなど、用地買収から着工まで困難をきわめた（現在では東城、神代兩村共、用水可能な地域は全部大利根用水区域に加入している）。

笹川町

笹川町は受益地でなくて、揚水機設置の予定地であり、用水路敷となる関係で個人的にも反対者が多かった。このほか地元ごぞつての反対理由としては、大量の揚水により利根川の濁水を来し舟筏の運航に支障を来すことはもちろん、塩害を招来する怖れが挙げられ、そのため地主小作者間で愛町耕作会が結成され反対した。一時は県営事務所（町長五十嵐莊太郎 養蚕室）前に反対運動の為の事務所を設けるなど物々しい騒ぎであった。なおこの間にあって町長が個人として、またその他数名の有力家が陰に陽に事業を理解し応援したことは、もともと受益地でなかっただけに特筆してよい点であろう。

2 大利根用水事業

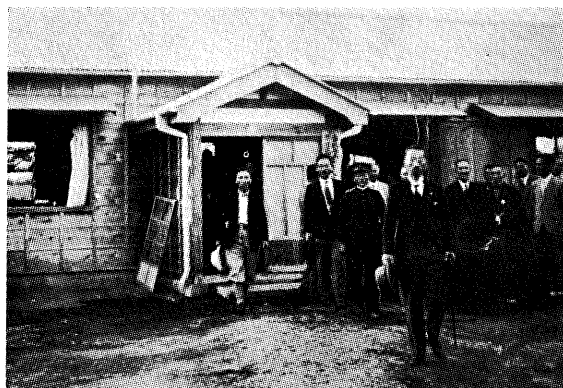
大利根用水の事業計画は大幹線から東西幹線に至るまでを含んだものとして立案されたのであるが、一つには賛否両論のはげしいせりあいと、もう一つには当時の国家財政上の理由もあって、この事業は全体としてではなく大幹線部分の計画のみがほかから切り離されて承認され、国庫補助を受けることになった（昭和九年四月十三日付農第五八一九号通牒）。

大幹線工事計画とその進捗状況 大幹線工事は、利根川から兼田溜に至る間総額七〇万円（時局匡救事業）を以て始

第152表 大利根用水事業の区間別施工計画

予 算 費 目	区 間	事業費	計 画 年 度
(大幹線) 匡救事業	笹川機場～兼田分水堰	70万円	昭和11.1～15.4(実施)
(東西幹線)	上流部 {東・栗野隧道 西・舟戸隧道}～兼田分水堰	30	13.～15.
	中流部 {東・栗野～夏目溜池 西・舟戸～外口隧道}	45	14.～15.
	下流部 {東・夏目～清滝隧道 西・外口～長熊隧道}	40	14.～17.
	末流部 {東・清滝～不動隧道 西・長熊～鍋木隧道}	40	14.～17.
	計	225	

第十節 戦時下の生活



笹川町最初の現場事務所 (前面は石原知事, 玄関前の真中) (山は山中課長, その隣は野口所長)

められた。工期の予定は昭和十年、十一年の二か年となっている。このうち工事費はおよそ六四万円、その主たる工事は利根川から取水するための笹川機場のほか、これを導水する開渠および隧道(平山、窪野谷地区)の部分で、延長二八〇五間(五〇四メートル)に達する。この大幹線工事は昭和十四年度に完成となった。

以下主要部門の施工経過として
 笹川機場の施工、平山隧道の施工、窪野谷隧道の施工、兼田分水堰の施工と行われた(この間の詳細な事情は、『大利根用水事業史』下、第二節主要部門の施工経過を参照されたい)。

